

IKOMA CITY

市民が創る めくもりと活力あふれるまち・生駒

生駒市総合計画

後期基本計画

はじめに



第5次生駒市総合計画は、「関西一魅力的な住宅都市」を目指して市民・事業者・行政が協働してまちづくりを進めていくための基本指針として平成22年3月に策定しました。策定から4年が経過し、その間に政権交代に伴う円安傾向や株価上昇など景気好転の兆しが見える一方で、人口減少の本格化や少子高齢社会の進行による税収の伸び悩み、公共施設等のインフラの老朽化、また、東日本大震災による環境・エネルギーへの関心や自然災害に対する安全対策へのニーズの高まりなど、本市を取り巻く社会経済情勢は急速に変化しています。

こうした中、計画策定後は、計画の進行管理を行う仕組みとして生駒市総合計画審議会（生駒市総合計画推進市民委員会、生駒市総合計画推進懇話会）を立ち上げ、市民参画のもとで前期基本計画の進捗状況を検証してきました。これらの前期基本計画の進行管理検証結果とともに、計画策定後の社会経済情勢の変化への対応、市民満足度調査の結果や新たに設定した将来人口フレームを踏まえ、この度、前期基本計画を見直し、平成26年度から平成29年度までの後期基本計画を策定しました。

後期基本計画の策定に当たっては、現行の第5次総合計画の基本構想に掲げる将来都市像や基本理念を継承することを策定方針としつつ、地方自治法改正による基本構想の策定義務廃止に伴い、改めて本市における総合計画のあり方について審議いたしました。その結果、本市においては今後もまちづくりの指針として必要であると考えことから、引き続き総合計画を策定することとしました。併せて、計画体系を整理し、基本構想を「生駒市のビジョン」、基本計画を「行政運営のプラン」と位置付けるとともに、計画の実効性を高めるために基本計画の計画期間を市長任期に連動するよう4年に短縮しました。

後期基本計画では、限られた財源で効率的、効果的な行政運営を図るべく「選択と集中」を明確にするため、基本構想に掲げた25の施策の大綱のうち「環境配慮社会の構築」や「医療サービスの充実」など8つの施策を「重点施策」として設定しています。

本計画が目標とする「4年後のまち」を実現するためには、市民の皆様の協力が不可欠です。本計画では、市民1人からまちづくりに参加してもらえよう、「市民1人でできること」として役割を示しています。まずは、1人でできることから取り組んでいただくことを期待しています。

最後になりましたが、本計画の策定に当たりまして、ご審議いただきました総合計画審議会並びに市議会の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただいた市民の皆様にご心から感謝申し上げますとともに、「市民が創る めくもりと活力あふれるまち・生駒」の実現に向けて、皆様のより一層のご支援、ご協力をお願いします。

生駒市長 山下 真



目次

■ 序章

基本計画の見直しに当たって	2
1 見直しの目的	2
2 見直しの範囲・期間	2
3 見直しの基本方針	3
(1) 進行管理のできる計画	3
(2) 施策の重点化	3
4 見直しの背景	4
(1) 社会情勢の変化への対応	4
①雇用・経済情勢や震災などの影響	4
②将来人口推計の変化による影響	4
(2) 前期基本計画の進捗状況の検証	5
①目指す姿の進捗度・指標の達成度	5
②市民満足度調査の結果	5
③総合計画審議会での検証結果の反映	6
5 見直しの基礎条件	6
(1) 将来推計人口と世帯数の推移	6
(2) 財政の見通し	8
①一般財源の収支	8
②経常的な歳入	9
③経常的な歳出	10
④経常収支比率	10
⑤実質公債費比率	11
⑥市債残高の推移	11
6 総合計画の役割と位置付け	12
(1) 策定の目的	12
(2) 計画の役割と位置付け	12
①基本構想	12
②基本計画	12
7 総合計画の構成と計画期間	13
(1) 総合計画の構成	13

(2) 計画期間	14
①基本構想	14
②基本計画	14
8 後期基本計画の構成と進行管理	15
(1) 基本計画の構成	15
(2) 基本計画のレイアウト	16
(3) 基本計画の進行管理方法の明確化と見直し	16
9 総合計画の体系	18
10 後期基本計画の見方	20

本章

後期基本計画	23
1 市民が主役となってつくる、参画と協働のまち	25
(1) まちづくりにおける市民の参画と協働	26
①市民協働	26
②情報提供・情報公開	28
(2) 地域活動・市民活動の活性化	30
①地域活動・市民活動	30
(3) 人権の尊重	32
①人権	32
②男女共同参画	34
③多文化共生	36
(4) 健全で効率的な行財政運営の推進	38
①行政経営	38
②行政サービス	40
③財政	42
④職員・行政組織	44
2 子育てしやすく、だれもが成長できるまち	47
(1) 子育て支援の充実	48
①母子保健	48
②保育サービス	50
③子育て支援	52
(2) 学校教育の充実	54
①幼稚園教育	54
②学校教育	56
③特別支援教育	58

(3) 生涯学習の推進	60
①生涯学習	60
②青少年	62
(4) 文化・スポーツ活動の推進	64
①文化活動	64
②歴史・伝統文化	66
③スポーツ・レクリエーション	68

3 環境にやさしく、自然と都市機能が調和した、住みやすいまち 71

(1) 適切な土地利用の推進	72
①土地利用	72
②住宅環境	74
③拠点整備	76
(2) 交通ネットワークの整備	78
①道路	78
②公共交通	80
(3) 環境配慮社会の構築	82
①5R（リデュース・リフューズ・リユース・リペア・リサイクル）	82
②環境保全活動	84
(4) 生活環境の整備	86
①生活排水対策	86
②公害対策	88
③地域美化・環境衛生	90
④上水道	92
(5) 緑・水環境の保全と創出	94
①自然的資源	94
②公園・緑化	96

4 いつでも安全、いつまでも安心して暮らせるまち 99

(1) 地域で助け合い、支え合う仕組みの整備	100
①地域福祉活動	100
(2) 健康づくりの推進	102
①健康づくり	102
(3) 医療サービスの充実	104
①医療	104
(4) 高齢者の生活を支えるサービスの実施	106
①高齢者保健福祉	106
②社会保障	108
(5) 障がい者の生活を支えるサービスの実施	110
①障がい者保健福祉	110

(6) 人にやさしい都市環境の整備	112
①バリアフリー	112
(7) 地域防災体制の充実	114
①災害対策	114
②自主防災	116
③消防	118
(8) 生活の安全の確保	120
①交通安全	120
②防犯・消費者保護	122

5 地域の資源と知恵を活かし、にぎわいと活力のあるまち 125

(1) 学研都市との連携	126
①学研都市	126
(2) 農業の振興	128
①農業	128
(3) 商業・工業の振興	130
①企業立地	130
②商工業	132
(4) 観光と多様な交流の促進	134
①観光・交流	134

巻末資料

1 総合計画後期基本計画策定体制図	138
2 総合計画後期基本計画策定経緯	139
3 生駒市総合計画審議会条例	142
4 生駒市総合計画審議会委員名簿	143
5 生駒市総合計画についての諮問	144
6 生駒市総合計画についての答申	145
7 生駒市総合計画基本構想の概要	147
8 関連データ	153
9 関係法令	156



基本計画の見直しにあたって

1 見直しの目的

基本計画の見直しについて、基本構想の第2章「第5次生駒市総合計画の構成と期間」では、「今後の社会環境の変化に対応していくため、計画は5年間とし、中間見直しを行った上で後期計画を策定することとします。」としています。

また、見直し前の基本計画の小分野1-(4)-①「行政経営」では、行政の役割分担として、「市民ニーズに基づき、効率的な行政運営を行う」、「総合計画の適切な進行管理を図る」とあり、行政の今後5年間の主な取組として、「総合計画の進行管理について市民が参加できる仕組みを構築します。」、「市民や利用者のニーズに即した行政サービスを提供するため、定期的に満足度調査を実施します。」としています。平成22年度と平成24年度に実施しました市民満足度調査結果から前期基本計画の各指標の動向や目指す姿の実現状況を把握し、市民が参加する生駒市総合計画審議会（生駒市総合計画推進市民委員会・生駒市総合計画推進懇話会）において計画の進捗状況を検証、分析することで、計画の進行管理を行ってきました。

これらを踏まえ、平成26年度を見直し年次とする基本計画について、第5次総合計画の着実な推進を図るため、社会情勢等の変化や政策・施策成果の評価検証を踏まえた見直しを行いました。

2 見直しの範囲・期間

第5次総合計画は、まちづくりを行う指針として、まちづくりの基本理念や将来都市像、その実現に向けた施策の大綱を定めた「基本構想」と、基本構想で定めたまちづくりの理念と将来都市像を実現するため、市民・事業者・行政の役割分担や各分野で取り組むべき施策を体系的かつ具体的に示す「基本計画」で構成しています。

今回の見直しは、このうち基本計画について行うもので、見直し後の計画期間は、計画の実効性を高めるため、市長任期に合わせて平成26年度から平成29年度までの4年間とします。

年 度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
基本構想 【10年】	基本構想									
基本計画 【5→4年】	前期基本計画					後期基本計画				

前期基本計画を見直し、
今回新たに策定する計画



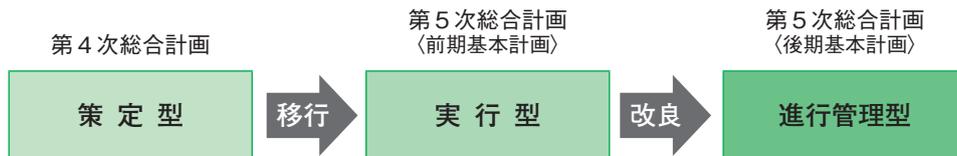
3 見直しの基本方針



(1) 進行管理のできる計画

見直しに当たっては、前期基本計画の検証結果を踏まえ、基本計画の実現性をさらに高めるために、策定後の進行管理を適切に行うことのできる計画にブラッシュアップすることを最優先とします。目指す姿と指標や取組等の各項目との対応や関係を明確にすることや定期的に把握可能な指標の入替えなど、進行管理する上で必要な見直しを行います。

なお、計画の構成やレイアウト等の基本的なフレームワークは、前期基本計画のフレームワークを踏襲します。



(2) 施策の重点化

基本構想に掲げた将来都市像「市民が創る めくもりと活力あふれるまち・生駒」の実現に向けた取組の強化を基本計画見直しの基本方針とします。

このため、将来都市像の実現に向けた、戦略的アプローチを『持続可能なまちづくり（サステイナブル都市）への取組』と定め、社会、環境、経済の3つの側面（トリプルボトムライン）がバランスよく発展のとれたサステイナブル都市を目指して、平成29年度までの4年間で取り組む施策の重点化や事業の選定等に反映します。

<戦略的アプローチ>

持続可能なまちづくり（サステイナブル都市）への取組

限られた財源で効率的かつ効果的な行政運営を図るために「選択と集中」を明確にするとともに、基本計画の実効性をさらに高めるために、「基本構想」に掲げた25の施策の大綱のうち「社会安定」「環境保全」「経済的豊かさ」のトリプルボトムライン強化の観点から次の8つを重点施策として設定し、うち10の重点分野を設定しています。

<重点施策・重点分野>

トリプルボトムライン	重点施策	重点分野
社会安定	1-(1) まちづくりにおける市民の参画と協働	① 市民協働
	2-(1) 子育て支援の充実	② 保育サービス・③ 子育て支援
	2-(2) 学校教育の充実	② 学校教育
	4-(1) 地域で助け合い、支え合う仕組みの整備	① 地域福祉活動
	4-(3) 医療サービスの充実	① 医療
環境保全	3-(3) 環境配慮社会の構築	① 5R・② 環境保全活動
経済的豊かさ	1-(4) 健全で効率的な行財政運営の推進	④ 職員・行政組織
	5-(3) 商業・工業の振興	① 企業立地

重点施策、重点分野の設定に当たっては、市長マニフェストや市民満足度調査における市民ニーズ、総合計画審議会での検証による前期基本計画の進捗状況等を踏まえて、設定しています。

4 見直しの背景

(1) 社会情勢の変化への対応

① 雇用・経済情勢や震災などの影響

わが国の景気や雇用環境を取り巻く状況は、長引くデフレ状況の中で、政権交代に伴って実施された「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」「民間投資を喚起する成長戦略」を内容とする「三本の矢」と呼ばれる一体的な経済政策の効果が表れ、景気については、消費等の内需を中心として回復の動きが広がり、実質GDPも4四半期連続でプラス成長となるとともに、雇用環境についても、有効求人倍率が約6年ぶりに1倍を回復しています。また、長く続いていたデフレ状況については、平成25年12月の内閣府の月例経済報告において約4年ぶりにその表現が削除されています。加えて、就業率や物価の上昇がみられるとともに、日本銀行が平成26年1月に発表した地域経済報告でも、全国9つの全ての地域での景気判断に回復の表現がされるなど、景気回復に向けての明るい兆しが見えており、日本経済は力強さを取り戻しつつあります。

しかしながら、海外景気の下振れが引き続きわが国の景気を下押しするリスクとされていることや、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動が見られること、平成25年度には出生数が過去最少となり人口減少に歯止めがかからないこと、社会保障費の増加が予想されることなど、将来における経済情勢を不透明化する要因もあります。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災は、未曾有の災害として今もなおわが国に大きな傷跡を残しており、近い将来、東南海地震の発生も予測されることなどから、震災を始めとする自然災害に対する安全対策やインフラの老朽化対策などは各自治体の喫緊の課題となっています。

このように、第5次総合計画策定時の社会情勢から大きな変化が見られることを踏まえ、特に本市にとって影響が大きい事項については基本計画全体への影響を考慮するとともに、各分野についても社会制度や社会情勢についての変化を分析したうえで、必要に応じた見直しを行いました。

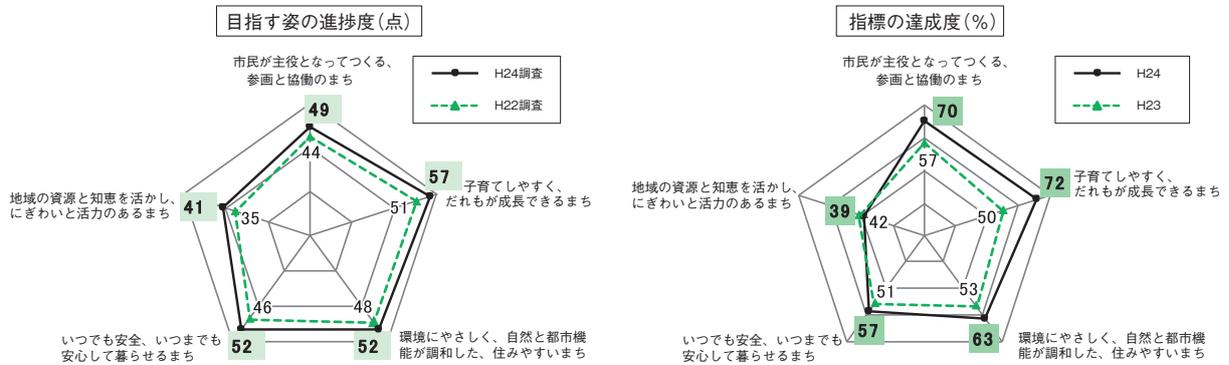
② 将来人口推計の変化による影響

全国では人口減少が進む中、本市の人口は、第5次総合計画策定時に設定した目標年次である平成30年における「概ね121,000人」に既に平成24年の時点で到達し、その後も引き続いて人口が増加傾向にあることから、実績値の検証をもとに将来人口フレームを見直しました。見直しに当たっては、本市の立地環境や過去の人口移動傾向、今後の開発計画等を踏まえて、コーホート要因法により推計を行いました。

(2) 前期基本計画の進捗状況の検証

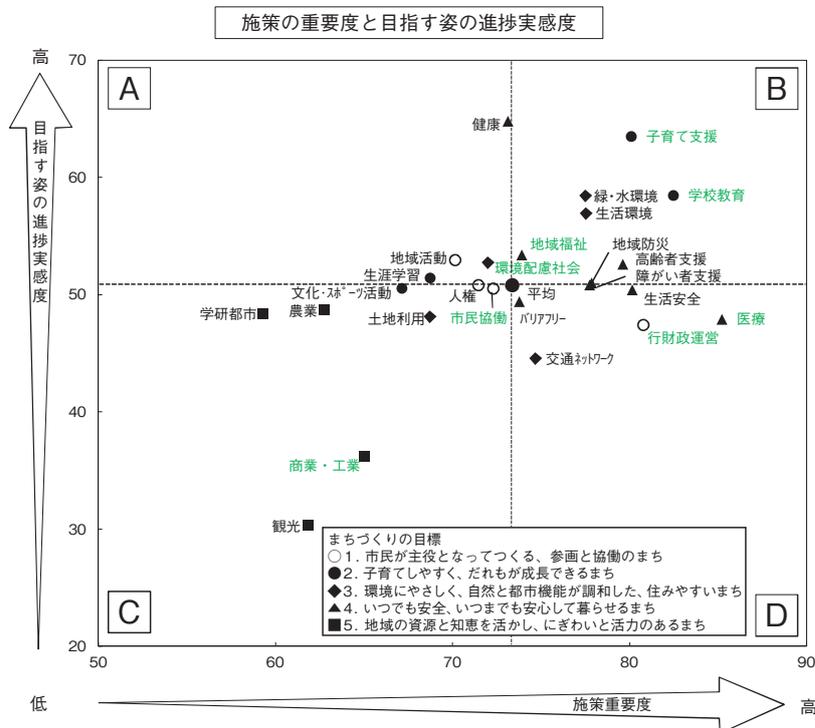
① 目指す姿の進捗度・指標の達成度

各小分野ごとに設定している目指す姿の進捗度や指標の動向を把握し、施策の進捗状況、課題などを検証しました。



② 市民満足度調査の結果

各分野の取組の成果や進捗状況について市民満足度調査を通じて得られた重要度や満足度、目指す姿の進捗度などの市民実感から分析し、各分野の進捗状況の評価及び政策・施策の今後の方向性を検討するための参考としました。

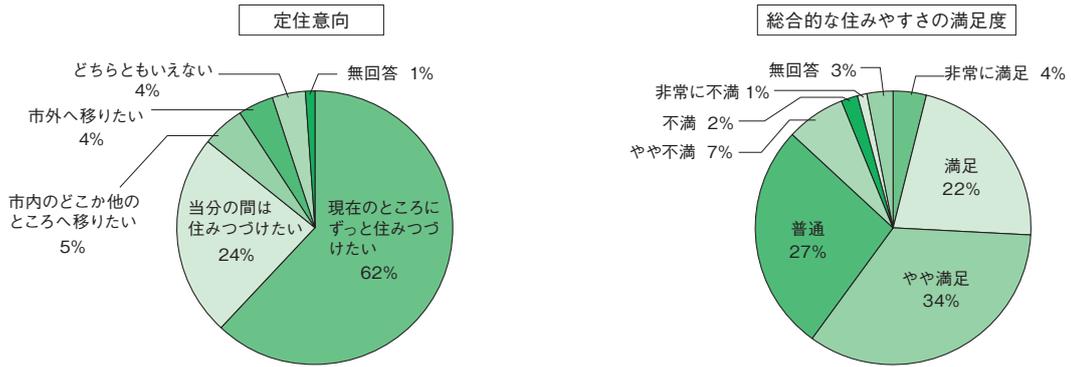


<領域A>維持分野: 進捗実感度は高く、重要度が低いため、今後場合によっては他の項目へ優先順位をシフトしていくことを検討する必要がある項目

<領域B>重点維持分野: 重要度も進捗実感度も高いため、継続して充実する必要がある項目

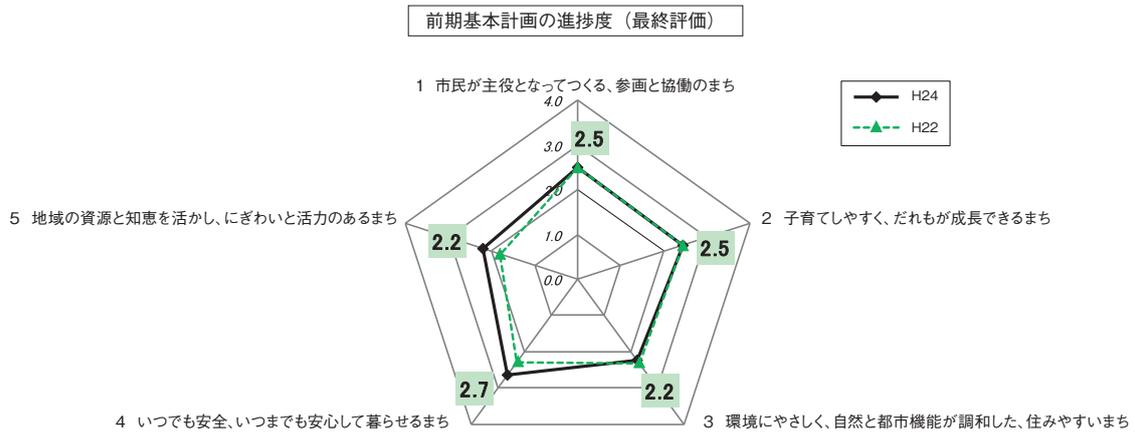
<領域C>改善分野: 進捗実感度が低いものの重要度も低いため、ほかの項目の優先順位を勘案しながら、進捗実感度を向上していくべき項目

<領域D>重点改善分野: 重要度が高いにもかかわらず、進捗実感度が低く、優先して充実が求められる項目



③ 総合計画審議会での検証結果の反映

政策・施策成果の評価検証に当たっては、これらの目指す姿の進捗度や指標等をもとに、総合計画審議会での総合的な評価を行ったうえで、施策の内容等の見直しに反映しました。また、指標の目指す値の見直しや指標そのもの見直しについては、検証結果を踏まえ必要に応じて見直しを行いました。



5 見直しの基礎条件

(1) 将来推計人口と世帯数の推移

生駒市は、平成24年10月1日現在で、市全体人口121,105人、47,766世帯となっており、いまだ増加傾向を示しています。人口減少時代の社会潮流の中で、継続して人口増加を続けており、今後5年間も大規模開発が予定され、大阪大都市圏のベッドタウンとしての発展が続いています。

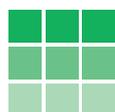
人口フレームを見直したところ、平成30年まで人口増加となりますが、それ以降は自然減少が社会増加を上回り、平成30年の123,816人をピークに人口減少に転じ、その後平成44年まで減少が続きます。見直し後の人口フレームでは、平成30年の人口は、見直し前の121,441人よりも約2,400人多くなっています。また、世帯数についても今後さらに核家族化や世帯分離の傾向が加速すると見込まれることから、平成30年には基本構想の設定数よりも約5,500世帯多い51,551世帯と予想しています。

また、年齢別人口構成においても、高齢人口比率は平成30年に26.9%とさらに増加し、年少人口比率は14.5%で増減はないものの、生産年齢人口比率は58.7%と基本構想の設定値よりさらに減少するなど、高齢化がさらに進むことが予想されます。

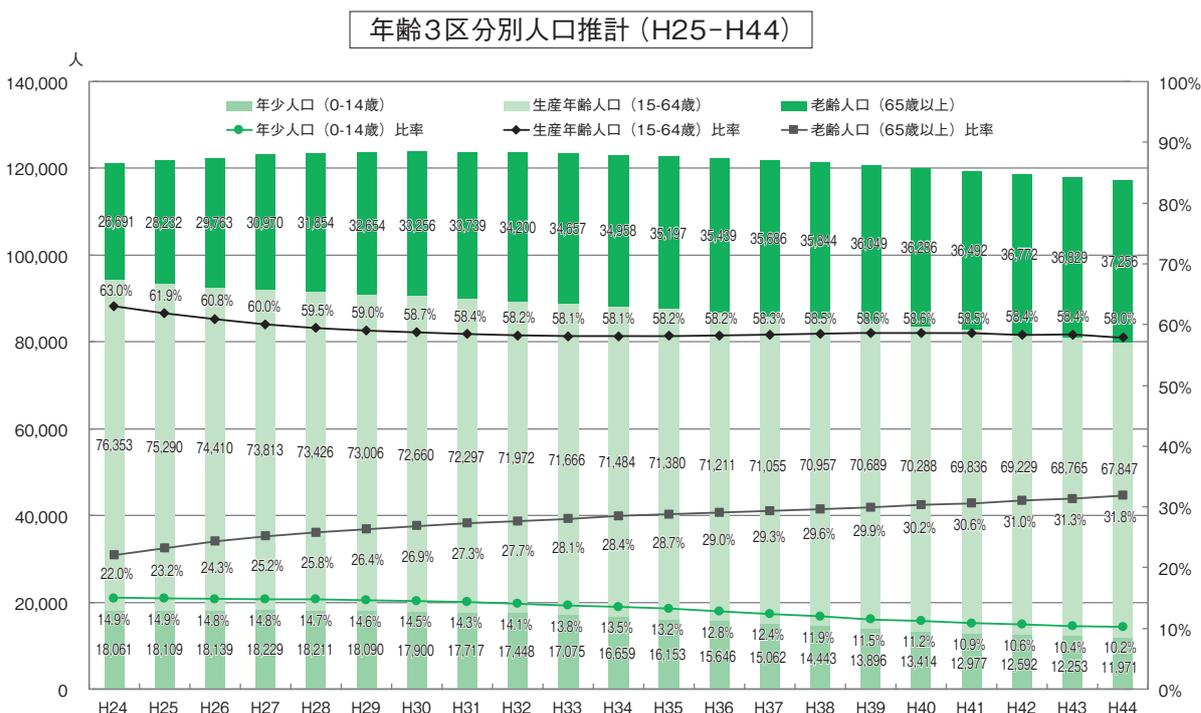
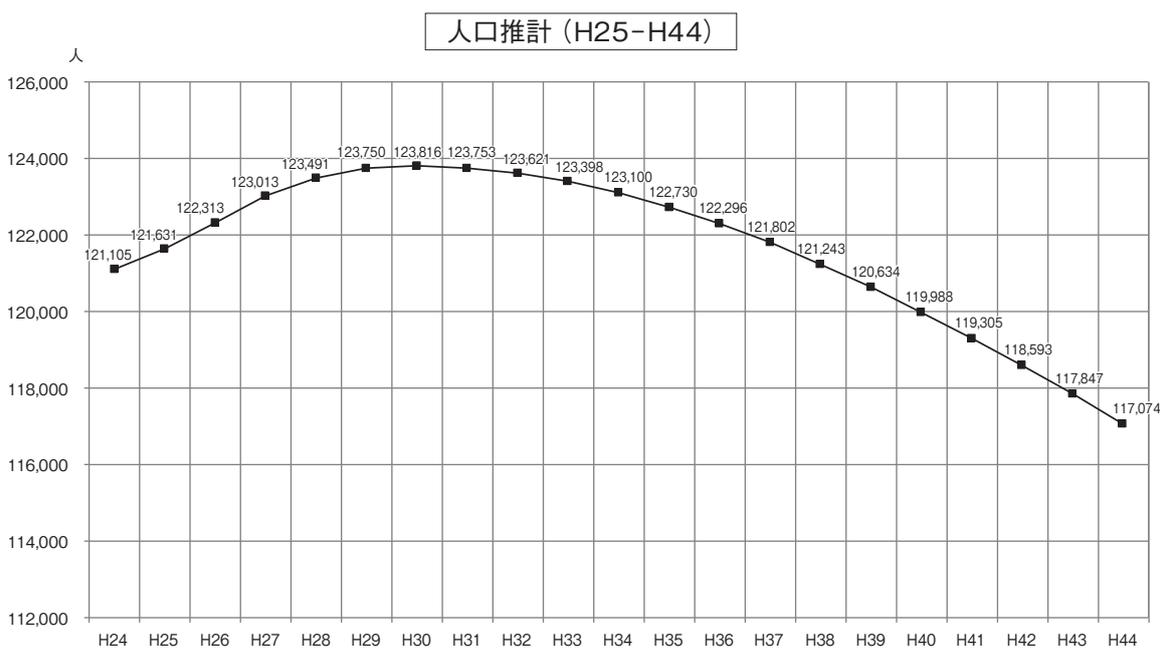
この人口フレームと現総合計画の設定人口を比べると、計画の策定後約3年が経過した段階において、計画の設定人口と世帯数を実績値がすでに上回っており、今後の分野別行政計画におけるフレームの設定において支障をきたす恐れがありました。

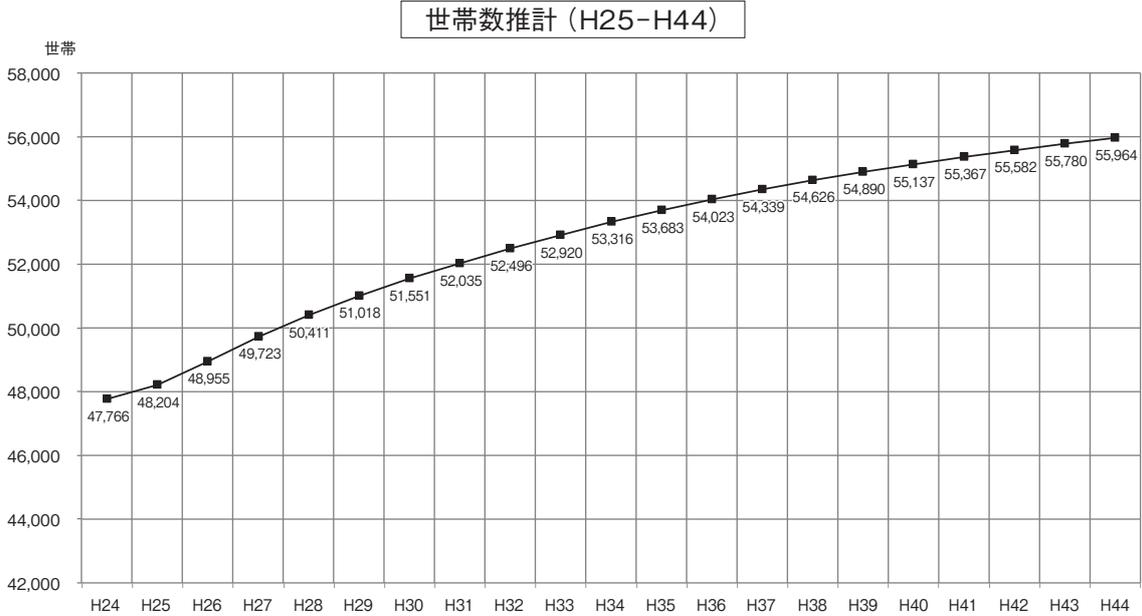
したがって、総合計画基本計画の見直しにおける将来人口（平成29年）の設定に当たっては、新たに設定した人口フレームを後期基本計画の推計人口の設定値（平成29年に123,750人）とし、基本計画を策定しました。

序章



基本計画の見直しに当たって





(2) 財政の見通し

今後5ヶ年の財政状況の見通しを明らかにするため、普通会計（一般会計及び国の法令に基づかず市の条例に基づき設置している特別会計）を単位とする中期財政計画を毎年度策定しています。

① 一般財源の収支

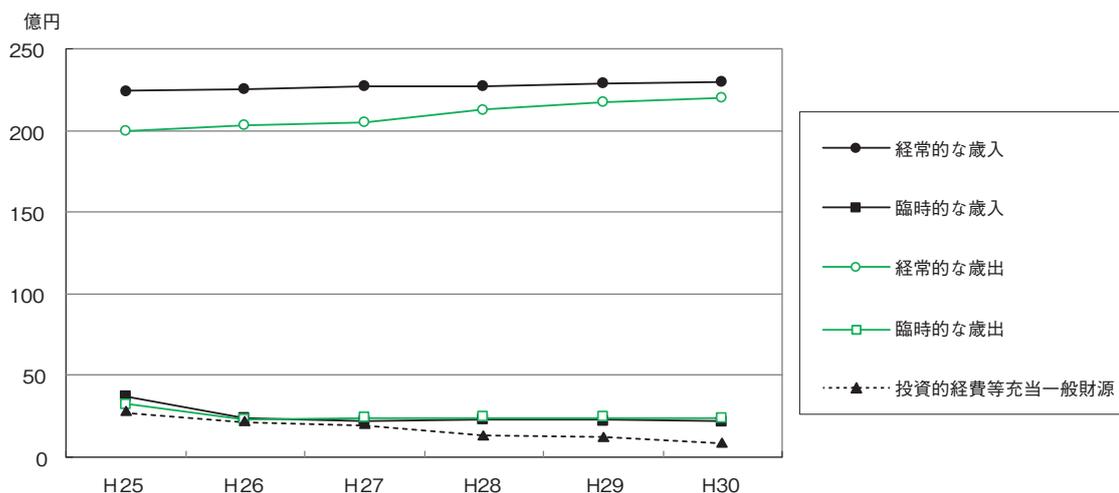
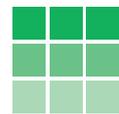
平成25年度中期財政計画（平成26年度～平成30年度）の試算では、市税や地方譲与税等の一般財源は増加傾向にあるものの、経常的な歳出は歳入のそれを上回って増加する傾向にあり、投資的経費等に充当できる一般財源は、徐々に減額していくと見込んでいます。

一般財源収支及び投資的経費等充当一般財源の見込み

(単位：百万円)

	H 25 (参考)	H 26	H 27	H28	H29	H30
歳入	26,063	24,834	24,872	24,977	25,215	25,260
経常的な歳入	22,402	22,460	22,671	22,722	22,949	23,036
臨時的な歳入	3,661	2,374	2,201	2,255	2,266	2,224
歳出	23,257	22,615	22,867	23,692	24,035	24,333
経常的な歳出	19,956	20,268	20,509	21,326	21,668	21,964
臨時的な歳出	3,301	2,347	2,358	2,366	2,367	2,369
投資的経費等に充当できる一般財源 (歳入－歳出)	2,806	2,219	2,005	1,285	1,180	927

* H25は11月時点の計画額です。



② 経常的な歳入

経常的な歳入のうち市税については、内閣府の試算（「中長期の経済財政に関する試算」（参考ケース）平成25年8月）を踏まえ、今後緩やかな経済成長に推移するとして試算した個人市民税や法人市民税の増収等により、市税全体としては増加傾向となっています。また、平成26年4月及び平成27年10月の消費税率の改定により地方消費税交付金が増加することから、経常的な歳入全体では増加傾向になると見込んでいます。

経常的な歳入

(単位：百万円)

	H25 (参考)	H26	H27	H28	H29	H30
市税	15,353	15,393	15,647	15,957	16,087	15,956
個人市民税	8,386	8,339	8,714	8,975	9,065	9,156
法人市民税	600	608	719	741	748	755
固定資産税	5,777	5,860	5,640	5,679	5,723	5,505
軽自動車税	102	104	106	108	111	113
市たばこ税	488	482	468	454	440	427
特別土地保有税	0	0	0	0	0	0
地方譲与税等*	1,277	1,499	1,940	2,433	2,432	2,432
地方特例交付金	95	92	92	92	92	92
普通交付税	3,303	2,857	2,668	2,139	2,237	2,455
使用料・手数料	32	35	36	37	37	37
その他の収入	64	64	64	64	64	64
臨時財政対策債等	2,278	2,520	2,224	2,000	2,000	2,000
計	22,402	22,460	22,671	22,722	22,949	23,036
対前年度伸び率	—	100.1%	100.9%	100.2%	101.0%	100.4%

* 地方譲与税等には、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、交通安全対策特別交付金を含んでいます。

* H25は11月時点の計画額です。

③ 経常的な歳出

経常的な歳出のうち義務的経費については、行政改革大綱の推進により職員数の削減に伴って人件費が減少するものの、毎年度約3%の社会保障費の伸び等を勘案すると、人件費の減少分を上回る扶助費の増加が見込まれることから、義務的経費全体では増加すると見込んでいます。

また、その他の経費でも、病院事業会計への負担金が平成28年度から本格的に始まることから補助金等が増加するとともに、介護保険特別会計や後期高齢者医療特別会計への繰出金も増加することから、経常的な歳出全体では増加傾向となります。

序章

基本計画の見直しに当たって

経常的な歳出

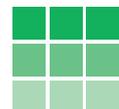
(単位：百万円)

	H25 (参考)	H26	H27	H28	H29	H30
義務的経費	12,380	12,330	12,136	12,496	12,468	12,680
人件費	6,592	6,761	6,608	6,840	6,496	6,544
退職金	432	528	576	840	672	744
扶助費	2,284	2,498	2,666	2,764	2,865	2,921
公債費	3,504	3,071	2,862	2,892	3,107	3,215
その他の経費	7,576	7,938	8,373	8,830	9,200	9,284
物件費	4,148	4,378	4,540	4,709	4,732	4,755
維持補修費	237	252	260	268	268	268
補助費等	768	796	875	1,001	1,251	1,262
繰出金	2,423	2,512	2,698	2,852	2,949	2,999
計	19,956	20,268	20,509	21,326	21,668	21,964
対前年度伸び率	—	101.6%	101.2%	104.0%	101.6%	101.4%

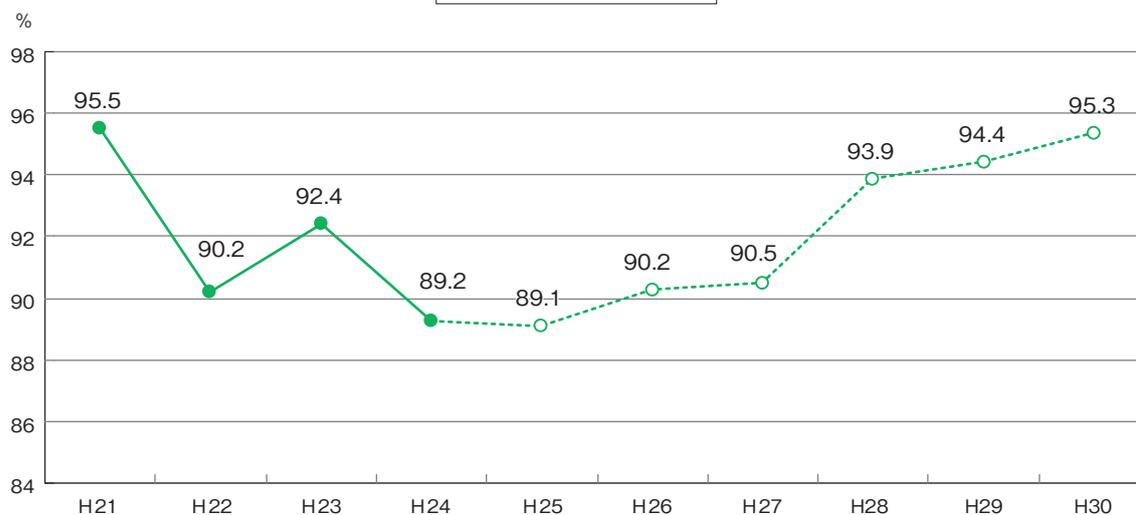
* H25は11月時点の計画額です

④ 経常収支比率

次に財政指標をみると、財政の弾力性を判断する経常収支比率では、平成25年度まで改善傾向にありましたが、平成26年度以降は収入が増えるものの、それ以上に介護や医療などの社会保障費の増加が見込まれることから、比率は上昇していく傾向にあります。特に平成28年度以降は一般会計から病院事業会計への負担金の影響から比率の悪化が見込まれます。



経常収支比率の推移

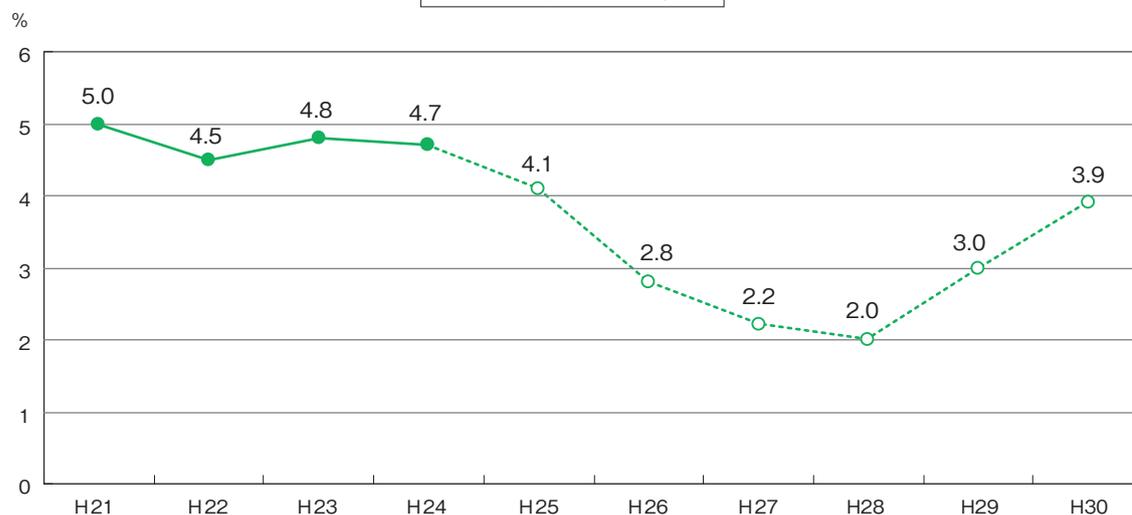


* H21～H24は実績値、H25～H30は計画値です。

⑤ 実質公債費比率

収入に対して借金の返済額がどの程度の割合かを測る実質公債費比率については、平成28年度までは改善傾向にあります。平成29年度以降は、病院事業会計の病院事業債の償還金が増えることから、毎年度1.0ポイント程度の上昇（悪化）が見込まれます。

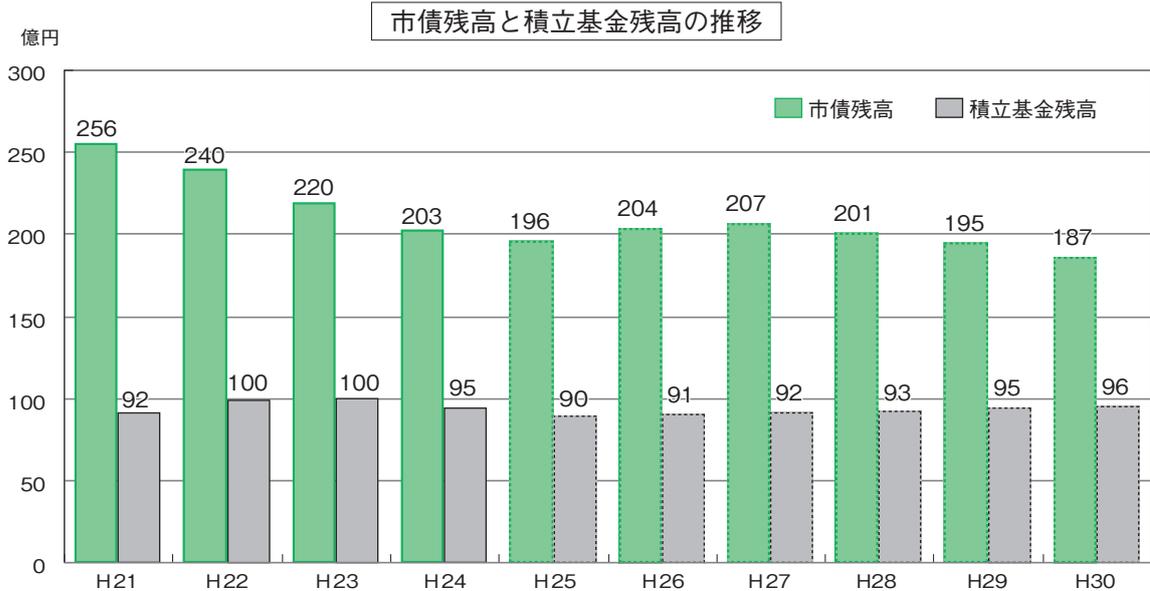
実質公債費比率の推移



* H21～H24は実績値、H25～H30は計画値です。

⑥ 市債残高の推移

市債残高については、ここ数年建設事業費に係る市債の借入が減ってきていることや支払利子総額の縮減のため繰上償還を積極的に行っていることなどから、減少傾向にあります。ただし、平成26、27年度においては投資的経費の増大に伴う市債借入れの増加が見込まれることから一時的に増加し、その後減少すると見込んでいます。



*H21～H24は実績値、H25～H30は計画値です。

6 総合計画の役割と位置付け

(1) 策定の目的

総合計画については、法的な策定義務が廃止されたものの、生駒市の将来のあり方を展望し、市民にまちづくりの中長期的なビジョンを示すとともに、総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すため、今後もまちづくりの基本指針として必要であると考えことから、引き続き策定することとします。

(2) 計画の役割と位置付け

従来は、計画体系の中で基本構想と基本計画の役割が明確ではありませんでしたが、次期総合計画からは、計画体系を整理し、基本構想を「生駒市のビジョン」、基本計画を「行政運営のプラン」と位置付け、それぞれの計画の役割を明確化します。

① 基本構想

基本構想は、地域を構成する市民、事業者、行政等全ての主体が共有する生駒市のまちの将来ビジョンを描くとともに、その将来ビジョンを実現するためのまちづくりの指針となるもので、地方公共団体が実現を目指す構想と位置付けます。そのことから、基本構想は、長期的な将来ビジョンとして、4年ごとの市長改選の影響を受けないものとします。

② 基本計画

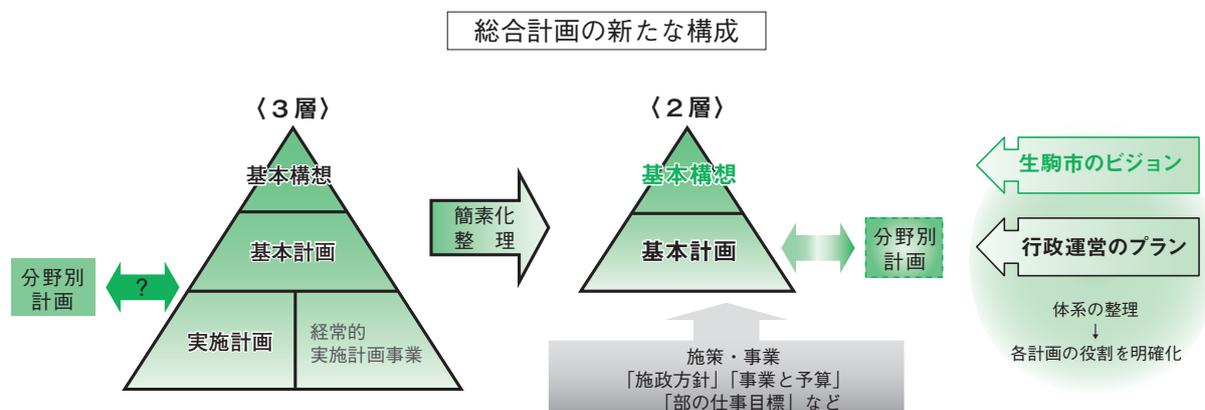
基本計画は、市長が任期の期間内において、基本構想に描かれた将来ビジョンを実現するために、行政分野ごとに目標とする目指す姿や行政が重点的に取り組む施策を示したもので、自治体経営を進める上で指針となる行政の取組計画と位置付けます。

総合計画	位置付け	役割
基本構想	生駒市のビジョン (地方公共団体が目指す構想)	市民、事業者、行政が協働してまちづくりを行う 指針となるもの
基本計画	行政運営のプラン (行政が取り組む計画)	市長が任期中に基本構想で目指すまちづくりを進めるために、分野ごとに目標とするまちの姿や行政が重点的に取り組む施策を示したもの

7 総合計画の構成と計画期間

(1) 総合計画の構成

平成26年度以降の第5次総合計画は、急激に変化する社会経済状況に迅速かつ柔軟に対応できるよう、従来の3層構成から2層構成に簡素化します。



構成を見直す主な理由は以下のとおりです。

- ①生駒市におけるまちづくりの最高規範である自治基本条例第19条第1項において、「基本構想及びそれに基づく基本計画を総合計画という。」と定義されていること。
- ②実施計画については、従来から一定の事業費以上の事務事業に限定して策定してきた計画であり、全分野をカバーする総合計画の最下層を構成する計画とはなっていない現状（28分野／51分野）にあったこと。
- ③基本計画の計画期間を後述のとおり5年から4年に短縮することにより実施計画の計画期間（3年）と大部分が重複すること。
- ④社会経済状況の急激な変化に即応するため、より適宜適切なタイミングで事業を企画立案し、予算編成プロセスを簡素化し、実施に向けてスピーディに着手することで、事業実施までのコスト縮小（毎年度ローリング方式での策定に係る業務負担や時間的コスト）と事業成果を効果的に発揮できるよう、実施計画を廃止することとする。
- ⑤従来、分野別計画（都市計画マスタープランやハートフルプラン等）については、3層の総合計画との関係性について明確でなかったが、実施計画の策定を取り止めることによって、自治基本条例第19条第2項に規定するとおり、基本計画に即して分野別計画を策定するようになり、分野別計画と基本計画の関係性を明確にすることができる。

なお、この構成の変更に伴い、これまで事業実施の可否を判断するために予算査定の前裁きとして機能してきた実施計画がなくなるため、代替の制度として、新規事業等について実施の可否を判断する行政内部の仕組みを新たに作って対応することとします。

(2) 計画期間

① 基本構想

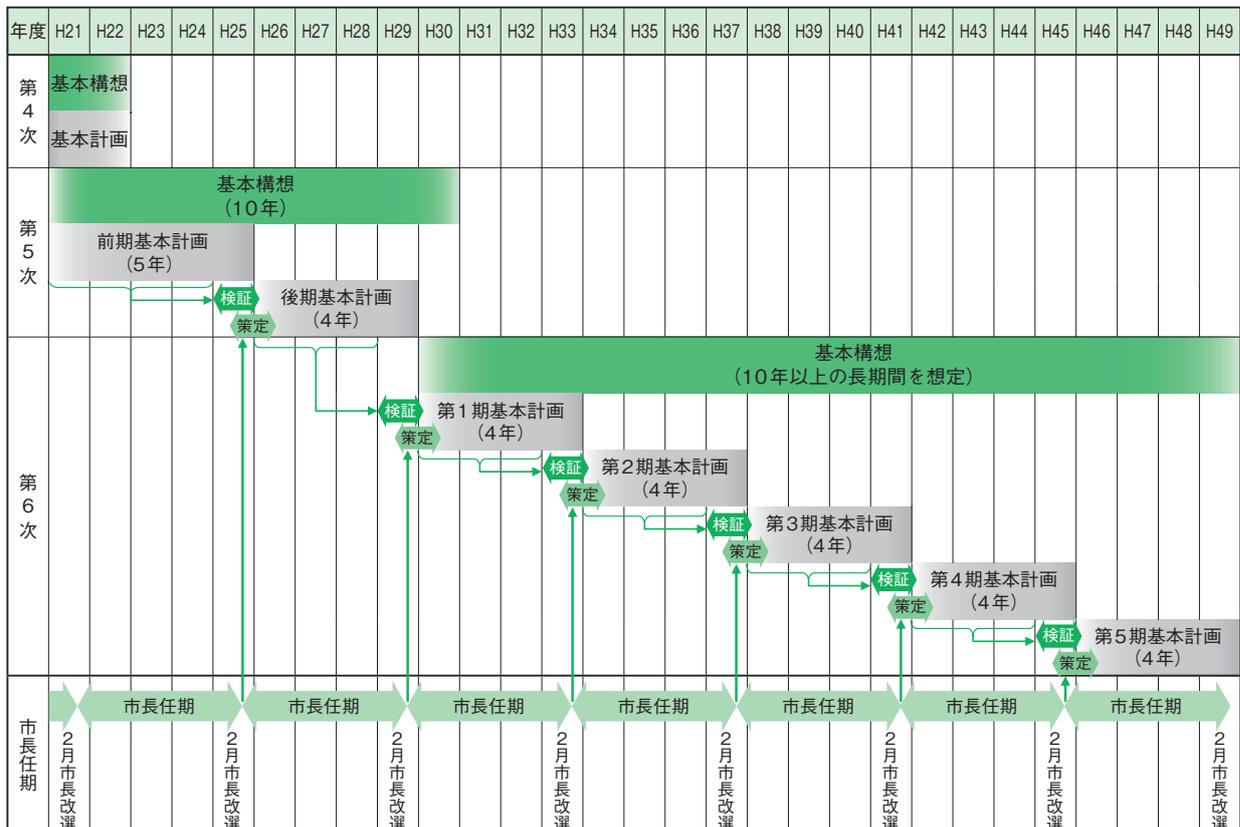
基本構想は、その役割を「生駒市のビジョン」と位置付けたことから、市長改選による計画の変更は生じにくいものとなり、長期に目指すまちづくりの方向性を示す普遍的な計画と位置付けられることから、計画期間については従来よりも長期に設定する（10年以上）など、次期構想の策定時に再検討することとします。

② 基本計画

基本計画は、その役割を「行政運営のプラン」と位置付けたことから、市長が掲げたマニフェストを計画に反映させることで、計画の実効性を高めるために、計画期間（行政サイクル）を市長任期（政治サイクル）に一致させて4年毎とします。

総合計画	計画期間	第5次総合計画後期基本計画の期間
基本計画	4年	平成26年度～平成29年度

総合計画の計画期間と市長任期の連動





8 後期基本計画の構成と進行管理



(1) 基本計画の構成

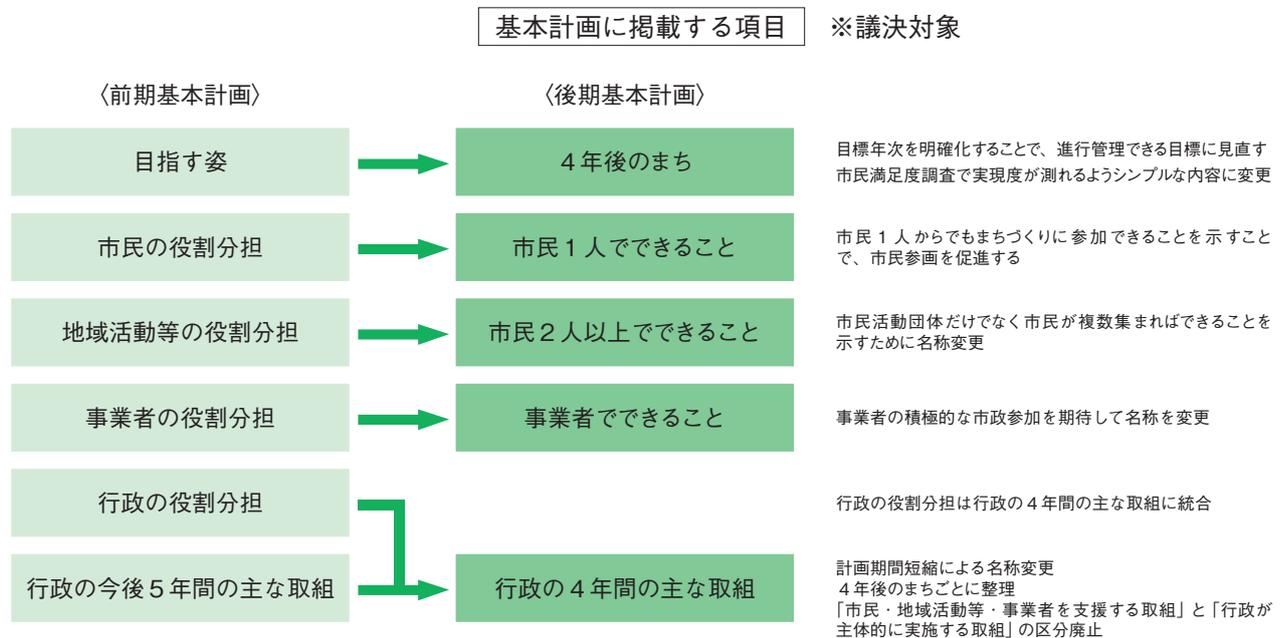
後期基本計画の策定に当たっては、前期基本計画を基本的に踏襲したスタイルとします。

ただし、これまで平成22、23、24年度の3年間進行管理を行った結果、「目指す姿」と「指標」の連動が不明確であったり、「役割分担」と「行政の取組」の対応が不完全であったりするなど、構成要素の互いの連動や関係性の整理が必要なが分かりました。また、基本構想とともに基本計画についても議会の議決対象となったことから、項目を整理し、議決対象となる項目を明確にする必要が出てきました。

これらを踏まえ、市民により分かりやすい計画とするため、「目指す姿」「役割分担」「行政の取組」の3項目に絞ったシンプルな構成とします。

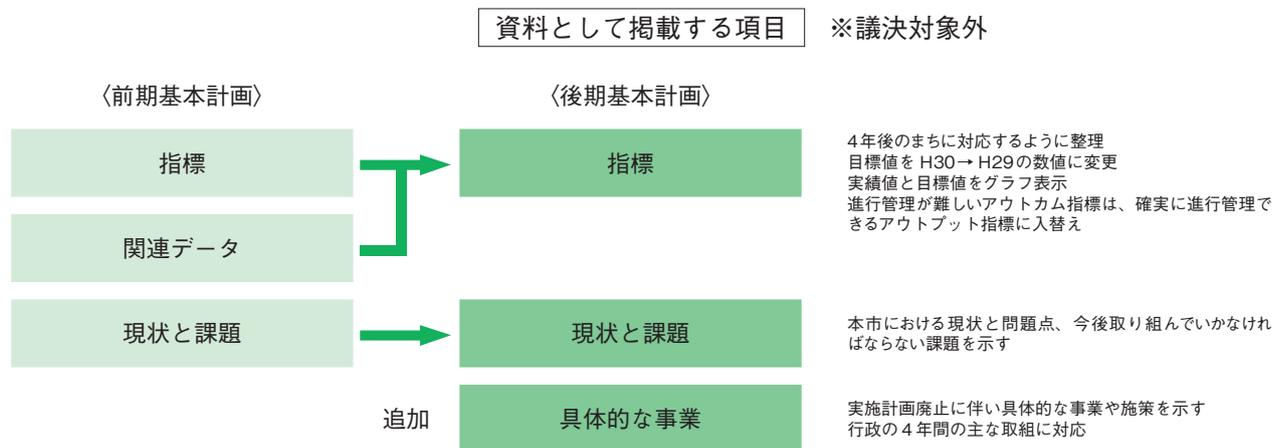
「目指す姿」については、アンケート調査の設問事項において、その実現度合いを測ることを前提として、4年後の計画目標年度に実現を目指すまちの姿を「4年後のまち」として具体的に分かりやすく示すこととします。

また、「役割分担」については、行政だけがまちづくりの主体ではなく市民、地域、事業者も協働してまちづくりに参画する役割があることを周知する意味で意義があること、また、市民1人からでも参画できることを示す必要があることから、「市民1人でできること」「市民2人以上でできること」「事業者でできること」に区分して明記します。行政の役割分担に該当するものについては、「行政の4年間の取組」の項目で示すこととします。なお、「行政の4年間の取組」については、4年後のまちの実現に結び付くもので重点的に取り組んでいく主なものを掲載します。



なお、「指標」については、事業レベルの具体的な指標を、施策の方向性を示す基本計画に掲載することは相応しくないと考えられること、また、各分野の進捗状況を測るために設定したものの、目指す姿の市民実感度と評価が乖離している分野が散見されるなど、必ずしも分野の進捗状況を象徴的に表せていないことから、基本計画には掲載しないものとします。

しかしながら、計画を進行管理していく上で、定量的に比較するための指標が必要となることから、「現状と課題」と併せて、基本計画とは別に資料として示します。指標の掲載方法については、実績数値も含めてグラフ化したうえで掲載することとし、従来の「関連データ」の代替とします。指標以外に関連するデータがある場合は、巻末資料として掲載することとします。また、実施計画の廃止に伴って、行政が実施する「具体的な事業」を新たに資料として掲載することとします。



(2) 基本計画のレイアウト

前期基本計画では、1分野あたりのページ数をA4版見開き2ページとしていましたが、後期基本計画においても、分かりやすい計画を目指すため、市民や職員が「見やすい計画書」という視点からも引き続きA4版見開き2ページとし、ページレイアウトを規格化することとします。

左ページは議会の議決対象となる「基本計画」部分とし、右ページは基本計画を補完する「資料」部分とします。

規格化に伴って、小分野ごとに掲載する項目は、「4年後のまち」は3つまで、「指標」は3つまで掲載するものとします。また、「関連データ」に代わって、全ての指標について実績値と目標値をグラフ化して掲載するものとします。

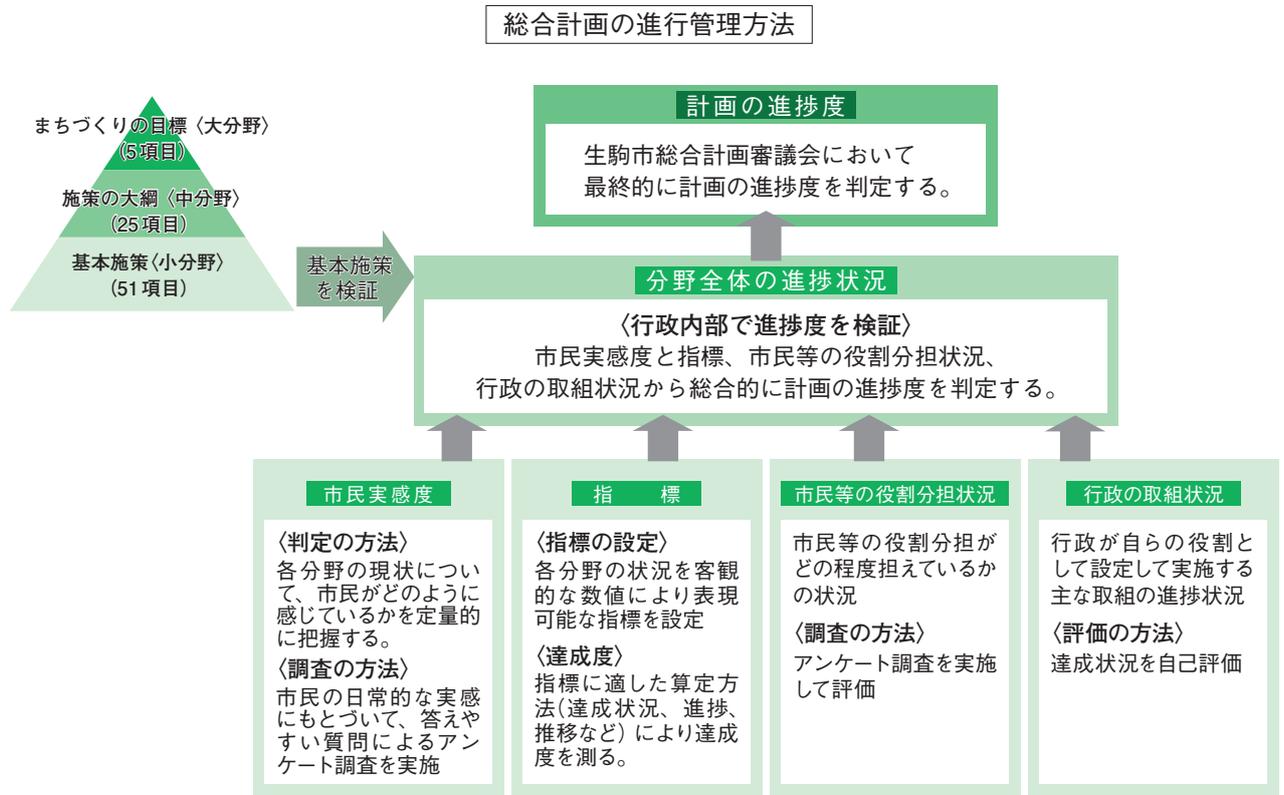
後期基本計画では、計画の進行管理を考慮して、行政の取組と指標等については担当課名を明記することとします。

(3) 基本計画の進行管理方法の明確化と見直し

後期基本計画については、本計画の着実な推進を図るため、前期基本計画と同様、引き続いて毎年度の予算編成前にPDCAサイクルによる進行管理（モニタリング）を行うこととし、基本計画の進捗状況を評価・検証するなどの運用管理方法を次のとおり明確にします。

第5次総合計画では、5の『まちづくりの目標』を掲げ、25の『施策の大綱』、51の『基本施策』を位置付けていますが、進行管理を行うに当たっては、基本計画を構成する最も基本的な単位である51の基本施策について検証します。市民の視点から測る「市民実感度」と、定量的・客観的な「指標」の2つを用い、客観、主観の両面から検証します。また、「行政の取組状況」と併せ、事前に行政内部で進捗状況を検証し、計画の進捗度を測ります。その上で総合計画審議会において行政内部で行っ

た検証や進捗度について審議を行い、審議会からの意見を付した上で、各分野の計画の進捗度を最終的に判定します。



序章
基本計画の見直しに当たって

なお、今後も、新たな基本計画の策定に当たっては、基本計画の進行管理（モニタリング）の結果を反映させることとします。

また、社会経済情勢の変化や時代の潮流の変化に伴って、基本計画の進行管理（モニタリング）により、実行中の基本計画そのものを見直すことが必要になった場合に、基本計画の見直し（オルタレーション）ができるよう、次期基本構想では、見直し手続きについてあらかじめ明記しておくこととします。



9 総合計画の体系

基本理念

将来都市像

施策の体系

序章

基本計画の見直しに当たって

市民主体のまちづくり

自助・共助・公助

持続可能な都市経営

市民が創る
ぬくもりと活力あふれるまち・生駒

戦略的
アプローチ

持続可能なまちづくり(サステイナブル都市)への取組
経済
社会
環境

1 市民が主役となってつくる、参画と協働のまち

(1) まちづくりにおける市民の参画と協働 **重点施策**

- ① 市民協働 **重点分野**
- ② 情報提供・情報公開

(2) 地域活動・市民活動の活性化

- ① 地域活動・市民活動

(3) 人権の尊重

- ① 人権
- ② 男女共同参画
- ③ 多文化共生

(4) 健全で効率的な行財政運営の推進 **重点施策**

- ① 行政経営
- ② 行政サービス
- ③ 財政
- ④ 職員・行政組織 **重点分野**

2 子育てしやすく、だれもが成長できるまち

(1) 子育て支援の充実 **重点施策**

- ① 母子保健
- ② 保育サービス **重点分野**
- ③ 子育て支援 **重点分野**

(2) 学校教育の充実 **重点施策**

- ① 幼稚園教育
- ② 学校教育 **重点分野**
- ③ 特別支援教育

(3) 生涯学習の推進

- ① 生涯学習
- ② 青少年

(4) 文化・スポーツ活動の推進

- ① 文化活動
- ② 歴史・伝統文化
- ③ スポーツ・レクリエーション

3 環境にやさしく、自然と都市機能が調和した、住みやすいまち

(1) 適切な土地利用の推進

- ① 土地利用
- ② 住宅環境
- ③ 拠点整備

(2) 交通ネットワークの整備

- ① 道路
- ② 公共交通

(3) 環境配慮社会の構築 **重点施策**

- ① 5R (リデュース・リフューズ・リユース・リペア・リサイクル) **重点分野**
- ② 環境保全活動 **重点分野**

(4) 生活環境の整備

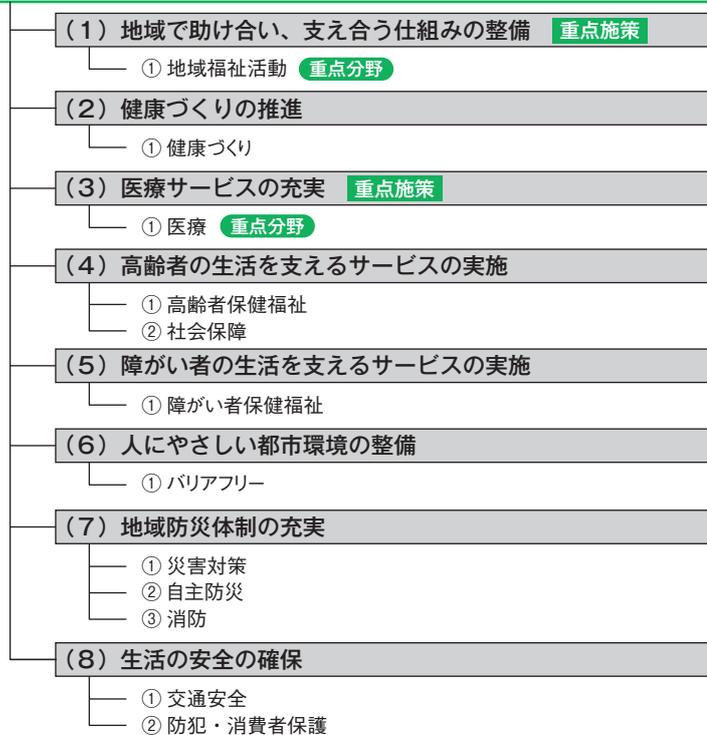
- ① 生活排水対策
- ② 公害対策
- ③ 地域美化・環境衛生
- ④ 上水道

(5) 緑・水環境の保全と創出

- ① 自然的資源
- ② 公園・緑化

施策の体系

4 いつでも安全、いつまでも安心して暮らせるまち



5 地域の資源と知恵を活かし、にぎわいと活力のあるまち



10 後期基本計画の見方

基本計画の構成

見開き左ページには、後期基本計画を掲載しています。後期基本計画では、分野ごとに4年後に実現を目指す具体的なまちの姿を目標として掲げ、かつ、目標に対する市民や事業者それぞれの役割と行政の取組を示し、どのような状態を目指しているのかが誰にとっても分かりやすいよう、以下の構成としています。

序章

基本計画の見直しに当たって

重点分野

後期基本計画期間において、重点的に取り組む分野として設定した分野を表しています。

行政の4年間の主な取組

後期基本計画の4年間での行政の主な取組を示しています。市長任年に連動させ、「4年後のまち」を実現するために、行政が自らの役割として主体的に実施する取組を示しています。

4年後のまち

市民や事業者、行政が共に4年後に実現を目指す将来の暮らしや、まちの姿、行動などを示しています。

市民等の役割分担

「4年後のまち」の実現に向けて、市民・事業者それぞれの役割を示しています。市民の役割分担については、市民が1人からでもまちづくりに参加してもらえるように、1人でも取り組めること、市民が2人以上(グループ)で参加できることに区分して示しています。「市民2人以上でできること」では、地域でのコミュニティ活動(自治会活動等)や、ボランティアグループ、NPO等での活動や取組などについて示しています。

4年後のまちとの対応

各項目が、どの「4年後のまち」に対応したものかを明確にするため、それぞれ文頭に「4年後のまち」の番号を付番しています。

用語説明

分かりにくい用語について説明しています。

小分野

2-(1)-②

重点分野

保育サービス



※1 学童保育：共働き家庭など保護者が昼間家庭にいない小学生(1年生～6年生)に対して、放課後の生活の場を提供する保育(施設)のこと。

資料の構成

見開き右ページには、後期基本計画に関する資料を掲載しています。資料では、各分野の現状や課題、今後4年間で行政が取り組む具体的な事業や、「4年後のまち」の実現度合いを測る指標を示し、基本計画を進行管理するために必要な項目を誰にとっても分かりやすいようグラフ等を用いて示しています。

現状と課題

生駒市における現状と問題点、今後取組んでいかなければならない課題を示しています。

4年後のまちとの対応

各項目が、どの「4年後のまち」に対応したものを明確にするため、それぞれ文頭に「4年後のまち」の番号を付番しています。

- 2 子育てしやすく、だれもが成長できるまち
- (1) 子育て支援の充実

指標

「4年後のまち」の実現に向けて、その達成度合いを測る「ものさし」で、数値化が可能な指標として、その分野で代表的なものを設定しています。目指す値は市民、事業者、行政等が共に取り組むことで達成する値で、平成21年度から平成25年度までの実績値に対して、後期基本計画の目標年次である平成29年度までの各年度の目指す値を示しています。（「現状維持」など、言葉で示している指標も一部あります。）

具体的な事業

行政の4年間の主な取組に掲げる項目に対応する具体的に実施を予定している事業名を示しています。ただし、ここに掲載する事業は、本計画策定時点で想定している予定事業であり、予算措置が整わないこと等により、事業が実施できない場合や事業名や事業内容等が変更となる場合があります。

関連する主な分野別計画

その分野に関連して策定・推進している個別の分野別計画を示しています

資料

現状と課題

共働き世帯やひとり親の家庭にとって保育サービスの充実、仕事と子育てを両立させるため、非常に重要であり、保育時間の延長など保護者からのニーズも多様化しています。

本市では、待機児童の解消対策として平成20年2月以降に8園の私立保育所が新たに開所し、884名の定数が増加しましたが、待機児童問題の解消はできていません。また、一時預かり、延長保育、休日保育や病児・病後児保育の実施など多様なニーズに対応した保育サービスの充実が求められています。

学童保育についても快適な保育環境を確保するため、学童保育施設の整備や指導員の資質の向上を図っていく必要があります。

今後も、仕事と子育てが両立できる環境を整備していくため、保護者のニーズを把握していくとともに、地域や幼稚園・学校との連携を強化し、効率的で効果的な保育サービスを行っていくことが必要です。

指標

① 保育所待機児童数(人)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
現状値	53	71	79	112	43	59	10	10	10
目指す値	-	-	-	-	-	-	10	10	10

【この指標について】
保育所入所申込者のうち、保育所に入所できなかった児童数(4月1日現在)。
子育て家庭を取り巻く環境や就労の動向を考慮しながら、待機児童の減少を目指します。(こども課)

② 一時預かり保育の延べ利用児童数(人)

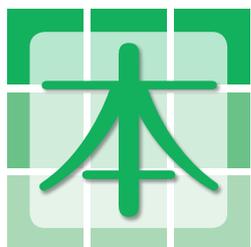
年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
現状値	2,956	5,098	5,149	5,133	6,189	6,700	6,800	6,900	7,000
目指す値	-	-	-	-	-	-	-	-	7,000

【この指標について】
家庭において一時的に保育が困難になった乳幼児について、保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行うことにより、在宅で保育を行っている家庭等を支援します。(こども課)

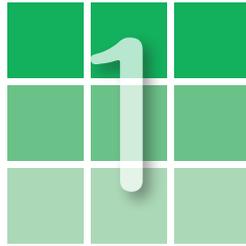
具体的な事業

- ①1 はとぼぼ公園清掃事業(こども課)
- 公私立保育所の園庭開放(こども課)
- ①2 民生児童委員との連携事業(こども課・教育総務課)
- ①3 就学前教育相談事業(こども課)
- ①4 放課後児童クラブ職員研修事業(教育総務課)
- 保育士職員研修の充実(こども課)
- ②1 私立保育所運営費等補助事業(こども課)
- ②2 学童保育運営事業(教育総務課)
- ②3 (仮称)南こども園整備事業(こども課)
- (仮称)高山認定こども園整備事業の促進(こども課)
- ②4 特別保育実施事業(こども課)
- ②5 学童保育施設整備事業(教育総務課)
- ②6 保育所緊急整備事業(こども課)

関連する主な分野別計画 生駒市次世代育成支援行動計画



後期基本計画



市民が主役となってつくる、参画と協働のまち

(1) まちづくりにおける市民の参画と協働

- ①市民協働
- ②情報提供・情報公開

(2) 地域活動・市民活動の活性化

- ①地域活動・市民活動

(3) 人権の尊重

- ①人権
- ②男女共同参画
- ③多文化共生

(4) 健全で効率的な行財政運営の推進

- ①行政経営
- ②行政サービス
- ③財政
- ④職員・行政組織

4年後のまち

- ① 市民と市、市民同士が、互いに対等な立場で相互に補完し合い、協働によるまちづくりが進んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 市政、まちづくりに関心を持つ。
- ② 主体性をもって積極的に市政に参画する。
- ③ 公募市民登録制度※2に登録する。

市民2人以上でできること

- ① 市民政策提案制度※3を活用し、事業や施策の提案を行う。

事業者でできること

- ① 市政、まちづくりに関心を持つ。
- ② 主体性をもって積極的に市政に参画する。

行政の4年間の主な取組

- ① 本市のまちづくりを進めていくための基本的なルールを定めた生駒市自治基本条例に基づき、参画と協働のまちづくりを一層進めていきます。(市民活動推進課)
- ② 協働によるまちづくりの担い手を養成する講座を実施します。(市民活動推進センター)
- ③ 市政への市民の理解と関心を高めるとともに、市政に市民の意見を反映させるため、タウンミーティングなど市民と行政が直接対話できる機会づくりに努めます。(広報広聴課)
- ④ 参画と協働によるまちづくりを推進するため、庁内における職員の意識の高揚を図ります。(市民活動推進課)
- ⑤ 審議会委員の公募や市民政策提案制度などを実施し、政策形成過程における市民参画の充実を図ります。(企画政策課)



タウンミーティング

※1 協働：まちづくりの主体である市民と市、市民同士が、それぞれの責任と役割分担に基づいて、お互いの立場や特性を生かし、尊重しながらよりよいまちづくりに協力し合うこと。
 ※2 公募市民登録制度：市の審議会等に学識経験者等とともに参加する公募市民に、できる限り多くの市民が参加し、幅広い意見を市政に反映するため、予め無作為抽出した市民を対象に公募市民候補者登録名簿へ登録し、審議会等の委員改選時に名簿から公募市民を選考する制度。
 ※3 市民政策提案制度：市民から、市政に関することや地域の課題などについての創意工夫あるアイデア等を募集する制度。事業の実施を決定した提案については、事業化に向けた具体的な協議・検討を行い、市政に反映していく。

1 市民が主役となってつくる、参画と協働のまち
 (1) まちづくりにおける市民の参画と協働

資料

小分野
1-(1)-①



市民協働

■ 現状と課題

地域の課題を解決し、住み続けたいまちとするためには、市民や事業者、行政が互いの立場を認識し合い、自覚と責任を持ってそれぞれが役割を担いながら協働していくことが必要です。

本市では、計画や条例の策定過程において、審議会等への市民委員の登用、素案に対する意見公募の実施など、市民参画の手法を拡大してきました。

また、市民と行政の協働による環境への取組や身近な公園の整備などを実施してきました。

市民満足度調査の結果によると、市民の市政への関心は、6割以上の方が関心があると回答していますが、積極的な情報提供に努めながら、さらなる市政への関心を高めていくことが必要です。

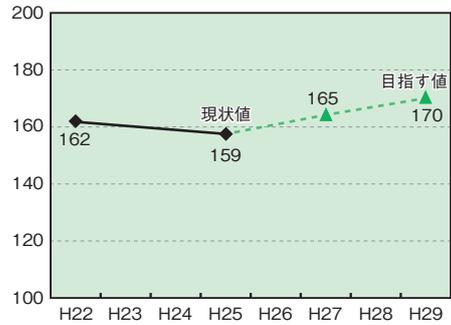
今後は、本市のまちづくりの基本ルールを定めた生駒市自治基本条例に基づき、参画と協働のまちづくりを一層推進していく必要があります。

■ 具体的な事業

- ①1 市民自治推進委員会の運営（市民活動推進課）
- ①2 組織活力アップ事業（市民活動推進センター）
- ①3 タウンミーティングの実施（広報広聴課）
- ①4 参画・協働の職員研修（市民活動推進課）
- ①5 審議会等の公募市民登録制度（企画政策課）
市民政策提案制度（企画政策課）

■ 指標

①1 協働・参画型事業数（件）



【この指標について】

市民と市又は市民同士がそれぞれの役割と責任を担いながら対等の立場で相互に補完し協力する事業（協働型事業）と市の施策、事業等の計画・実施・評価やまちづくりの過程に市民が主体的に関わる事業の数で、参画・協働によるまちづくりの度合いを示します。（市民活動推進課）

①2 タウンミーティング参加者数+動画配信閲覧回数（回）



【この指標について】

タウンミーティングの参加者数とホームページ上で当日参加出来なかった市民向けに配信している動画の閲覧回数を合わせた数値。本市を取り巻く社会状況や市の施策等を説明するとともに、市民の意見や提案を伺い、情報共有することで、今後の施策に反映していきます。平成29年度には2,400回（1人を1回とカウント。市民の約2%）を目指します。（広報広聴課）

4年後のまち

- ① 市民が知りたい地域や市の情報を早く・簡単・正確に入手している。
- ② 市が発信している情報を市民等がより一層有効に活用している。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① インターネットが利用できる環境を整備し、パソコン等の操作方法を習得する。
- ② インターネットなどを活用して積極的に情報を取得し、意見を述べる。
- ③ 広報紙などを通じて市政に関心を持ち、積極的に行事や市政に参加する。
- ④ 知りたい情報のニーズを行政に伝える。

市民2人以上でできること

- ① ボランティアによるパソコン講習や支援サービスを提供する。
- ② インターネットが利用できない人への支援として、回覧等による情報の周知・共有を図る。
- ③ 市の広報活動に協力する。

事業者でできること

- ① 広報紙などを通じて市政に関心を持つ。
 - ② 公共サービスと民間サービスとの連携や情報共有を図る。
 - ③ 市の広報活動に協力する。
 - ④ 事業者としての意見を行政に伝える。
- 【通信事業者】**
- ① インターネットが利用できる環境を拡充する。
 - ② 個人情報等の情報管理を徹底する。

行政の4年間の主な取組

- ① 市民が必要としている情報を的確に把握し、多様な媒体を活用しながら、積極的に地域や市政の情報を発信、提供します。(広報広聴課)
- ② すべての人が支障なく情報や機能を検索し、利用できる、使いやすいホームページを作成します。(情報政策課)
- ③ 個人情報保護と情報セキュリティを徹底します。(総務課・情報政策課)
- ④ 市民が親しみやすく、分かりやすい広報紙を作成します。定期的にアンケートを実施しながら、市民のニーズを把握し、広報紙に反映します。(広報広聴課)
- ⑤ 情報公開制度について分かりやすく啓発・PRを行います。(総務課)
- ⑥ 情報公開制度について、手続きの分かりやすさ、簡素化を進めます。(総務課)
- ⑦ 公正性・透明性の高い行政運営を確保するため、積極的な情報公開に努めます。(総務課)
- ⑧ インターネットによる情報ツールを活用するなど、即時性のある広範な情報発信や市民との情報共有に努めます。(情報政策課)
- ⑨ シティプロモーションを推進します。(広報広聴課)

1 市民が主役となってつくる、参画と協働のまち
 (1) まちづくりにおける市民の参画と協働

資料

小分野
1-(1)-②

情報提供・情報公開

■ 現状と課題

パソコンやスマートフォンなどの情報通信機器の普及により、インターネットを活用し誰でもどこでも必要な情報が簡単に入手できるようになりました。本市でも広報紙やホームページで地域・市政情報や暮らしの情報などを積極的に提供し、情報公開条例の改正を含め市民本位の積極的な情報公開を行っています。

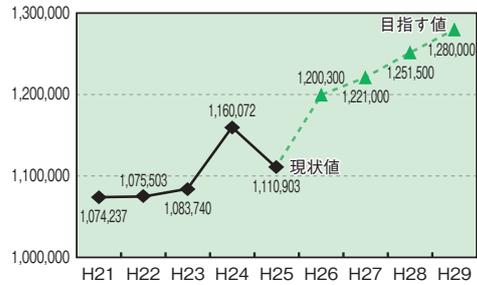
今後は、提供している情報が市民ニーズを的確に把握し分かりやすくタイムリーに発信できているかに留意し、求められる情報を迅速に提供できる体制を強化する必要があります。また、ツイッターなどを活用した即時性のある広範な情報発信、情報共有を図るなどの工夫も求められます。なお、高度情報化社会が発展する一方で、パソコンやインターネットを利用できる人とできない人との情報格差の広がりや、個人情報の保護も問題となってきています。そのため、インターネットと併せ、それ以外の様々な手法を用いた情報・サービス提供の方法を検討・工夫するとともに、個人情報保護と情報セキュリティに関する取組が必要です。

■ 具体的な事業

- ①1 広報活動の強化（広報広聴課）
- ①2 ホームページのリニューアル（情報政策課）
- ①3 個人情報保護制度の運用（総務課）
情報セキュリティ対策（情報政策課）
- ①4 広報いこまの制作・発行（広報広聴課）
- ①5 情報公開制度の運用状況の公表（総務課）
- ①6 情報公開制度の手続きの簡素化（総務課）
- ①7 積極的な情報公開（総務課）
- ②1 ツイッターを活用した情報発信（情報政策課）
- ②2 シティプロモーション推進プロジェクトチームの設置（広報広聴課）

■ 指標

①1 ホームページへのアクセス件数（件）



【この指標について】

生駒市公式ホームページのトップページへの年間アクセス件数。より多く、分かりやすい情報発信に努め、平成29年度で平成24年度の1割程度の増加を目指します。（情報政策課）

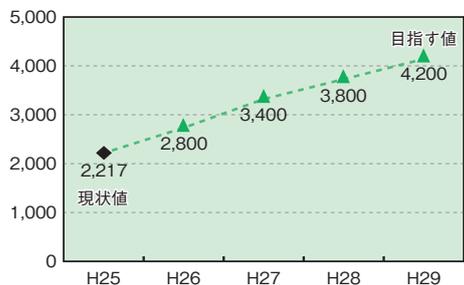
①2 情報公開の満足度（点）



【この指標について】

「市民満足度調査」における一般市民の情報公開の満足度で、満足=100点、やや満足=75点、普通=50点、やや不満=25点、不満=0点として点数化。H27年度に52点、H29年度には53点を目指します。（総務課）

② ツイッターのフォロワー数（件）



【この指標について】

生駒市公式ツイッターアカウントのフォロワー数。広範な情報発信、情報共有に努め、平成25年度の倍増を目指します。（情報政策課）

4年後のまち

- ① 地域の連帯感や助け合いの意識が高まり、自発的な活動が進んでいる。
- ② 様々な分野で市民活動団体の活動が広がり、連携してまちづくりに取り組んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 隣近所とのつながりを大切にし、地域活動にも積極的に参加する。
- ② 自主的・自発的に公益活動に参加する。

市民2人以上でできること

- ① 自治会等を中心に、地域での行事、催し物を開催するなど、地域での連帯感を高める。
- ② 自分達のまちのことは、自分達で決めて行動するために市民自治協議会^{※1}を設置し、安全、安心、防犯、防災などの地域の課題解決に取り組む。

[ボランティア・NPO]

- ① まちづくり活動へ積極的に参加する。

事業者でできること

- ① 地域の行事、協議会に参加し、住民と協力する。
- ② 地域活動や市民活動に企業が関心を持ち、理解を示す。

行政の4年間の主な取組

- ① 広報紙等による啓発を充実し、自治会未加入者への加入促進を図ります。(市民活動推進課)
- ② 地域コミュニティ活動の基盤組織である自治会に対し、その活動に対する支援を行います。(市民活動推進課)
- ③ 地域コミュニティの活動拠点である地区集会所の整備に対する支援を行います。(市民活動推進課)
- ④ 自治会やボランティアやNPOなど各主体の活動の発展と連携を推進するため、概ね小学校区単位のエリアを基本として、これらの多様な主体で構成される市民自治協議会の設置を促進するとともに、その活動を支援します。(市民活動推進課)
- ⑤ いこまどんどこまつりなどのイベントを通じて、市民間の交流を促進します。(市民活動推進課)
- ⑥ 「市民活動推進センターららポート」を運営し、ボランティアやNPO活動の情報発信を支援します。(市民活動推進センター)
- ⑦ 各種の講座などを通じてボランティアやリーダーの育成を図ります。(市民活動推進センター)
- ⑧ 市民が主体的に行う公益的なまちづくり活動の支援を充実します。(市民活動推進センター)
- ⑨ 「市民活動推進センターららポート」でのコーディネート機能の強化を図ります。(市民活動推進センター)

※1 市民自治協議会：一定のまとまりのある地域（おおむね小学校区程度以下の単位）において、自治会やNPOなどの多様な主体で構成される市民自治活動を行う組織のこと。

1 市民が主役となってつくる、参画と協働のまち
(2) 地域活動・市民活動の活性化

資料

小分野
1-(2)-①

地域活動・市民活動

現状と課題

社会環境が大きく変化する中、地域内での安全や福祉に関する様々な課題に対し、行政だけで対応できる時代でなくなっており、自治会などの地域コミュニティの役割はますます重要になっています。自治会加入率は、80%を超えています。近年は低下傾向にあり、ライフスタイルの変化や少子高齢化、核家族化の進行等により、地域コミュニティへの帰属意識の希薄化が見られます。また、まちの活力を維持していくためには、ボランティアやNPOなどの活動が欠かせないものとなっています。

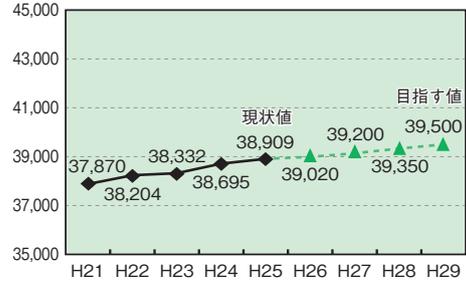
今後においては、市民や地域自らが地域の課題を解決していくことを基本に、自治会活動などの地域コミュニティ活動の促進や、ボランティアやNPOなどの市民の活動を支援していく必要があります。さらに、これら地域のことを最もよく知る多様な主体が互いに協力しながら、連携してまちづくりを進めていくことが必要となっています。

具体的な事業

- ①1 自治会加入の促進(市民活動推進課)
- ①2 自治振興事業(市民活動推進課)
- ①3 地区集会所補助事業(市民活動推進課)
- ①4 地域まちづくり活動支援事業(市民活動推進課)
- ①5 いこまどんどこまつり(市民活動推進課)
- ②1 登録団体への支援(市民活動推進センター)
- ②2 市民公益活動啓発事業(市民活動推進センター)
- ②3 マイサポいこま(生駒市民が選択する市民活動団体支援制度)(市民活動推進センター)
- ②4 相談事業(市民活動推進センター)

指標

① 自治会加入世帯数(世帯)



【この指標について】

自治会からの報告による加入世帯数。平成29年度には39,500世帯を目指します。(市民活動推進課)

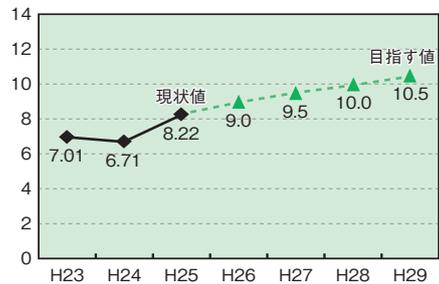
②1 市民活動推進センターららポート登録団体数(団体)



【この指標について】

市民活動推進センターららポートに登録している市民公益活動を行う団体数。同センターは市民公益活動の情報発信施設であり、同センターの運営や市民活動に対する啓発などの取組を通じて、公益活動を行う登録団体の増加を目指します。(市民活動推進センター)

②2 マイサポいこま 市民による選択の届出率(%)



【この指標について】

市民による選択の届出数を、6月1日現在において本市の住民基本台帳に登録されている18歳以上の人数で除したものの。(市民活動推進センター)

4年後のまち

- ① 市民が人権について正しい知識や情報を持ち、お互いに理解し、尊重し合える人間関係を構築できるように、人権意識が高まっている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 人権尊重の精神に対する理解を深める。
- ② 日常生活において、人権感覚を身につける。

市民2人以上でできること

- ① 積極的にボランティア、NPO等で人権に関して取組を行う。
- ② 多様な人権問題に対応できるよう、行政などと連携する。
- ③ 人権教育地区別懇談会を自治会や市民自治協議会^{※1}の行事の1つとして定着させる。

事業者でできること

- ① 人権を尊重した事業活動を実施する。
- ② 従業員に対する社内外での人権教育研修を推進する。
- ③ 採用条件や雇用条件を適正に整備する。

行政の4年間の主な取組

- ① 人権相談に対する適切な対応や指導、支援を行います。(人権施策課)
- ② 市民が人権について正しい知識や情報を持つように広報、周知活動を実施します。(人権施策課)
- ③ 職員研修等により、職務執行における人権意識の高揚を図ります。(人事課)
- ④ 市民や地域向けの地区別懇談会や、事業者が実施する職場の人権研修会に講師を派遣し、人権についての教育・啓発を推進します。(人権施策課)
- ⑤ 市民が主体的に参加できる人権についての講座・研修会・催しの充実により、意識の高揚を図ります。(人権施策課)
- ⑥ 多様な人権問題に対応するため、市民や各種団体等と連携するとともに、これまで取り組んできた成果や課題を踏まえ、多様な機会や媒体を通じて教育・啓発を進めます。(人権施策課)
- ⑦ 学校教育や社会教育などでの人権教育の推進を図ります。(人権施策課・教育指導課)



「人権を確かめあう日」記念市民集会

※1 市民自治協議会：小分野1-(2)-①参照

資料

小分野
1-(3)-①



人権

■ 現状と課題

わが国の憲法で基本的人権は、「侵すことのできない永久の権利」として保障されており、21世紀は「人権の世紀」と言われています。本市では、平成17年に「生駒市人権施策に関する基本計画」を策定し、これに基づき、毎月11日の「人権を確かめあう日」の設定や、人権教育講座・研修会の実施等の人権教育・啓発の推進、人権相談の充実、ボランティア活動に対する支援を行っています。

しかし、現在でも同和問題や高齢者、障がい者などに関わる様々な人権問題が存在しています。さらに、インターネットを悪用した人権やプライバシーなどに関する新たな問題も起こってきています。

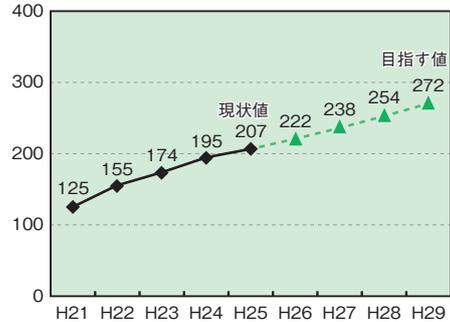
今後も市民一人ひとりが人権意識を高めるためには、効果的な人権教育・啓発を行うとともに、人権侵害の潜在化に対する状況把握と、迅速な対応ができる体制を整備していくことが必要となっています。

■ 具体的な事業

- ①1 人権相談事業（人権施策課）
- ①2 「人権を確かめあう日」の広報（人権施策課）
- ①3 職員人権問題研修の開催（人事課）
- ①4 地区別懇談会の開催（人権施策課）
人権教育研修講師派遣事業（人権施策課）
- ①5 市民集会の開催（人権施策課）
人権教育講座「山びこ」の開催（人権施策課）
- ①6 インターネット人権セーフティネット事業（人権施策課）
生駒市人権教育推進協議会、生駒市人権教育研究会への支援（人権施策課・教育指導課）
- ①7 人権教育の推進（人権施策課・教育指導課）

■ 指標

①1 人権教育地区別懇談会の開催数【累計】(回)



【この指標について】

暮らしの中で人権が尊重できるまちづくりを目指して、平成14年度から始まった各自治会別に開催する人権教育地区別懇談会の累計回数。地区別に実施していることから年度によって開催数が増減するため、現状を基準として開催を重ねていき、人権意識の高揚を図ります。(人権施策課)

①2 講演会等に初めて参加した参加者数の延べ人数【累計】(人)



【この指標について】

人権問題に関する講演会等に初めて参加した参加者の延べ人数。今後行う講演会、地区別懇談会時のアンケート調査で初めて参加した参加者数を把握し、市民の人権問題に対する関心を示す指標とします。(人権施策課)

4年後のまち

- ① 男女がお互いに相手を思いやり、尊重し、自分らしい生き方ができるように取り組んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識^{※1}に基づく慣習、慣行、社会制度にとらわれないようにする。

市民2人以上でできること

- ① 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力する。
- ② 地域の活動や社会生活、家庭生活において、男女共同参画を推進する。

事業者でできること

- ① 従業員に対して職業生活と家庭生活が両立できるように配慮し、職場における男女共同参画を推進する。
- ② 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力する。

行政の4年間の主な取組

- ① 広報紙や情報誌、ホームページ等、多様な媒体を通じて啓発活動を実施します。(男女共同参画プラザ)
- ② 市民、事業所等対象者が参加しやすく、男女共同参画の意識の啓発につながるような、講演・講座を開催します。(男女共同参画プラザ)
- ③ 男女共同参画プラザを拠点とし、DV(ドメスティック・バイオレンス)^{※2}やセクシャル・ハラスメント等を許さない意識啓発を推進するとともに、女性やDV被害者等への相談・支援体制を充実します。(男女共同参画プラザ)
- ④ 「家庭」「職場」「学校」「地域」をはじめ、あらゆる分野への男女共同参画の促進がされるように啓発活動を推進します。(男女共同参画プラザ)
- ⑤ 学校や地域等で、それぞれが自分の能力や個性を輝かせ、「自分らしく」生きることが出来る社会をめざし、出前講座を実施します。(男女共同参画プラザ)



いこま女と男 YOU & I フェスタ

※1 性別役割分担意識：男である、女であるという性別観により、「男は仕事、女は家庭」、「男は主、女は従」という、性別によって役割を固定する考え方や意識のこと。

※2 DV：Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）の略。夫婦や恋人など、親密な関係にある人・配偶者などから受ける暴力のこと。単なる身体的な暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力なども含まれる。

資料

小分野
1-(3)-②



男女共同参画

■ 現状と課題

男性も女性もすべての人がそれぞれの有する資質・能力を十分に開発・発揮し、個人の選択に応じて納得のいく生き方ができる男女共同参画社会を実現していくことは、大きな課題です。

本市では、奈良県内でも早い時期から男女共同参画への取組を実施し、平成20年2月10日に生駒市男女共同参画都市宣言を行うとともに、平成20年4月1日には生駒市男女共同参画推進条例が施行されました。条例の施行に伴い、平成20年4月に女性センターを男女共同参画プラザに改め、相談事業や各種講座の開催、啓発活動など、取組の充実を図っています。

男女共同参画に関する意識は徐々に変化しつつあるものの、セクシュアル・ハラスメントやDVが起こるなど、性差別や性別による固定的な役割分担意識が根強く存在しています。

男女共同参画社会の実現のためには、市民・事業者・行政が一体となって取り組んでいくことが必要です。

■ 具体的な事業

- ①1 ViVid You & Iの発行(男女共同参画プラザ)
情報の収集・提供(男女共同参画プラザ)
- ①2 各種講座の開催(男女共同参画プラザ)
- ①3 女性のための相談事業(男女共同参画プラザ)
- ①4 課題別職員研修等の実施(男女共同参画プラザ)
- ①5 出前講座の実施(男女共同参画プラザ)

■ 指標

①1 男女共同参画啓発講座等の開催数(件)

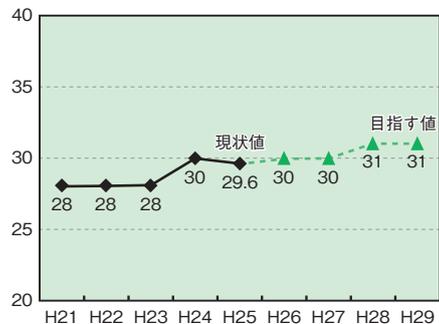


【この指標について】

一年間に市が主催する男女共同参画の講座等の開催数。

自分の生き方や日常生活の中で、いかに思い込んでいることが多くあるかに気づき、男女共同参画の大切さを知ってもらうため、啓発の機会を増やします。(男女共同参画プラザ)

①2 市の附属機関等の女性委員の割合(%)



【この指標について】

市の附属機関等の委員総数に対する女性委員の割合。

生駒市男女共同参画行動計画に基づく目標値(平成26年度40%)を踏まえ、審議会等への女性委員の参加を促進します。(男女共同参画プラザ)

4年後のまち

- ① 市民一人ひとりが、地域社会の中で互いの多様性を認め合い、市民の主体的な国際交流・相互理解ができる環境の整備が進んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 異文化に対する理解を深め、尊重する意識を高める。

市民2人以上でできること

- ① 地域においてことばや文化の違いで日常生活に不便を感じている人達のサポートを行う。
- ② 外国人住民※2が地域活動へ参加しやすい環境をつくる。

事業者でできること

- ① 外国人住民の就労を支援する。
- ② 市の事業等に参加・協力する。
- ③ 外国人住民にも対応したサービスの提供を行う。

行政の4年間の主な取組

- ① 外国人住民の多様な文化・伝統に対する理解の推進を図ります。(人権施策課)
- ② 青少年が多文化を理解できるような事業等を開催します。(生涯学習課)
- ③ 学校教育、社会教育における多文化共生教育を推進します。(教育指導課)
- ④ 外国人住民教育推進懇話会等の意見を踏まえ、日本語教室等の多文化共生事業の推進を図ります。(人権施策課)
- ⑤ 日本語が不自由な外国人住民の生活支援や国際交流活動を担うため、支援できる環境づくりを推進します。(人権施策課)
- ⑥ 市民向けの文書の多言語表記を推進します。(人権施策課)



国際交流の集い「わいわいワールド」

※1 多文化共生：国籍や民族等が異なる人々が、互いの文化的な背景等の違いを認め合いながら人権を尊重し、地域社会の中で共に生きていくこと。
 ※2 外国人住民：本計画書では外国籍市民と外国にルーツを持つ市民の総称を意味する。

資料

小分野
1-(3)-③



多文化共生

現状と課題

近年、交通機関や情報通信技術の発達に伴い、グローバル化が進み、言語も文化も違う外国人が様々な地域で暮らすようになっており、今後さらに増加していくものと考えられています。

本市の外国人住民は近年横ばいの状況で、現在1,000人近くが暮らしており、取組として平成8年(1996年)3月に生駒市国際化基本指針が、平成12年(2000年)3月に生駒市外国人住民教育指針が策定され、生活面では、日本語教室や庁舎案内版の多言語併記、ホームページの外国語翻訳などを行っているほか、国際交流のつどいの開催などを行っています。

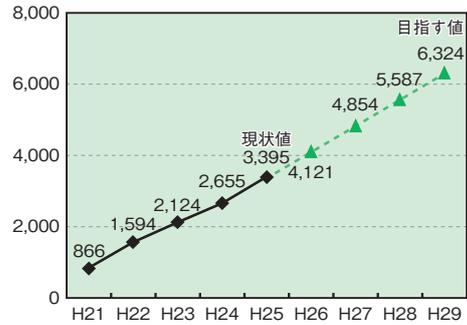
今後も、外国人住民との交流や外国の文化などを学ぶことができる機会の充実を図るとともに、外国人住民の生活支援や国際交流活動を担う体制の充実などを行い、外国人住民が快適に生活でき、日本人と外国人住民が互いに理解・尊重し合い、共生できる社会の実現のための取組が必要です。

具体的な事業

- ①1 案内版の多言語表記(人権施策課)
- ①2 国際交流事業(生涯学習課)
- ①3 多文化共生教育(教育指導課)
- ①4 日本語教室の開催(人権施策課)
- ①5 国際化ボランティア事業(人権施策課)
ホームページの外国語翻訳(情報政策課)
- ①6 市民向けの文書の多言語表記の推進(人権施策課)

指標

①1 日本語教室の学習者の延べ学習者数【累計】(人)



【この指標について】

年度ごとの学習者の累計。
外国籍市民に日本語教室を提供し、外国人市民が快適な日常生活を過ごすことができるように支援することを通じて、市民の国際感覚を養成します。(人権施策課)

①2 国際化ボランティアの延べ登録者数【累計】(人)



【この指標について】

市民と外国人が交流を深め、理解し合うことで、「多文化共生」社会づくりを推進することを目的に、「国際化ボランティア」の登録者の延べ人数が増加することを目指します。(人権施策課)

4年後のまち

- ① 市民ニーズに基づく行政運営が行われ、市政に対する市民の満足度が高まっている。
- ② 総合計画の進行管理が適切に行われ、計画の目標が達成されている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 市が実施するアンケート調査やパブリックコメント^{*1}で意見・要望を述べる。
- ② 総合計画の内容を知り、総合計画の4年後のまちが実現できるよう市民の役割を実践する。

市民2人以上でできること

- ① 市民政策提案制度^{*2}を活用し、事業や施策の提案を行う。

事業者でできること

- ① 市が実施するアンケート調査やパブリックコメントで意見・要望を述べる。
- ② 総合計画の内容を知り、総合計画の4年後のまちが実現できるよう事業者の役割を実践する。

行政の4年間の主な取組

- ① 市ホームページの問い合わせメールや生駒市たけまるモニターアンケートなど、市民、地域活動団体、事業者等が意見を述べられる恒常的な広聴制度の整備と周知を図ります。(広報広聴課)
- ② 市民や利用者のニーズに即した行政サービスを提供するため、定期的に満足度調査を実施します。(企画政策課)
- ③ 事務事業の必要性や成果などを明確にし、民間委託も考慮しながら、恒常的に整理・合理化を図るとともに、行政改革大綱に基づいた行政改革を推進します。(企画政策課)
- ④ 「不正行為の防止」・「競争性の確保」・「適正な品質の確保」を目的に適正な公共調達がなされるよう、入札・契約・検査制度の改革を推進します。(契約検査課)
- ⑤ 総合計画の進捗状況についての情報提供を行います。(企画政策課)
- ⑥ 総合計画の進行管理を適切に実施し、指標の目標値を達成できるよう予算制度と連動させます。(企画政策課)
- ⑦ 各所属において主体的にPDCAサイクルマネジメント^{*3}が運用しやすく、一層定着するように、総合計画の進行管理手法を発展させます。(企画政策課)
- ⑧ 各所属における分野別計画の進行管理の定着を図ります。(企画政策課)
- ⑨ 総合計画と自治基本条例、総合計画と分野別計画の関係を整理し、計画体系を検討します。(企画政策課)
- ⑩ 各部長の組織運営に関するマネジメント意識の向上を図るため、部としての組織目標をそれぞれ設定するとともに、その成果を評価し、市民に公表します。(企画政策課)

※1 パブリックコメント：市の基本的な計画や条例等の策定にあたり、その趣旨・目的・内容を公表し、それに対する市民からの意見・情報等を受け、出された意見の概要と市の考え方を公表する制度。市の基本的な計画や条例等の策定過程において市民が意見する機会を保障するだけでなく、反映すべき意見については市の基本的な計画や条例等へ反映することで、その内容をよりよいものとするを目的とする。本市では生駒市パブリックコメント手続条例を平成20年4月から施行。

※2 市民政策提案制度：小分野1-(1)-①参照

※3 PDCA サイクルマネジメント：「計画(Plan)－実施(Do)－評価(Check)－改善(Action)」という工程を継続的に繰り返すことにより、計画、実施後の結果を十分に検証し、改善策やさらなる次の施策の展開につなげる仕組みのこと。

1 市民が主役となってつくる、参画と協働のまち
 (4) 健全で効率的な行財政運営の推進

資料

小分野
1-(4)-①



行政経営

■ 現状と課題

市民ニーズが多様化・複雑化する一方で、地方分権の進展に伴い、自己責任・自己決定のもと、自主性と自立性をより高めた行政運営を行う必要があります。また、厳しい財政状況のもと、限りある行政資源を有効かつ効率的に活用し、効果的な行政経営を行うことが求められています。

本市では、タウンミーティングの開催、ききみみポスト^{※4}の設置やパブリックコメントの実施などにより、市民の意見・要望を把握し、反映させる仕組みの確立を図っています。総合計画の進行管理を行うための審議会においても、市民委員に参加してもらい、施策の達成状況や今後の方向性について意見を反映しています。

公共調達においては、事後審査型一般競争入札制度を始め、総合評価落札方式^{※5}や電子入札制度を導入し、公正・公平な契約制度の確立を図っています。

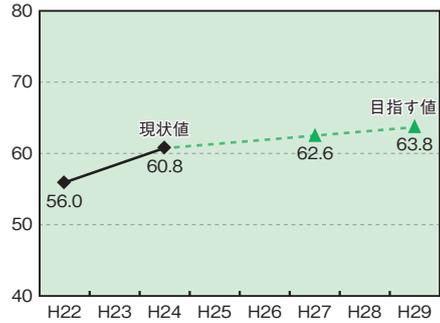
今後も各部署において、まちづくりの主体である市民の意見を反映させながら、計画や事業の進行管理を適切・明確に行うとともに、進行管理の検証結果や市民満足度調査を踏まえ、充実が望まれる分野について施策の重点化を図るなどの対応も必要になります。

■ 具体的な事業

- ① 1 広聴制度の周知(広報広聴課)
- ① 2 市民満足度調査(企画政策課)
- ① 3 行政改革大綱後期行動計画の推進(企画政策課)
- ① 4 入札・契約・検査制度の見直し(契約検査課)
- ② 1 総合計画進行管理検証結果の公表(企画政策課)
- ② 2 予算反映の仕組み構築(企画政策課)
- ② 3 総合計画進行管理手法の改善(企画政策課)
- ② 4 分野別計画の進行管理の促進(企画政策課)
- ② 5 新総合計画策定事業(企画政策課)
- ② 6 「部の仕事目標」制度の管理運用(企画政策課)

■ 指標

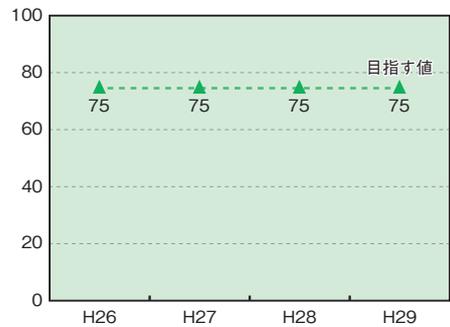
① 総合的な住みやすさの満足度(%)



【この指標について】

「市民満足度調査」における市民の総合的な住みやすさの満足度で、「非常に満足」「満足」「やや満足」と回答した人の割合。前期基本計画での目標値(平成30年度)を65%に設定していたことに鑑み、平成29年度の割合が63.8%へ増加することを目指します。(企画政策課)

② 総合計画の進行管理のために設定した「指標」の達成割合(%)



【この指標について】

各年度の目指す値を達成した指標数/全ての指標数。各年度の目指す値を達成した割合が、毎年度75%以上を維持することを目指します。(企画政策課)

※4 ききみみポスト：市政に対する意見や提案などを寄せていただく市民意見箱のことで、身近に利用される公共施設に設置している。

※5 総合評価落札方式：従来の価格のみによる自動落札方式とは異なり、価格以外の技術的な要素を評価の対象に加え、品質や施工方法等を総合的に評価し、価格と技術の両面から最も優れた者を落札者とする方式。

4年後のまち

- ① サービスの向上がより一層図られ、親切、丁寧で、質が高く、市民の目線に立ったサービスが提供されている。
- ② 質の高い公共施設の管理運営が、安定的に行われている。
- ③ 市民の情報通信技術を活用した行政サービスの利用が広がっている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 コンビニ交付や窓口専用端末機など利便性の高い行政サービスを利用する。
- ①2 サービスに対する意見をアンケートなどで述べる。

市民2人以上でできること

- ①1 アンケート等で意見を述べる。

事業者でできること

- ①1 公共施設やサービスについて民間事業者の視点から提案する。
- ①2 アンケート等で意見を述べる。

【指定管理者^{※1}】

- ②1 公共サービスを担うものとしての責任をもち、適正で公平なサービスを提供する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 住民基本台帳カード^{※2}を普及するとともに、利便性の高いコンビニ交付について周知し、普及に努めます。(市民課)
- ①2 たけまるモニターアンケート等で行政サービスについて意見を述べる機会を設けます。(広報広聴課)
- ②1 運営を指定管理とした施設について、運営状況の評価を実施し、質が高く安定的で効率的な公共施設の運営に努めます。(企画政策課)
- ③1 インターネットを利用した各種申請・届出やイベント申込など、利用者にとって利便性の高いオンラインサービスの提供に努めます。(情報政策課)
- ③2 情報通信技術を活用した業務の効率化と市民サービスの向上を図ります。(情報政策課・市民課)



コンビニ交付

※1 指定管理者(制度)：公の施設(体育館や図書館、コミュニティセンターなど)を地方公共団体が指定する民間等の法人・団体(=指定管理者)に管理させ、その能力等を活用することによって、住民サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的とする制度。

※2 住民基本台帳カード：住民基本台帳カードの発行は、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴って、平成28年1月から個人番号カードの発行を開始するまで。マイナンバー制度開始後は、個人番号カードの普及に努める。

1 市民が主役となってつくる、参画と協働のまち
(4) 健全で効率的な行財政運営の推進

資料

小分野
1-(4)-②

行政サービス

■ 現状と課題

質の高い市民サービスの効率的・効果的な提供は、行政にとっての責務であり、本市においては、市民にとって利便性の高いコンビニ交付を導入し、住民票の写しや印鑑登録証明書などの発行を行っています。さらに、インターネットを利用した施設予約や各種申請などの受付も行っています。また、平成24年7月から市内6カ所の生涯学習施設について、サービスとコストの両面から効率的・効果的な運営を検討し、民間企業による指定管理を実施しており、今後はその効果をモニタリングし、安定的かつ効果的な施設管理運営を目指します。

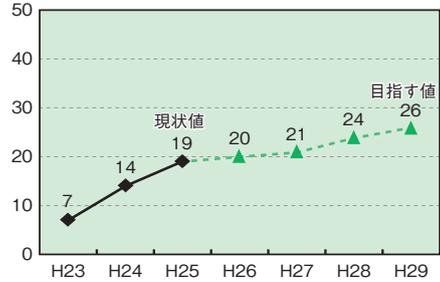
今後も市民ニーズを把握し、費用対効果を検討しながら、市民にとって利便性の高いサービスを提供するため、施設の開館時間の見直しや近隣市町との連携などを図っていく必要があります。

■ 具体的な事業

- ①1 コンビニ交付事業（市民課）
 - ①2 たけまるモニター（たけモニ）の運用（広報広聴課）
 - ②1 指定管理者モニタリング^{※3}の実施（企画政策課）
 - ③1 奈良電子自治体共同運営システム^{※4}の運用（情報政策課）
 - ③2 情報システム・情報ネットワークの運用管理（情報政策課）
- コンビニ交付事業（市民課）

■ 指標

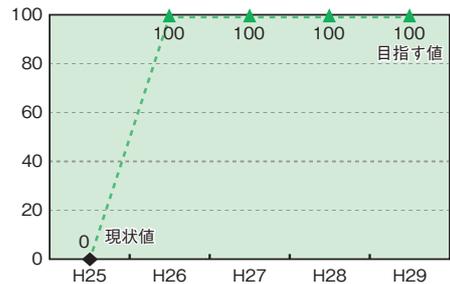
① コンビニ交付及び窓口専用端末機での利用率（%）



【この指標について】

市民課が取り扱う窓口業務に対する住民基本台帳カードを利用したコンビニ交付及び窓口専用端末機での交付の利用割合。市民にとって利便性が高いことを示し、利用率の向上を目指します。（市民課）

② 指定管理者のモニタリング実施率（%）



【この指標について】

指定管理者制度を導入した施設について、運営状況のモニタリングを実施した施設の割合。平成26年度に100%を目指し、それ以降も100%実施を維持することを目標とします。（企画政策課）

③ 電子申請等オンラインサービスの利用率（%）



【この指標について】

「奈良電子自治体共同運営システム」（電子申請のシステム）の対象事務・対象施設におけるシステムの利用率。電子申請できるメニューの拡大や、オンラインサービスの周知により、利用率の向上を目指します。（情報政策課）

※3 モニタリング：指定管理者が、適正かつ確実なサービスが提供されているかを確認する手段であり、安定的・継続的にサービスを提供することが可能であるかを監視（評価）し、必要に応じて改善に向けた指導、助言を行い、その結果を公表する仕組みのこと。

※4 奈良電子自治体共同運営システム：奈良県と県内市町村で構成する「奈良県電子自治体推進協議会」が運営する、申請・届出やイベント申込、施設予約ができるシステムのこと。

4年後のまち

- ① 社会保障費増大に対応し、かつ投資的経費も賄える強い財政運営が確立されている。
- ② 財政指標が健全な状態である。
- ③ 現在必要な事業は確実に執行しつつも、将来世代への借金が極力抑制されている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 法律・条例等のルールを守ること、ルール違反に伴う事務や違反对策に係る無駄な行政コストを増やさない。
- ② 市民参加により財政をチェックする。
- ③ 健全な財政運営のための施策について、関心を持ち、理解を深め、積極的に意見を述べる。

市民2人以上でできること

- ① 補助金等に依存することなく、自立した団体運営を行う。

事業者でできること

- ① 法律・条例等のルールを守ること、ルール違反に伴う事務や違反对策に係る無駄な行政コストを増やさない。
- ② 財政運営に関心を持つ。

行政の4年間の主な取組

- ① 効率的な投資の見極めにより、公共事業などに伴う市債^{※1}の発行を最小限に抑え、長期的な観点からコストの削減を図ります。(財政課)
- ② 民間事業者の活力を積極的に活用しながらサービスの向上を図るとともに、業務の効率化を推進します。(企画政策課)
- ③ 行政改革の推進や新規・主要事業のヒアリングなどを通じて、事業の有効性や効率性を評価し、事業の効率化を図ります。(企画政策課)
- ④ 納税環境を整備することにより、さらなる市民の利便性と納税意識を高めるとともに、税収確保を図ります。(収税課)
- ① 財政の現状と課題を分析し、無駄を省くことを基本に財政指標を健全なレベルに導き、維持します。(財政課)
- ③ 財源が許す限り、積極的な繰上償還^{※2}を実施します。(財政課)
- ③ 市債の借入に際しては、交付税算入^{※3}のある優良起債^{※4}に限り、また償還年数も原則10年とします。(財政課)

※1 市債：市が、資金調達のために負担する債務であり、年度を超えて返済される長期借入金のこと。

※2 繰上償還：地方債の返済期間を繰り上げて償還（返済）すること。

※3 交付税算入：地方債の返済金額の一部が、地方交付税の算定額に組み入れられていること。

※4 起債：市債を起こす（発行する）こと。起債の目的、限度額、起債方法、利率及び償還の方法は、予算で定めなければならない。

1 市民が主役となってつくる、参画と協働のまち
(4) 健全で効率的な行財政運営の推進

資料

小分野
1-(4)-③

財政

現状と課題

歳入の根幹である税収は平成19年度以来減少を続けていましたが、平成24年度決算において、増加に転じました。一方、歳出は、職員数を平成20年度の945名から平成25年度には831名まで削減し、また公債費も借入期間の短縮化や積極的な繰上償還を行うことにより、いずれも決算額ベースで前者は職員給与費が平成20年度の約77.1億円(報酬、退職手当除く)から平成24年度には約68.7億円(同)となり、後者は市債残高が、平成20年度の約388億円から平成24年度には約322億円となり、経常的な経費の削減に一定程度成功しています。しかし、削減された財源は、年々増大する社会保障関係費に注ぎ込む構図となっており、経常収支比率は平成24年度において9年ぶりに90%を下回ったものの、さらなる経常経費の削減に取り組む必要があります。右表のように、平成28年度以降の経常収支比率や実質公債費比率については、市立病院建設を始め投資的経費に係る市債の償還が始まることから、償還期間中は各数値に影響があると見込まれます。

今後は、消費税の増税により、地方の社会保障財源も充実し本市においても地方消費税交付金の増加が予想されるようですが、これは国債の増発に上積みされている地方交付税や不足する地方交付税の代替財源として借りている臨時財政対策債の減少につながると思われることから、これらの動向をよく把握し、地方消費税交付金の増収分を社会保障費に生かしながら、経常経費の削減や職員のコスト意識の徹底、弛まない事務事業の見直しに取り組む必要があります。

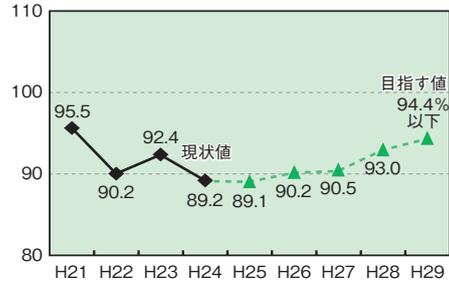
なお、平成26年度から、高山小中一貫校建設、南こども園、鹿ノ台中学校エコスクール改修、生駒台幼稚園建て替え等、子育て教育分野の投資的経費が急激かつ大幅に拡大するため、特定財源の確保に全力をあげる必要があるとともに、他の分野の投資的経費の抑制、歳出化年度の平準化等に取り組み、社会保障費等の義務的な財政支出への影響を避ける必要があります。

具体的な事業

- ①1 中期財政計画作成(財政課)
一般財源による枠配分予算の実施(財政課)
- ①2 民間委託の範囲の拡充(企画政策課)
指定管理者^{※5}のモニタリング(企画政策課)
- ①3 行政改革大綱後期行動計画の推進(企画政策課)
新規・主要事業等ヒアリングの実施(企画政策課)
- ①4 ペイジーの導入(収税課)
- ②1 経常収支比率、実質公債費比率等の財政指標のより正確な算出(財政課)
- ③1 歳出抑制による決算剰余金の予算額以上の捻出(財政課)
- ③2 普通交付税算入率の高い優良起債の活用(財政課)

指標

① 経常収支比率(%)



【この指標について】

市の財政構造の弾力性を表す財政指標で、数値が低いほど弾力性が高いことを表します。職員定数の適正化による人件費の抑制や、行財政改革による物件費、補助費等の削減、市債の繰上償還等により、比率を抑えることを目指します。(財政課)

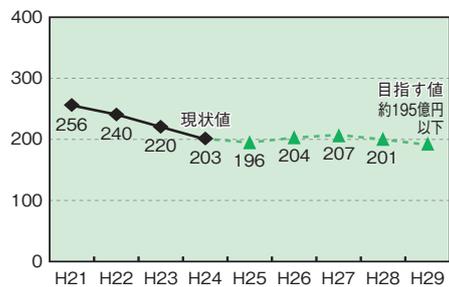
② 実質公債費比率(%)



【この指標について】

公債費(借金の返済金)による財政負担の健全度を表す財政指標。市債の借入れを厳選してきたことにより、類似都市の水準を下回っていますが、今後も市債の借入れを極力抑え、健全な財政運営を図ります。(財政課)

③ 市債残高[普通会計ベース](億円)



【この指標について】

市債の借入残高。繰上償還などにより、財政の健全化を図ります。(財政課)

※5 指定管理者(制度)：公の施設(体育館や図書館、コミュニティセンターなど)を地方公共団体が指定する民間等の法人・団体(=指定管理者)に管理させ、その能力等を活用することによって、住民サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的とする制度。

4年後のまち

- ① 少数精鋭で効率的・効果的な組織体制となっている。
- ② 職員が能力を向上・発揮して業務を遂行している。
- ③ 社会情勢に合った柔軟な組織になっている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 市が実施するアンケート調査やパブリックコメント^{*1}で意見・要望を述べる。
- ② 職員の対応等に対する要望を伝える。

市民2人以上でできること

- ① 職員の対応等に対する要望を伝える。

事業者でできること

- ① 市が実施するアンケート調査やパブリックコメントで意見・要望を述べる。
- ② 職員の対応等に対する要望を伝える。

行政の4年間の主な取組

- ① 新たな昇格・昇給制度の導入により、効率的な組織体制の構築を図るとともに、事務事業の見直し、民間活力の積極的な導入、再任用制度の運用など、職員定数の適正化により少数精鋭の組織をめざします。(人事課)
- ② 職員の能力・実績を適正に評価する人事評価制度を全職員に導入することにより、その意欲と能力の発揮を促すとともに、適材適所の人事配置を推進し、効果的な人事管理と人材育成に活用します。(人事課)
- ③ 優秀な人材の確保に向け、新規職員採用試験説明会の開催、採用試験内容や方法の見直し等を実施することにより、受験者の拡大を図り、人物重視の視点から職員を採用します。(人事課)
- ④ 職員の政策形成能力や問題解決能力などを向上させるため、多様な研修機会を提供するとともに、自己啓発への助成などを実施し、職員の意識改革と一層の能力向上を図ります。(人事課)
- ⑤ 市民ニーズや時代の変化を的確に捉えながら、効率的で柔軟な組織体制の構築と意思決定の迅速化を図ります。(企画政策課)
- ⑥ 各部課間をまたがる行政課題に対応するため、理事者及び部長級で組織する検討会議の運営や、プロジェクトチームの設置など調整機能を充実します。(企画政策課)

*1 パブリックコメント：小分野1-(4)-①参照

1 市民が主役となってつくる、参画と協働のまち
 (4) 健全で効率的な行財政運営の推進

資料

小分野
1-(4)-④



職員・行政組織

■ 現状と課題

本市では行政需要の動向に配慮しながら、組織の見直しや再任用制度等の活用、民間活力の導入により、職員定数の適正化に努めてきました。また、地方分権時代に対応した人材育成に向け、階層別や専門、派遣研修などを計画的に実施しています。

行政組織についても、市民サービスの向上や組織の簡素化などの視点で、時代の変化に対応した見直しを続けてきました。

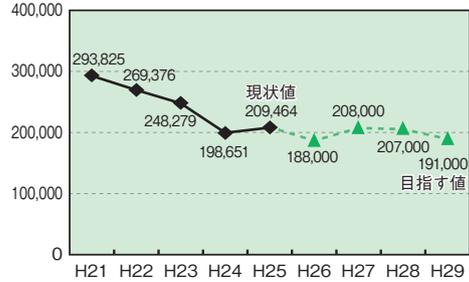
しかし、厳しさを増す財政状況のもと、市民ニーズの多様化への対応や協働によるまちづくりを推進していくためには、人件費を抑えながら適材適所の人員配置を行うとともに、職員の意識改革と、一層の能力向上を図る必要があります。また、定員の適正化を図っていく中で、市民ニーズに合った行政サービスを進めていくためには、今後も継続して事務事業の効率化を図っていくとともに、プロジェクトチームを含め、柔軟な組織体制としていく必要があります。

■ 具体的な事業

- ① 1 昇格・昇給制度の見直し (人事課)
- ① 2 人事評価制度の全職員への導入 (人事課)
- ② 1 職員採用の充実 (人事課)
- ② 2 職員研修の充実 (人事課)
- ③ 1 効率的な組織に関する情報収集 (企画政策課)
- ③ 2 プロジェクトチームの設置促進 (企画政策課)

■ 指標

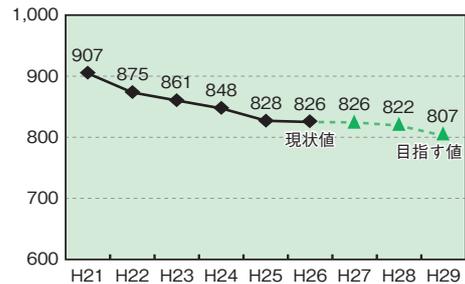
① 時間外勤務手当の推移 (千円)



【この指標について】

職員1人ひとりのコスト意識が浸透することにより、総額的に時間外勤務手当を削減することを目標とします。(人事課)

② 市の職員数 (人)



【この指標について】

4月1日現在の常勤の一般職の職員数(臨時・嘱託職員を除く)。生駒市定員適正化計画の目標値(平成22年906人)を踏まえ、平成30年4月1日800人(人口1,000人当たりの職員数を6.5人程度)を目指し、効率的な人員配置を行うことで職員数の削減を目指します。(人事課)

③ プロジェクトチームによる事業実施件数 [累計] (件)



【この指標について】

プロジェクトチームを設置して行った事業の件数の累計。年度毎に1件を目標とします。(企画政策課)



子育てしやすく、だれもが成長できるまち

(1) 子育て支援の充実

- ①母子保健
- ②保育サービス
- ③子育て支援

(2) 学校教育の充実

- ①幼稚園教育
- ②学校教育
- ③特別支援教育

(3) 生涯学習の推進

- ①生涯学習
- ②青少年

(4) 文化・スポーツ活動の推進

- ①文化活動
- ②歴史・伝統文化
- ③スポーツ・レクリエーション

4年後のまち

- ① パートナーや家族の妊娠・出産に対する理解が広がり、安心して妊娠・出産にのぞめる妊婦が増えている。
- ② 健診等の制度や地域の活動を利用することで、子どもがより一層健康で、すくすくと育っている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 妊婦とそのパートナーは妊娠中の身体の変化や胎児の成長について学ぶ。
- ② 周りの人(特に夫)は、妊娠・出産による心身の変化に配慮する。
- ③ 妊婦は禁煙・禁酒を心がけるとともに、周囲の人は妊婦の受動喫煙防止に配慮する。
- ④ 1 保護者は自分自身と子への健康に関心を持つ。
- ④ 2 健康診査(妊婦・乳幼児)を受け健康状態を把握しておく。
- ④ 3 予防接種を受け、疾病予防に努める。

市民2人以上でできること

- ② 1 母子保健推進ボランティアとして、地域の母子保健推進に努める。

事業者でできること

- ① 1 雇用者は、雇用している妊婦への配慮を行う。
- ② 1 子どもの健診や予防接種を受けやすい就業環境の整備を進める。

行政の4年間の主な取組

- ① 1 働く妊婦や母親に対し、利用できる制度の情報提供を行います。(健康課)
- ① 2 妊娠・出産・子育てに関する知識、技術を習得する機会や情報の提供を行います。(健康課)
- ① 3 父親の母親に対する精神的支援や理解の必要性の啓発を行います。(健康課)
- ① 4 妊産婦・新生児訪問や妊婦健康診査を実施します。(健康課)
- ① 5 未熟児への支援のため、産科医療機関との連携を強化します。(健康課)
- ② 1 母子保健推進ボランティアの能力向上のための研修等を行います。(健康課)
- ② 2 疾病の早期発見、早期治療、療育などを行うため、乳幼児健康診査を実施します。(健康課)
- ② 3 疾病予防のために、予防接種を実施します。(健康課)
- ② 4 健診未受診者の追跡システムを構築し、医療機関その他関係機関との連携の強化を図ります。(健康課)
- ② 5 発達や育児への不安の解消等、親への支援と子どもの健全な育成のため、子育て・発達相談及び家庭訪問を実施します。(健康課)
- ② 6 子育てに関する知識、技術を習得する機会や交流の場の提供を行います。(健康課)
- ② 7 障がい児や発達に遅れのある子どもの早期療育や相談体制の充実を図ります。(障がい福祉課)

資料

小分野
2-(1)-①



母子保健

■ 現状と課題

安心して妊娠・出産でき、またこれからの未来を担う子どもたちが健やかに育っていける環境をつくることは、市の重要な役割です。

本市では、母体や胎児の健康保持と増進のため、妊婦一般健康診査の公費負担の実施や、よい育児環境をつくるための基盤づくりを行うため、パパ・ママ教室、パパ講座等を実施しています。

また、乳幼児の健康保持のため、乳幼児健康診査・訪問指導・育児教室等の実施や、発育や育児に対する不安の解消を図るため、子育て相談を行うとともに、地域の中で親子の健やかな成長を支援する母子保健推進ボランティアの育成にも取り組んでいます。

一方、最近では、産後うつ、育児放棄、虐待等の問題が生じていることへの対策が必要となっています。

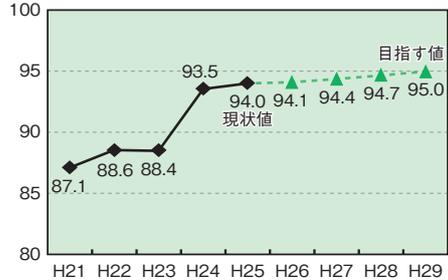
今後さらに子どもを安心して産み育てることのできる環境を目指して、母子保健についての意識啓発や健康診査、相談事業等の充実を図るとともに、未熟児への支援等、新たな取組を行っていくことが求められています。

■ 具体的な事業

- ①1 母子健康手帳交付 (健康課)
- ①2 パパママ教室・パパ講座 (健康課)
- ①3 パパ講座、父子手帳交付 (健康課)
- ①4 妊婦一般健康診査、妊産婦・新生児訪問指導事業 (健康課)
- ①5 未熟児訪問指導事業 (健康課)
- ②1 母子保健推進員研修会 (健康課)
- ②2 乳幼児健康診査事業 (健康課)
- ②3 各種予防接種事業 (健康課)
- ②4 乳幼児健康診査事業 (健康課)
- ②5 乳幼児訪問指導事業、各種育児相談 (健康課)
- ②6 各種育児教室 (健康課)
- ②7 障がい児相談支援事業 (障がい福祉課)

■ 指標

① 妊娠11週以前での妊娠届出率 (%)



【この指標について】

妊娠届出総数に対する11週以前での妊娠届出数の割合。できるだけ早期に妊娠届出を行うよう啓発を行い、妊娠初期から母体及び胎児の健康管理の機会をつくることを目指します。(健康課)

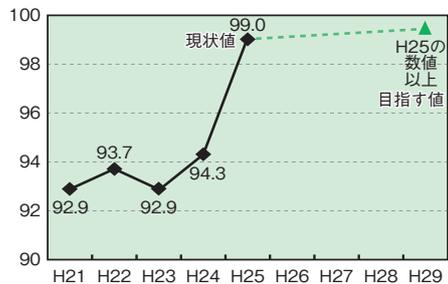
②1 新生児・乳児訪問の実施率 (%)



【この指標について】

新生児訪問やこんにちは赤ちゃん事業など乳児期に行った、保健師・助産師訪問の実施率。出産後の不安を抱えやすい時期に、専門職による訪問を行うことで、育児に関する知識の普及や不安の解消を図り、母親の心身の健康状態の安定を図ります。(健康課)

②2 乳幼児健診受診率 (%)



【この指標について】

乳幼児健診の平均受診率。健診体制の見直しを行った(平成24年)ことにより、更なる受診率向上を目指します。(健康課)

4年後のまち

- ① 子どもの安全が確保され、子育てと仕事を両立させたい家庭やひとり親家庭が安心して就労できる環境が整えられている。
- ② 保育サービスが充実し、必要なときに必要なサービスが受けられている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 学童保育^{*1}の運営に対し、保護者会活動等により積極的に関わる。
- ② 保育所、学童保育の利用に際して応分の保育料を負担する。

市民2人以上でできること

- ① 保育所と地域のふれあい事業にボランティアとして参加する。
- ② 学童保育児童の登下校時の見守りによる安全確保への支援を行う。

事業者でできること

- ① 関係機関として、子育て支援への取組を図る。
- ② 子育てと仕事を両立しやすい環境を整備する。
- ③ 保護者のニーズにあった保育を実施する。
- ④ 保育士の資質・能力の向上を図る。

行政の4年間の主な取組

- ① 1 保育所と地域のふれあい事業へのボランティア参加の啓発や情報提供など、保育所と地域との積極的な交流を実施します。(こども課)
- ② 2 学童保育児童の安全確保や地域行事参加への協力を得るため、地域住民への学童保育制度の周知を図ります。(教育総務課)
- ③ 3 保育所に入所している子どもの就学に向けて、幼稚園・学校との積極的な連携を図ります。(こども課)
- ④ 4 保育士・学童保育指導員の資質の向上を図るための研修を実施します。(こども課・教育総務課)
- ⑤ 1 適正な保育サービスが提供されるよう保育事業者に対して指導・支援を行います。(こども課)
- ⑥ 2 より円滑な学童保育運営を図るために、保護者・学校との連携を図ります。(教育総務課)
- ⑦ 3 多様化する保育ニーズに対応するとともに、就学前教育の充実を図るために、幼保一体化の検討を進めます。(こども課)
- ⑧ 4 保護者のニーズに合わせた延長保育、一時預かり保育、休日保育、病児・病後児保育を実施するとともに、さらなる保育サービスの充実に向けての検討を行います。(こども課)
- ⑨ 5 学童保育の適正規模を維持するとともに、安全かつ衛生的で快適な保育環境の確保を図ります。(教育総務課)
- ⑩ 6 増加する保育事業に対応するため、保育所整備を行います。(こども課)

*1 学童保育：共働き家庭など保護者が昼間家庭にいない小学生（1年生～6年生）に対して、放課後の生活の場を提供する保育（施設）のこと。

資料

■ 現状と課題

共働き世帯やひとり親の家庭にとって保育サービスの充実、仕事と子育てを両立させるため、非常に重要であり、保育時間の延長など保護者からのニーズも多様化しています。

本市では、待機児童の解消対策として平成20年2月以降に8園の私立保育所が新たに開所し、884名の定数が増加しましたが、待機児童問題の解消はできていません。また、一時預かり、延長保育、休日保育や病児・病後児保育の実施など多様なニーズに対応した保育サービスの充実が求められています。

学童保育についても快適な保育環境を確保するため、学童保育施設の整備や指導員の資質の向上を図っていく必要があります。

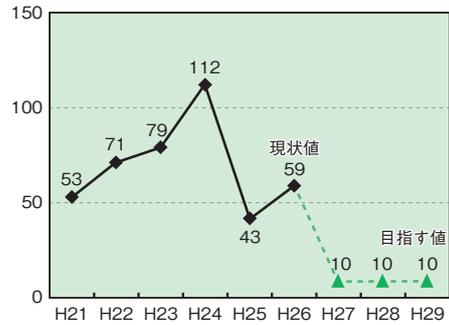
今後も、仕事と子育てが両立できる環境を整備していくため、保護者のニーズを把握していくとともに、地域や幼稚園・学校との連携を強化し、効率的で効果的な保育サービスを行っていくことが必要です。

■ 具体的な事業

- ①1 はとぼっぽ公園清掃事業（こども課）
公私立保育所の園庭開放（こども課）
- ①2 民生児童委員との連携事業（こども課・教育総務課）
- ①3 就学前教育相談事業（こども課）
- ①4 放課後児童クラブ職員研修事業（教育総務課）
保育士職員研修の充実（こども課）
- ②1 私立保育所運営費等補助事業（こども課）
- ②2 学童保育運営事業（教育総務課）
- ②3 （仮称）南こども園整備事業（こども課）
（仮称）高山認定こども園整備事業の促進（こども課）
- ②4 特別保育実施事業（こども課）
- ②5 学童保育施設整備事業（教育総務課）
- ②6 保育所緊急整備事業（こども課）

■ 指標

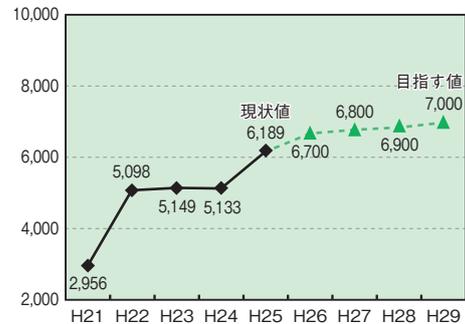
① 保育所待機児童数（人）



【この指標について】

保育所入所申込者のうち、保育所に入所できなかった児童数（4月1日現在）。子育て家庭を取り巻く環境や就労の動向を考慮しながら、待機児童の減少を目指します。（こども課）

② 一時預かり保育の延べ利用児童数（人）



【この指標について】

家庭において一時的に保育が困難になった乳幼児について、保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行うことにより、在宅で保育を行っている家庭等を支援します。（こども課）

4年後のまち

- ① 地域や社会が保護者に寄り添い、親の成長を支援することにより、子どもより良い育ちを実現している。
- ② 家庭、学校、地域、関係機関が連携し、子どもと子育ての環境を守ることに、子育て家庭が安全に安心して暮らしている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 近隣同士がお互いに関心を持ち合う。
- ① 市の子育て支援や様々な行事に関心を持ち、積極的に活用、参加する。
- ② 父親も育児に参加する。

市民2人以上でできること

- ① ボランティア養成講座等修了者が、市の開催する行事に積極的に関与する。
- ① 地域の中で、気軽に相談できる人材を育成する。
- ② 子育て家庭の孤立を防ぐため、民生・児童委員等による地域子育て支援ネットワークの充実を図る。
- ② 放課後、子どもが地域の学校で遊んだり活動したりするためのサポートを行う。

事業者でできること

- ② 従業員のワークライフバランス^{※1}を考え、育児休暇等の取得の促進等、子育てしやすい環境づくりに努める。
- ② 出産や育児のために退職した女性を積極的に再雇用する。
- ③ 様々な分野・地域で子育てを応援する「なら子育て応援団^{※2}」へ、積極的に参加する。

行政の4年間の主な取組

- ① 子育てサークルへの支援を充実します。(子育て支援総合センター)
- ① ファミリー・サポート事業^{※3}における援助会員など、地域における子育て支援に関わる人材の確保に努めます。(子育て支援総合センター)
- ① 子育てに関する相談や情報提供を行います。(子育て支援総合センター・健康課)
- ① ボランティア養成講座や子育て支援に関する研修会など、誰もが子育てに興味を持ち、参加できるような機会を拡大します。(子育て支援総合センター・健康課)
- ① 子育て支援総合センターを整備し、ひろば事業、地域子育て支援拠点事業及びファミリー・サポート事業等を一体的に提供することで、子育て支援体制の充実を図ります。(子育て支援総合センター)
- ② ワークライフバランスの実現を図るために、保育サービスの充実等、多様な働き方への支援を行います。(こども課)
- ② 子育てや家庭で心配なことなどの相談事業を実施するとともに、子育てに悩む人のメンタルケアができる人材の確保に努めます。(こどもサポートセンター)
- ② 育児教室など各種教室を行い、相談・交流の場を充実します。(子育て支援総合センター・健康課)
- ② 事業・施設の内容、利用の仕方、実施主体などが明記されたパンフレットを作成し、啓発に努めます。(子育て支援総合センター・こども課)
- ② 関係機関との連携を深めて、児童虐待の防止の啓発・発生予防・早期発見に努めます。(こどもサポートセンター)
- ② ひとり親家庭の生活の安定を図るため、経済的な支援を行うとともに、自立支援を促進します。(こども課)
- ② 子育て世代のニーズ調査を行い、ニーズに即したサービスの提供を図ります。(こども課)

※1 ワークライフバランス：「仕事と生活の調和」と訳され、人生の各段階において、「仕事」と「仕事以外の生活」（子育てや親の介護、自己啓発、地域活動など）との調和がとれている状態を指す。

※2 なら子育て応援団：奈良県が実施する子育て支援の取組の一つで、子育てを応援する企業・店舗・NPOを募集し、「なら子育て応援団」に登録し、子育て家庭に様々なサービスを提供するとともに、その活動を広報・支援することにより、地域における子育て支援の輪を広げる県民運動を展開。

※3 ファミリー・サポート事業：育児を応援してほしい人と、育児の応援をしたい人がお互いに助け合いながら、保育施設への送迎や保護者の一時的・短時間の外出時に子どもを預かるなどの援助活動事業のこと。

資料

小分野
2-(1)-③

子育て支援

現状と課題

核家族が増え、地域とのつながりの希薄化や、子育てする人の周りの理解・協力が不十分なことから、孤独な子育てによる悩みやストレス、不安が生じ、子どもの人権侵害である虐待も増加しています。

一方、子育てと仕事を両立していく家庭やひとり親家庭が増え、社会的にワークライフバランスが重要視されています。

本市では、子育て支援の拠点として、子育て支援総合センター等を設置し、子育て相談、ファミリー・サポート事業等を行っています。市立幼稚園では預かり保育も実施していますが、こうした教育面での子育て支援のニーズも高まっています。

今後は、さらに子育て支援拠点やサービスを充実させ、必要な時に必要なサービスを利用できるようにしていくことが課題となっています。また、広く子育てボランティアを募るなど、市民参加による取組を充実させ、地域全体で子育てしている家庭を支え合い、子どもの安全や人権を守る体制が必要です。

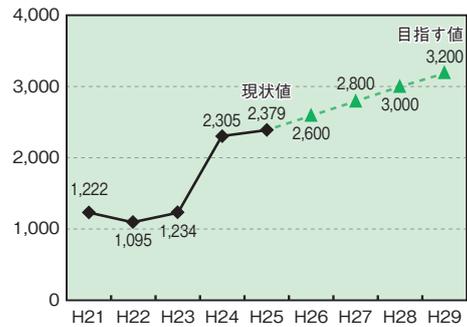
また、子どもが被害者となる犯罪・事故が増加しており、関係機関・団体・地域などの連携が必要です。

具体的な事業

- ①1 子育てサークル活動支援事業（子育て支援総合センター）
- ①2 ファミリーサポート事業（子育て支援総合センター）
- ①3 各種育児相談事業（健康課）
- ①4 ボランティア養成講座事業（子育て支援総合センター）
- 母子保健推進員研修会事業（健康課）
- ①5 子育て支援総合センターの整備（子育て支援総合センター）
- ②1 各種保育事業（こども課）
- ②2 家庭児童相談室事業（こどもサポートセンター）
- ②3 各種育児教室事業（健康課）
- ②4 子育て応援パンフレット作成事業（子育て支援総合センター）
- ②5 要保護児童対策地域協議会事業（こどもサポートセンター）
- ②6 自立支援事業（こども課）
- ②7 子ども・子育て支援事業計画策定事業（こども課）

指標

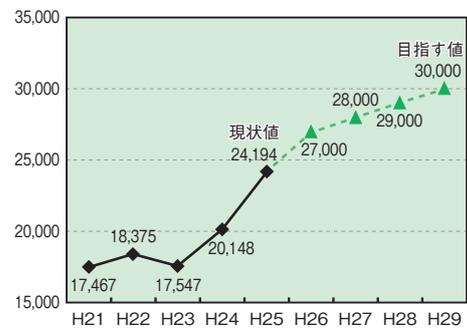
① ファミリー・サポート事業の利用件数（件）



【この指標について】

ファミリー・サポート事業の年間の延べ利用件数。事業の利用促進や援助会員（援助できる人）を増やすよう取り組み、過去の推移や将来の子どもの人数などを踏まえて、平成29年度に3,200件を目標とします。（子育て支援総合センター）

② 地域子育て支援拠点の利用者数（人）



【この指標について】

子育て中の親子が好きな時に集まり、遊んだり、悩みを語ったりできる場所である「地域子育て支援拠点」の年間の延べ利用者数。過去の推移や将来の子どもの人数などを踏まえて、利用者の増加を図り、子育て家庭の孤立化を防ぎます。（子育て支援総合センター）

4年後のまち

- ① 幼稚園、保育園、学校、家庭及び地域の連携のもと、幼児一人ひとりの発達の特性を活かした就学前教育^{※1}が進んでいる。
- ② 幼児たちがのびのびと学び育つ安全・安心な環境が整えられている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 幼稚園教育に対して関心をもつ。
- ①2 保護者は、自らの役割を自覚し、よりよい家庭教育を進める。
- ①3 幼稚園教育に対して、アンケート調査などで保護者が意見を述べるとともに、園運営に協力する。

市民2人以上でできること

- ①1 スクールボランティア^{※2}活動等に参加する。

事業者でできること

- ①1 体験学習など学習の機会・場の提供を行う。
- ①2 専門的な知識の情報提供を行う。
- ①3 幼稚園教育に対して、事業者が関心をもつ。

行政の4年間の主な取組

- ①1 就学前教育の充実を図るため、幼稚園と保育園、学校との連携を図り、国の動向や地域の状況等を踏まえ、こども園の開設に向けた取組を行います。(こども課)
- ①2 私立幼稚園、保育園との連携を深め、最新の知見を踏まえた教員研修等を合同で実施します。(こども課)
- ①3 幼稚園・小学校・中学校・保育園の意見交換を積極的に行います。(こども課・教育指導課)
- ①4 家庭教育学級を充実し、保護者へ子育てに関する情報提供を行います。(生涯学習課)
- ①5 アンケート調査など保護者や市民の意見を把握し、ニーズに合った就学前教育を実施します。(こども課)
- ①6 学校評議員会^{※3}等を充実するとともに、学校関係者評価を実施し、自己評価の結果を公表します。(こども課)
- ①7 スクールボランティアが活動できる範囲を拡大します。(こども課)
- ②1 幼児の安全を確保するため、園舎の耐震化を進めるとともに、施設の安全点検を強化し、改善が必要な場合は早急に改修します。(こども課)
- ②2 就学前教育の取組を分かりやすく公表します。(こども課)



生駒台幼稚園

※1 就学前教育：小学校に入る（就学）前の子どもを対象にした教育。幼稚園や保育園での教育などがこれにあたる。

※2 スクールボランティア：地域の方々が培ってこられた経験や技術、知恵や工夫を活かして、子どもたちがよりよい学習環境の中で安心して校園生活を送れるようにする取組。活動内容は「登校時の安全指導」、「校庭の花壇整備」、「読み聞かせ」など様々。

※3 学校評議員会：校長が学校運営にあたり、保護者や地域住民の意見を聞くことを通じて、特色ある教育活動を主体的かつ積極的に展開していくことを目的とした、地域住民の学校運営への参画の仕組み。

資料

現状と課題

本市には、現在9市立幼稚園と4私立幼稚園があります。核家族化や共働き世帯の増加など子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しており、多様化する保護者のニーズに対応するとともに、幼児一人ひとりの発達の特性を活かした教育が重要です。

本市では、市立幼稚園で3歳児保育希望者の全員受入れや預かり保育、幼小中連携事業などを行っています。また、こども園開設に向けて取組を進めています。

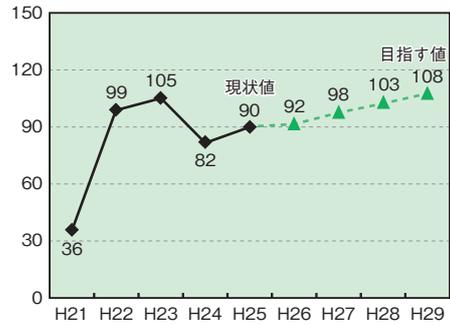
今後は、学校評議員会等を活用した学校評価の充実や、幼稚園・保育園・学校・地域が連携できる開かれた園づくりが必要です。スクールボランティアが積極的な支援活動を行えるよう、各幼稚園でその仕組みを発展させる工夫が必要となっています。

具体的な事業

- ①1 (仮称)南こども園開設事業(こども課)
高山スーパースクールゾーン構想(教育総務課・教育指導課)
(仮称)高山認定こども園(こども課)
- ①2 生駒市幼稚園教育研究会(こども課)
- ①3 保幼小中交流学习会(こども課・教育指導課)
- ①4 家庭教育学級事業(生涯学習課)
- ①5 学校評価推進事業(こども課)
- ①6 学校評議員会(こども課)
- ①7 スクールボランティア活動の拡充(こども課)
- ②1 園舎の施設整備事業(こども課)
生駒台幼稚園改築事業(こども課)
- ②2 子育て支援事業(こども課)

指標

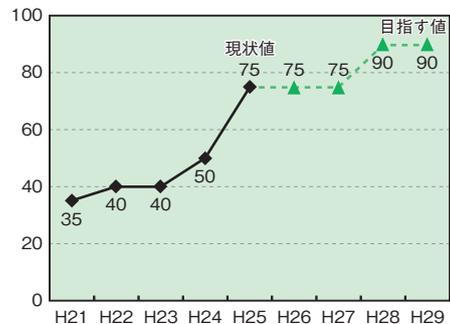
① 幼稚園と小・中学校との連携事業数(件)



【この指標について】

幼稚園(全9園)と小・中学校が相互に訪問し、体験入学や遊びなどを通じて交流する事業の件数。小学校への移行が円滑に行われ、安心して学校生活を送れるよう、平成29年度には1園当たり12事業以上の連携を目指します。(教育指導課・こども課)

② 市立幼稚園の耐震化率(%)



【この指標について】

2階建て又は200㎡以上の建物の棟数に対して耐震基準を満たしている棟数の割合。園児の安全を確保するため、計画的に耐震化を進めます。(こども課)

4年後のまち

- ① 児童生徒が安心して楽しく学ぶことができる環境が整えられている。
- ② 子どもの個性や自己有用感^{*1}、自他の生命を尊重する意識をはぐくみ、心の教育が充実している。
- ③ 市民・地域・事業者・行政が連携して、開かれた学校づくりが進んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 保護者は自らの役割と責任を自覚し、児童生徒へよりよい家庭教育を進める。
- ② 保護者は、授業参観や懇談会その他学校行事や外部人材活用に積極的に参加する。
- ③ 児童生徒の登下校の時間に合わせた道路掃除、散歩、買い物等による子どもたちの見守り活動を行う。
- ④ アンケート等で意見を述べ、学校運営に参画する。
- ⑤ 保護者は家庭で食育^{*2}を実践するとともに、学校給食に関しても関心をもつ。

市民2人以上でできること

- ③ ① 地域で子どもの成長に関心を持ち、必要に応じて学校を支援する。
- ③ ② スクールボランティア^{*3}活動等に参加する。
- ③ ③ 子どもたちの安全や非行に対して、社会全体で見守り活動を行う。

事業者でできること

- ① ① 地元産などの安全な食材を用いておいしい学校給食を提供する。
- ② ① 児童生徒のキャリア教育の機会と場を提供する。
- ③ ① 地域ぐるみの健全育成に協力し、登下校中の児童生徒の見守りを行う。

行政の4年間の主な取組

- ① ① 児童生徒一人ひとりの確かな学力の育成のため、個に応じた指導が行えるよう、市独自の少人数学級編制の対象学年の拡大の検討、学びのサポーターの拡充など、多様な教育活動を展開します。(教育指導課)
- ① ② 「体力向上推進プラン」に基づき、授業や行事を工夫し児童生徒の体力向上を進めます。(教育指導課)
- ① ③ 安全・安心な教育環境を整備するため、学校施設の安全点検を強化し、改善が必要な場合は早急に改修します。(教育総務課)
- ① ④ 保護者への子育てに関する情報を提供し、相談体制を充実します。(教育指導課)
- ① ⑤ スクールアドバイザーを活用し、いじめや暴力行為等の課題の改善に取り組みます。(教育指導課)
- ① ⑥ 食育を推進します。(教育指導課)
- ① ⑦ 学校給食を通じて、正しい栄養や食事のとり方などについて知識啓発を行います。(学校給食センター)
- ① ⑧ 学校給食センターの更新に向けて、運営方法、施設設備及びアレルギー対応などについて検討を進めます。(学校給食センター)
- ① ⑨ 全小中学校の省エネルギー化を目指した取組を行います。(教育総務課)
- ① ⑩ 全小中学校のトイレを洋式化するなどの改修をし、使いやすく、きれいで、明るいものにします。(教育総務課)
- ① ⑪ 建物の長寿命化を考慮した老朽化対策を行います。(教育総務課)
- ① ⑫ 地域や保護者と連携し、生駒北小中学校において小中一貫教育を推進します。(教育総務課・教育指導課)
- ② ① 教職員の資質や能力の向上を図り、子どもたちの個性や自己有用感、自他の生命を尊重する意識を伸ばす特色ある教育を行います。(教育指導課)
- ② ② 朝の読書活動や学校図書館の整備・充実を図り、児童生徒の感性を高め、豊かな人間性を涵養します。(教育指導課)
- ② ③ 伝え合う力の育成の一環として、小学校3年生から外国語活動に取り組みます。(教育指導課)
- ② ④ 適応指導教室の運営により、不登校児童・生徒の学校生活への復帰を支援するためのカウンセリング、教科指導、集団生活への適応指導等を計画的に実施します。(教育指導課)
- ③ ① 地域ぐるみの児童生徒健全育成事業^{*4}を通じて小・中学校を支援する取組を行います。(教育指導課)
- ③ ② スクールボランティアなど地域の教育力を活用した取組を充実します。(教育総務課・教育指導課)
- ③ ③ ホームページ等を通して学校運営や児童生徒の様子を公表します。(教育指導課)
- ③ ④ 学校評価を進めていくために、学校評価シートを効果的に活用します。(教育指導課)

※1 自己有用感：自分は役に立っている、自分は必要な人間であるなど、自分の存在を価値あるものと受け止められる感覚のこと。

※2 食育：食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につける教育のこと。

※3 スクールボランティア：小分野2-(2)-①参照

※4 地域ぐるみの児童生徒健全育成事業：児童生徒の健全な成長を図るため、学校・家庭・地域の関係機関が一丸となって安全指導や安全活動などを行う取組。

現状と課題

本市の子どもたちは高い学力を持つ反面、規範意識や社会参画といった面で課題が見られます。

本市では、これまで外国語指導助手や学校図書館司書の独自配置、中学校までの給食などを行ってきており、児童生徒の安全を守るために、学校建物の改修も進めています。また、教育内容としては、子どもたちの感性を高め、豊かな人間性を涵養するため、朝の読書活動や学校図書館を充実するとともに、外国語活動や情報機器を活用して伝え合う力を育成しています。さらに、不登校やいじめといった問題を解決していくため、スクールアドバイザー等による相談体制や命の大切さなどを学ぶ心の教育の充実を図っています。

今後、児童生徒が安心して楽しく自らの個性を伸ばし、自己有用感や自他の生命を尊重する意識を高められるようにするためには、保護者・地域・事業者・行政などの連携が必要であり、スクールボランティア等を活用しながら活動状況を各校のホームページで紹介するなどし、開かれた学校を目指した取組を行っていく必要があります。

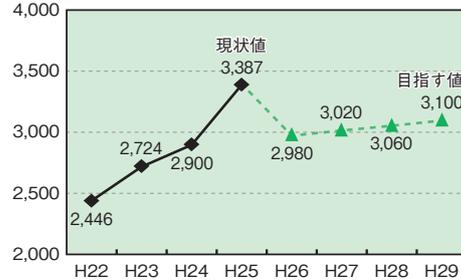
また、安全でおいしい学校給食を提供するため、学校給食センターの計画的な施設整備計画を進める必要があります。

具体的な事業

- ①1 学びのサポーター派遣事業（教育指導課）
- ①2 体力向上推進プランの推進（教育指導課）
- ①3 学校施設整備事業（教育総務課）
- ①4 教育相談室業務の周知（教育指導課）
- ①5 スクールアドバイザー事業（教育指導課）
- ①6 給食指導、食育学習の充実（教育指導課）
- ①7 食に関する啓発の推進（学校給食センター）
- ①8 学校給食センター更新の検討（学校給食センター）
- ①9 鹿ノ台中学校スーパーエコスクール実証事業（教育総務課）
エコボナスの実施（教育総務課）
- ①10 学校トイレ改修事業（教育総務課）
- ①11 桜ヶ丘小学校施設老朽化対策先導事業（教育総務課）
- ①12 生駒北小中一貫校（仮称）推進事業（高山スーパー
スクールゾーン構想）（教育総務課・教育指導課）
- ②1 教職員研修（教育指導課）
- ②2 学校図書館司書派遣事業（教育指導課）
- ②3 外国語指導助手派遣事業（教育指導課）
- ②4 適応指導教室指導員（教育指導課）
- ③1 地域ぐるみの児童生徒健全育成事業（教育指導課）
- ③2 スクールボランティア活動の拡充（教育総務課）
- ③3 ホームページの運営（教育指導課）
- ③4 学校評価の充実（教育指導課）

指標

① 教育相談室等の相談件数（件）



【この指標について】

教育相談室、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー^{*5}への学校や保護者からの相談件数。年間各学校あたり2件程度の向上を目指します。（教育指導課）

② 1日30分以上読書をしている児童生徒の割合（％）



【この指標について】

1日当たり30分以上読書をしている小・中学生の割合。小中学校に配置している学校図書館司書を活用して読み聞かせやブックトークを行い、読書の楽しさを伝え読書活動を推進します。（教育指導課）

③ 学校創造推進事業の実施回数（回）



【この指標について】

学校が、その道の達人と呼ばれる地域の方や保護者の支援を受けて特色ある教育活動を実施した合計回数。栽培活動や茶道の指導、動物の飼育などを通した命の教育を行います。（教育指導課）

*5 スクールソーシャルワーカー：問題を抱えた児童生徒が置かれた環境へ働きかけ、関係機関と連携して課題解決を図る仕組みのこと。

4年後のまち

- ① 教育支援体制の充実により一人ひとりの発達段階に応じた教育が行われている。
- ② 読み書きやコミュニケーション等で困っている幼児・児童・保護者に通級指導^{*1}等を実施し、通級者の社会適応能力が高まっている。
- ③ 特別な支援を要する幼児・児童・生徒の保護者に対して、専門的な相談員等による教育相談が行われている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 特別支援教育を理解し、その教育に協力する。
- ①2 特別支援教育支援員募集に対して積極的に応募する。
- ②1 作品展やバザーに参加し、特別支援教育に理解を示す。

市民2人以上でできること

- ①1 特別支援教育を理解し、その教育に協力する。
- ①2 障がい児・者の支援にボランティア等で積極的に関わる。
- ②1 障がいのある児童生徒が参加しやすい地域行事等を計画・実施する。

事業者でできること

- ①1 特別支援教育を理解し、協力する。
- ②1 障がい者の就労を推進する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 特別支援教育コーディネーター^{*2}の養成、資質向上に向け、市独自の研修に努めます。(教育指導課)
- ①2 特別支援教育支援員の募集を市の広報紙及びホームページを通じて行い、市民から採用します。(教育指導課)
- ①3 特別支援教育支援員を適切に配置します。(教育指導課)
- ①4 特別支援教育に関わる教員の資質・能力の向上・啓発を図ります。(教育指導課)
- ②1 幼児・児童・生徒が主体的に取り組めるような指導・支援内容を工夫・検討するとともに、情報提供を行います。(教育指導課)
- ②2 スクールボランティア^{*3}を募集し、特別に支援が必要な児童生徒の学習補助を行います。(教育総務課)
- ③1 教育相談に応じるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー^{*4}、教育支援施設の教育相談員を適切に配置し、活用します。(教育指導課)
- ③2 特別支援教育相談事業についての専門相談員の充実を図ります。(教育指導課)



教育支援施設

※1 通級指導：小中学校の通常の学級に在籍している軽度の障がいがある児童生徒に対し、各教科等の指導は通常の学級で行いつつ、個々の障がいに応じた特別指導（自立活動・各教科の補充指導）を通級指導教室で行う教育形態。

※2 特別支援教育コーディネーター：LD・ADHD・高機能自閉症等を含め、障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応するため、校内や福祉、医療等の関係機関との間の連絡調整の役割を担う者。

※3 スクールボランティア：小分野2-(2)-①参照

※4 スクールソーシャルワーカー：問題を抱えた児童生徒が置かれた環境へ働きかけ、関係機関と連携して課題解決を図る仕組みのこと。

資料

■ 現状と課題

特別支援教育とは、障がいのある幼児・児童・生徒の自立や、社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもので、平成19年4月に学校教育法に位置づけられました。

本市でもこれに伴い、介助や指導補助、学習補助等を行う特別支援教育支援員を平成19年度から小学校に、平成20年度には中学校に拡大して配置し、また教育支援施設に専門相談員を派遣するなど、特別支援教育の充実を図っています。

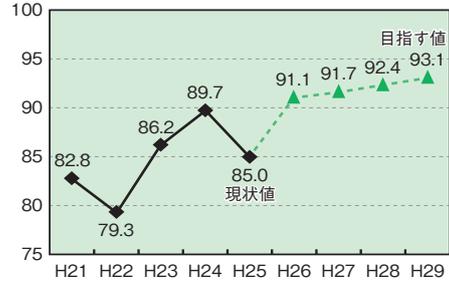
学習障害(LD)や注意欠陥多動性障害(ADHD)などの様々な発達障害を持った子どもたちが増加していることから、今後もこのような子どもたち・保護者へのサポートが必要であり、特別支援教育の充実を図るため、就学指導委員会の円滑な運営や特別支援教育コーディネーターの養成・配置、専門的な相談員・スクールカウンセラー等の適正な配置を行っていく必要があります。

■ 具体的な事業

- ①1 特別支援教育コーディネーター研修(教育指導課)
- ①2 特別支援教育支援員募集(教育指導課)
- ①3 特別支援教育支援員配置(教育指導課)
- ①4 特別支援教育講演会(教育指導課)
- ②1 ことばの教室・通級指導教室エル(教育指導課)
- ②2 スクールボランティア募集(教育総務課)
- ③1 スクールカウンセラー配置(教育指導課)
- ③2 特別支援教育相談(教育指導課)

■ 指標

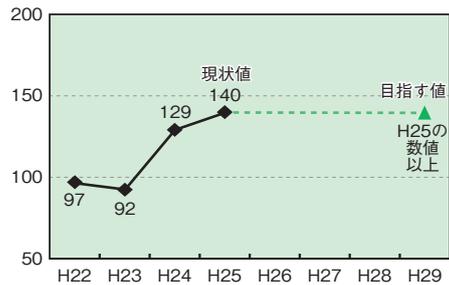
① 特別支援教育支援員等の各校園への配置率(%)



【この指標について】

幼稚園9園、小学校12校、中学校8校に対する特別支援教育支援員の配置校の割合。学校・園の要望を受けて、平成29年度には全ての幼稚園、小学校と中学校6校に配置を目指します。(教育指導課)

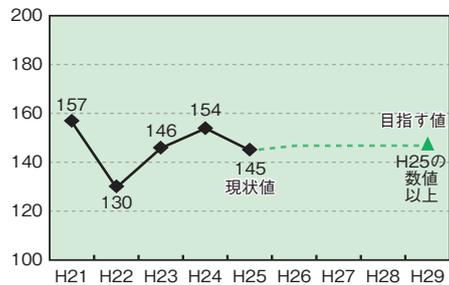
② ことばの教室・通級指導教室エルへの通級者数(人)



【この指標について】

読み書きやコミュニケーションなどで困っている子どもたちを支援するための教室への通級者数。通級者が社会への適応能力を高めることを目指します。(教育指導課)

③ 特別支援教育相談員等による相談件数(件)



【この指標について】

教育支援施設等における特別支援教育相談及び就学前教育相談の件数。専門相談員による指導で、特別支援教育の充実を図ります。(教育指導課)

4年後のまち

- ① だれでも自由に学習できる環境が整備され、生きがいや楽しみを感じている市民が増えている。
- ② 生涯学習の成果が地域社会に還元される機会が増えている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 1 生涯学習の必要性和目的を理解し、積極的に生涯学習活動を行う。
- ② 1 生涯学習を通じたまちづくりに、ボランティアやコーディネーターとして積極的に参加する。
- ② 2 人材バンクへの登録、活用や学習した知識や経験、技能等を社会還元する。

市民2人以上でできること

- ② 1 学習成果を地域社会に還元する。
- ② 2 生涯学習ボランティアやコーディネーターとして、地域の生涯学習推進に寄与する。

事業者でできること

- ① 1 施設の開放など、生涯学習活動を支援する。
- ① 2 行政、生涯学習関連団体、NPO等と協働し、市民に対し公開講座などで専門的な知識、技術を提供する。

【指定管理者*1】

- ② 1 市民の成果発表会等の活動を支援する。

行政の4年間の主な取組

- ① 1 学習機会を紹介・案内するため情報提供を行うとともに、気軽に学習活動が楽しめる工夫やノウハウ等の情報を提供します。(生涯学習課)
- ① 2 いこま寿大学*2を充実するとともに、OB会の活動を支援します。(生涯学習課)
- ① 3 市民ニーズの把握に努め、指定管理者のモニタリング*3等から得られる市民ニーズを把握し、利用者にとって利便性の高い生涯学習施設の管理を行います。(生涯学習課)
- ① 4 現在図書館を活用していない方々も利用しやすい多様な図書館サービスの拡充を図ります。(図書館)
- ① 5 子どもの健やかな成長の糧となるように子どもの読書活動を推進します。(図書館)
- ② 1 市民の学習成果を還元する学習会の開催を継続して支援します。(生涯学習課)
- ② 2 生涯学習まちづくり人材バンクを充実し、活用を推進します。(生涯学習課)
- ② 3 学校やボランティア団体等との連携を一層推進します。(生涯学習課)
- ② 4 市民との連携や協働のもと図書館サービスを進めていきます。(図書館)

※1 指定管理者：小分野1-(4)-②参照

※2 いこま寿大学：一般教養学習、クラブ学習を通して教養を高め、生きがいを探求して、地域の生涯学習推進者を養成するために開設する、62歳以上の人を対象とした4年制の学校。

※3 モニタリング：小分野1-(4)-②参照

資料

小分野
2-(3)-①



生涯学習

現状と課題

本市では、生涯学習施設の整備が進み、学習条件も充実して、学習活動が活発に行われています。

一方で、生涯学習関連団体の高齢化などに伴い、団体内での世代交代の時期にきており、今後は、市民ニーズに呼応した情報提供を活発化し、今まで以上に市民の主体的な参加を促進していく必要があります。

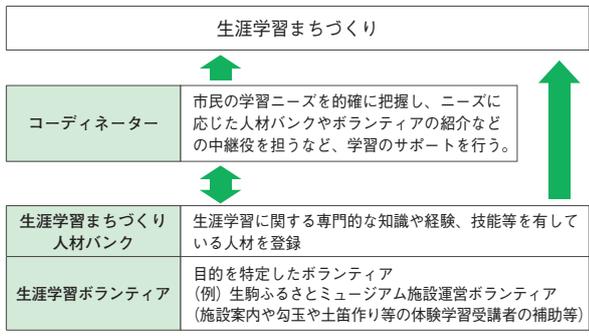
また、市民一人ひとりが個々のニーズに応じた学習テーマを選び、より高度な知識を必要とするときに学べるよう、講師となる人材バンクの充実を図る必要があります。

そのためには、生涯学習関連団体の積極的な人材バンクの登録、活用を促進するなど、学び側と教える側の両方が相互に関連しながら、団体間の連携を強化し、生涯学習の環境づくりを一層拡充していく必要があります。

具体的な事業

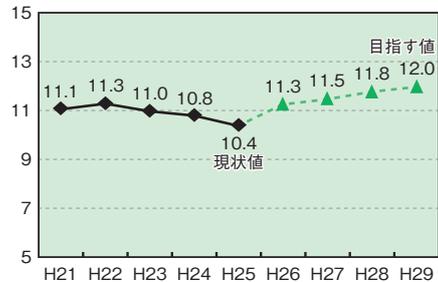
- ①1 生涯学習情報の提供（生涯学習課）
- ①2 高齢者教育推進事業（生涯学習課）
- ①3 生涯学習施設整備事業（生涯学習課）
- ①4 来館困難な高齢者等への本の宅配事業（図書館）
- ①5 子ども読書活動推進事業（図書館）
- ②1 自主学習グループ補助金交付事業（生涯学習課）
- ②2 まちづくり人材バンク設置事業（生涯学習課）
- ②3 PTA 協議会補助金交付事業（生涯学習課）
- ②4 市民との協働の推進事業（図書館）

<生涯学習まちづくりサポート体系図>



指標

① 市民1人当たりの図書貸出冊数(冊)



【この指標について】

図書の年間貸出冊数/総人口。
市民の学習意欲を示す数値の一つであり、図書サービスや利便性の向上を図り、市民1人あたりの貸出冊数の増加を目指します。(図書館)

②1 自主学習グループによる市民向け学習会の開催数(回)



【この指標について】

自主学習グループが広く市民を対象に実施する学習会の開催回数。
生涯学習の成果の社会還元化、ボランティア意識の高まりが数値として表れますが、現状においても活動が活発に行われていることから、開催回数の増加を目指します。(生涯学習課)

②2 生涯学習まちづくり人材バンク活用件数(件)



【この指標について】

専門的な知識や経験、技能等を有する人材登録制度の活用件数。
活発に制度が活用されていることから、活用件数の増加を目指します。(生涯学習課)

4年後のまち

- ① 地域、学校、家庭の連携のもと、青少年が「生きる力」と「心豊かな人間性」を身につけ、健やかに成長している。
- ② 子どもたちが安全・安心に遊べて、地域の人たちと交流する場が整えられている。
- ③ 地域社会の中でリーダーとして積極的に活動できる青少年の育成が進んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 地域で子どもを育てようという意識を持つ。
- ② 家庭環境を整える。
- ③ 持っている能力を活かして、地域の青少年との交流、その活動の支援・協力を行う。

市民2人以上でできること

- ① 地域で行っている青少年健全育成活動に参加、協力する。
- ② 地域ぐるみの児童生徒健全育成事業推進協議会の活動に参加、協力する。
- ③ 子ども会が活動できる場や機会を提供する。
- ④ 子ども会組織を充実させる。
- ⑤ 家庭・学校との連携を強化し、青少年の非行防止活動に取り組む。

事業者でできること

- ① 職業体験・見学等の場を提供する。
- ② 青少年の活動に対して支援、協力する。

行政の4年間の主な取組

- ① 青少年健全育成に関する情報提供や啓発活動の支援を行います。(生涯学習課)
- ② 青少年の教育のため、地域、学校、家庭が連携できる環境づくりや取組の支援を行います。(生涯学習課)
- ③ 市民等が持つ能力を子育てに活かす体制づくりと活動の機会を提供します。(生涯学習課)
- ④ 青少年に関する相談体制・環境の充実を図ります。(教育指導課)
- ⑤ ひきこもりや就労等に関する相談窓口を充実し、若者の自立のための支援を推進します。(生涯学習課)
- ⑥ 指定管理者等と連携して、野外活動等の集団生活を通して自立心や協調性を育み、青少年の健全育成を図ります。(生涯学習課)
- ⑦ 健全育成パトロールなど、地域ぐるみの児童生徒健全育成事業推進協議会が活動できる環境の整備・取組を推進します。(教育指導課)
- ⑧ 青少年が健全に成長できるように、有害環境の浄化など社会環境を改善・整備します。(生涯学習課)
- ⑨ 子どもたちが地域の中で、安全に安心して遊び、大人たちと交流できる場・機会を提供します。(生涯学習課)
- ⑩ 街頭巡回指導による青少年非行の早期発見など、非行防止活動を強化します。(生涯学習課)
- ⑪ 青少年健全育成団体が活動できる環境の整備・支援を行います。(生涯学習課)
- ⑫ 青少年リーダー・地域リーダーの積極的な養成を行います。(生涯学習課)
- ⑬ 地域のリーダーとして育っている青少年の活動の支援を強化します。(生涯学習課)

小分野
2-(3)-②
青少年

資料

小分野
2-(3)-②
青少年

■ 現状と課題

社会経済状況の変化により、青少年犯罪の凶悪化や低年齢化、ニート・ひきこもり等若者を取り巻く環境が、全国的に深刻な状況にあります。少子化による子ども同士のふれあう機会の減少やインターネットの普及など情報化の進展により、地域や人と人との直接的なふれあいも希薄化しつつあります。また、核家族化や地域社会との関わりの希薄化により、家庭や地域の教育力も低下している傾向にあります。

本市では、学校、保護者、地域、関係機関が連携して地域の実情・実態に沿って、安全パトロールや健全育成パトロールなどの活動を行っています。また、地域リーダーの養成や青少年健全育成団体に対する支援などの取組を行っているほか、青少年に関する相談、新成人が成人式の企画などを行う成人式運営委員会の開催など、青少年健全育成のための事業を行っています。

今後も、青少年の非行を未然に防ぎ、健全な育成を実現していくために地域、学校、家庭などが連携し、地域の教育力を高め、子どもや若者が生き生きと過ごせる環境を整備するとともに、自立への支援を充実し、生きる力の育成を図っていく必要があります。

■ 具体的な事業

- ①1 青少年健全育成啓発事業（生涯学習課）
- ①2 チャレンジ教室事業（生涯学習課）
- ①3 子どもの居場所づくり事業（生涯学習課）
- ①4 青少年教育相談事業（教育指導課）
- ①5 若者自立無料相談事業（生涯学習課）
- ①6 青少年野外活動事業（生涯学習課）
- ②1 地域ぐるみ健全育成推進事業（教育指導課）
- ②2 青少年健全育成環境保全事業（生涯学習課）
- ②3 放課後子ども教室事業（生涯学習課）
- ②4 青少年指導活動事業（生涯学習課）
- ②5 青少年健全育成団体支援事業（生涯学習課）
- ③1 青少年リーダー育成事業（生涯学習課）
- ③2 青少年団体育成支援事業（生涯学習課）

■ 指標

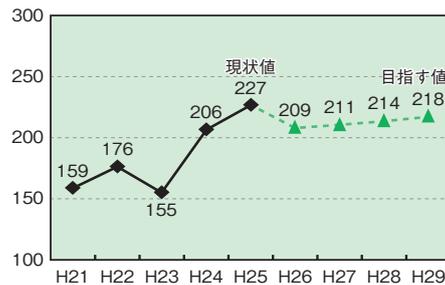
① 青少年健全育成事業参加人数（人）



【この指標について】

野外活動事業、国際交流事業、子どもの居場所づくり事業、放課後子ども教室推進事業等への参加人数。少子化傾向にありますが、青少年の自立心や協調性を育むため、参加者のアンケート結果等を反映させ、現状値より多くの青少年が参加できる内容の実施に努めます。（生涯学習課）

② 青少年指導委員による巡回指導回数（回）



【この指標について】

約120名の市民等に委嘱している青少年指導委員による巡回指導回数。登下校時や夜間等に巡回指導することにより、青少年の非行防止や安全確保を目指します。（生涯学習課）

③ 青少年健全育成団体に対する支援事業回数（回）



【この指標について】

リーダー、ジュニアリーダー、あすなる会、青年チーム、子ども会、ボーイスカウト等の青少年健全育成団体に対して支援する事業の開催回数。青少年健全育成のために積極的に活動している団体に対し、補助金交付等の助成を行うとともに、若者の力を活用した事業を展開し、本市に貢献できる青少年リーダーの育成に努めます。（生涯学習課）

4年後のまち

- ① 文化活動に活発に参加する市民が増え、豊かな感性が育っている。
- ② 市民と行政が協働し、生駒らしい魅力ある文化の創造が進んでいる。
- ③ 生涯学習施設で様々な文化・芸術に触れ合える機会が増えている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 文化や芸術に関心を持つ。
- ② 積極的に自己能力、学習成果を社会還元する。
- ③ 様々な講座やイベントなどに積極的に参加する。

市民2人以上でできること

- ② 1 ボランティア意識を高め、行政と協働し、文化活動の活性化、推進を図る。
- ② 2 質の高い文化・芸術活動に努める。

事業者でできること

- ① 1 文化活動の推進や芸術・文化活動の機会を提供する。
- ① 2 地域での多様な文化活動を支援する。
- ③ 1 文化活動のスペースの提供等、市民の文化活動に協力する。

【指定管理者^{*1}】

- ③ 2 生涯学習施設についてモニタリング^{*2}を行い、利用ニーズを把握する。
- ③ 3 利用ニーズに応じた各種文化事業を開催する。

行政の4年間の主な取組

- ① 1 生涯学習まちづくり人材バンク登録者のPRを行います。(生涯学習課)
- ① 2 市民の文化活動の成果を発表する機会や場を充実します。(生涯学習課)
- ① 3 グループ・団体間の交流の場の提供や、自主運営に向けた取組を支援します。(生涯学習課)
- ② 1 市民団体、NPO、指定管理者など、また市民が行政との協働で実施する生駒らしい文化芸術の普及と市民文化の向上に寄与する事業を支援します。(生涯学習課)
- ③ 1 文化事業に対するモニタリング等により市民ニーズを把握し、生涯学習施設指定管理者による適正な事業運営がなされるよう指導評価します。(生涯学習課)
- ③ 2 生涯学習施設指定管理者と連携して、各種文化事業のPRを行います。(生涯学習課)



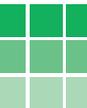
いこま国際音楽祭

※1 指定管理者：小分野1-(4)-②参照

※2 モニタリング：小分野1-(4)-②参照

資料

小分野
2-(4)-①



文化活動

現状と課題

本市では、文化活動の拠点となる施設の整備が進み、心の豊かさや日常生活の質の向上を求めて文化活動が活発に行われています。しかし、世代による偏りも見られることから、市民全体の文化活動を活発化するため、世代を超えて成果を発表する場を提供するとともに、各種の魅力的な文化事業の推進が課題となっています。

一方、地域の文化への関心は低くなっており、地域の文化・自然を活かした個性豊かな文化を創造していくための学習活動を推進する仕組みが必要です。

また、市民グループが提案する事業も含め、現在行っている事業の質・効果を見直し、高めていく必要があるとともに、身近な地域での活動場所の確保や文化芸術にふれる機会の提供、人材の発掘が必要です。

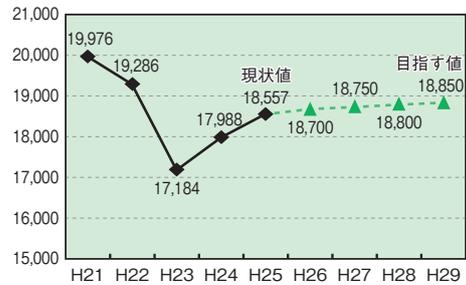
他方、生涯学習施設の指定管理者と連携し、市民が多様な学習機会が得られるよう、各種文化活動を充実していく必要があります。

具体的な事業

- ①1 まちづくり人材バンク事業（生涯学習課）
- ①2 市民文化祭等の開催事業（生涯学習課）
- ①3 生涯学習推進連絡会事業（生涯学習課）
- ②1 文化芸術振興団体補助事業（生涯学習課）
- いこま国際音楽祭補助事業（生涯学習課）
- ③1 生涯学習施設指定管理事業評価（生涯学習課）
- ③2 指定管理者自主事業との連携（生涯学習課）

指標

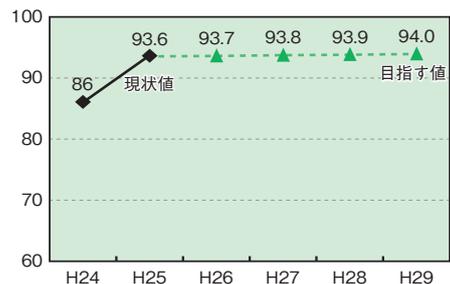
① 市民の成果発表事業の参加者数（人）



【この指標について】

毎年秋に実施する市民文化祭（自主学習グループフェスタ、リベラルコンサート、夢リサイタル、いこま寿大学祭など）、市民川柳大会、書き初め大会、各種コンサートの延べ参加者数。活発な市民参加の増加に努めます。（生涯学習課）

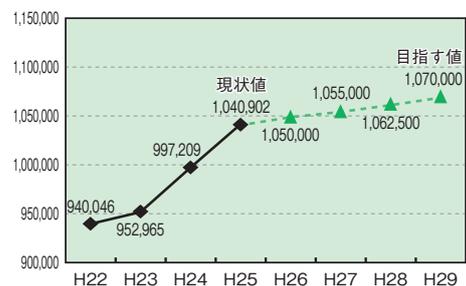
② 生涯学習施設で行う文化芸術事業の満足度（点）



【この指標について】

指定管理者が実施する文化芸術事業のモニタリング結果（100を最大とした相対評価値）。（生涯学習課）

③ 生涯学習施設の利用者数（人）



【この指標について】

たけまるホール、芸術会館、図書館、コミュニティセンター、南コミュニティセンター、北コミュニティセンター等の年間の利用者数。施設の利便性の向上を図りながら、市民の文化活動を促進することにより、利用者の増加を目指します。（生涯学習課）

4年後のまち

- ① 住んでいる地域・地区に愛着を持つ市民が増えている。
- ② 市民が生駒市の歴史文化に興味を持ち、文化の担い手となっている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 積極的に郷土学習事業・郷土学習ボランティアに参加し、活動を拡充する。
- ② 自分の住んでいる地域の歴史、伝統文化を知り、尊重する。
- ③ 郷土愛への自己意識を高め、地域の歴史や伝統文化の保存継承に取り組み、担い手となる。

市民2人以上でできること

- ① 郷土愛を育むPRや住民間での啓発を行う。
- ② 地域の歴史や伝統行事を保存・継承し、振興する。

事業者でできること

- ① 生駒の歴史や文化、資源を活かした事業、商品化の実現や店舗などを紹介するマップを作成する。
- ② 効果的な歴史・伝統文化の保存・活用に積極的に寄与する。

行政の4年間の主な取組

- ① 生駒ふるさとミュージアムの新設、ホームページ・冊子の刊行などの情報発信を通して、市の歴史と伝統文化の活用を推進し、世代を超えて郷土愛が育まれるよう取り組みます。(生涯学習課)
- ② 生駒ふるさとミュージアムを一層活用するため、指定管理者が行う学校教育との連携、子ども学芸員の活動、ボランティアの育成、フィールドワークなど、郷土愛が育まれる事業を支援します。(生涯学習課)
- ③ 生駒の歴史・伝統文化に関し、市のホームページや冊子等で情報提供します。(生涯学習課)
- ④ 生駒ふるさとミュージアム指定管理者^{*1}と連携して、市民が地域の歴史、伝統文化の保存・継承について、親しみを持ち、地域に愛着が持てる機会を拡充します。(生涯学習課)
- ⑤ 地域の歴史、伝統文化についての市民の参画・提案に対する支援を行います。(生涯学習課)
- ⑥ 市内にある有形・無形の文化財の保存と活用を進めます。(生涯学習課)
- ⑦ 市民の郷土学習の拠点として、生駒ふるさとミュージアム指定管理者が市民ニーズの把握に努め、円滑な運営を図るよう、評価・指導に努めます。(生涯学習課)



生駒ふるさとミュージアム

*1 指定管理者：小分野1-(4)-②参照

資料

小分野
2-(4)-②



歴史・伝統文化

■ 現状と課題

働く世代、若年層にとっては、自分の住んでいる地域についての関心が薄く、市の歴史・文化についての認知度も下がっています。また、それに伴い地域の伝統文化も失われつつあります。他方、シニア世代は、地域への関心から、学習ニーズやボランティアへの参加意識は高まっています。

学校教育での学習教材の提供や生駒ふるさとミュージアムを拠点として各世代が地域を見つめ直し、市の歴史・伝統文化を知ることによって郷土愛を育む取組が必要です。

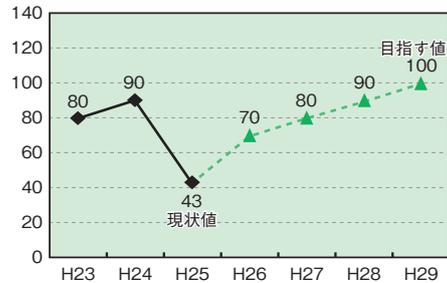
また、地域の歴史、伝統文化を保存・継承する担い手の育成と文化財愛護活動への支援を行う必要があります。

■ 具体的な事業

- ① 1 生駒ふるさとミュージアム指定管理事業 (生涯学習課)
- ① 2 指定管理者自主事業との連携 (生涯学習課)
- ② 1 ホームページ・歴史文化冊子普及等情報発信事業 (生涯学習課)
- ② 2 生駒歴史文化基金事業 (生涯学習課)
- ② 3 文化財愛護団体補助事業 (生涯学習課)
- ② 4 市指定事業・文化財調査事業・文化財保存補助事業 (生涯学習課)
- ② 5 生駒ふるさとミュージアム指定管理事業評価 (生涯学習課)

■ 指標

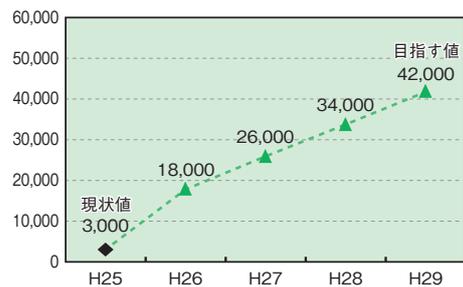
① 生駒歴史文化友の会の会員数(人)



【この指標について】

平成23年度に文化財の保護、施設の整備のために創設された生駒市歴史文化基金に伴い、設立された生駒の歴史文化愛好者団体の会員数。年間会費の一部は基金に積み立てられ1年ごとに更新していきます。(生涯学習課)

② 1 生駒ふるさとミュージアムの来館者数【累計】(人)



【この指標について】

生駒ふるさとミュージアムの来館者総数(累計)。(生涯学習課)

② 2 歴史文化系講座聴講者数(人)



【この指標について】

1年間に市及び指定管理者が開催する歴史文化系講座の聴講者数。市の歴史や伝統文化を知る機会を増やし、市民の郷土意識の高揚を図ります。(生涯学習課)

4年後のまち

- ① 体力や年齢に関わらず、技術、興味、目的に応じて、生涯スポーツに親しむ市民が増えている。
- ② 子どもの体力・運動能力が向上している。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 積極的にスポーツイベントなどに参加する。
- ② スポーツサークルへの積極的な参加や、定期的な運動の機会をつくる。

市民2人以上でできること

- ① スポーツ等を始めるにあたって、地域におけるスポーツ推進委員に相談する。
- ② 地域スポーツの推進と団体相互の交流活動を行う。

事業者でできること

- ① 民間スポーツクラブなどのノウハウを活かして、地域に根ざしたスポーツ活動を推進する。
- ② 専門家による地域へのスポーツ指導や交流を行う。

行政の4年間の主な取組

- ① 市民や事業者のスポーツ・レクリエーション活動の現状等を把握し、興味や関心を持てる活動を見つけられる機会を設けます。(スポーツ振興課)
- ② スポーツの楽しさを知るためのきっかけとなるようなイベントを開催します。(スポーツ振興課)
- ③ 市民、事業者などが必要とする情報を、より簡単な方法で入手できるようなシステムを構築します。(スポーツ振興課)
- ④ 地域でスポーツ・レクリエーション活動が活発に行われるような組織づくり、環境づくりを行います。(スポーツ振興課)
- ⑤ 多様なニーズに対応した質の高いスポーツ指導者の育成や発掘を行います。(スポーツ振興課)
- ⑥ 総合型地域スポーツクラブ^{※1}の推進に向けての啓発活動を行います。(スポーツ振興課)
- ⑦ 市民のスポーツ活動への参加を促進するため、総合型地域スポーツクラブの設立等への支援を行います。(スポーツ振興課)
- ⑧ 子どもから高齢者までが週1回以上、スポーツや運動に親しんでもらうため、市独自のニュースポーツを1競技以上設置します。(スポーツ振興課)
- ⑨ スポーツ施設のバリアフリー^{※2}化など市民がスポーツをしやすい環境づくりを進めます。(スポーツ振興課)
- ⑩ サンヨースポーツセンターを市立の総合スポーツ施設として整備するとともに、生涯スポーツ活動の拠点施設として広く市民に開放します。(スポーツ振興課)
- ⑪ 子どもの体力向上を目指すため、子どもを対象としたスポーツをするきっかけとなるような事業の充実を図ります。(スポーツ振興課)

※1 総合型地域スポーツクラブ：地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブのこと。人々が、身近な地域でスポーツに親しむことを目的に、子どもから高齢者まで(多世代)、様々なスポーツを愛好する人々が(多種目)、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)という特徴を持つ。

※2 バリアフリー(化)：高齢者や障がい者などが社会生活をしていく上で、障壁(バリア)となるものを取り除くこと。元々は建物内の段差の解消など、物理的障壁の除去という意味合いで用いられていたが、高齢者や障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的などすべての障壁を取り除くという広い意味でも用いられる。

資料

小分野
2-(4)-③

スポーツ・レクリエーション

■ 現状と課題

市民のライフスタイルの変化によるスポーツニーズの多様化や、団塊世代の余暇時間の増加と近年の健康志向による生涯スポーツの需要が高まっていることから、必要とする活動の情報提供や団体間の交流を促し、市民が主体的に活動できる仕組みづくりが必要となっています。

一方、子どもたちについては、学校週5日制により自由時間が増えているものの、運動の機会が減少し、体力が低下していることから、地域のスポーツ・レクリエーション活動を活発化し、体力の向上とともに、豊かな社会性の形成を促す必要があります。また、子どもたちの体力向上について正しい認識を持つよう、市民意識の向上が求められます。

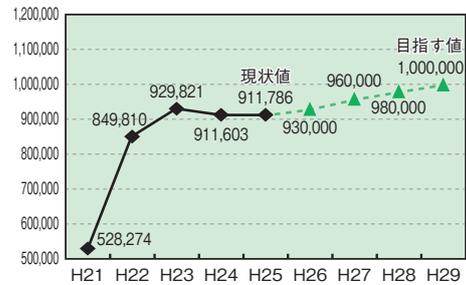
スポーツ施設の整備は進んでいますが、単発的・定型的なスポーツイベントやスポーツ教室などの開催に偏る傾向があり、その結果、参加者が固定化されたり、女性、高齢者、障がい者などの参加が困難であったりするため、地域住民の誰もが継続してスポーツ活動が可能となるよう、多様な種目を用意するとともに、指導者の登録、育成も必要です。

■ 具体的な事業

- ①1 スポーツに関する情報の提供事業（スポーツ振興課）
- ①2 ファミリースポーツ紹介事業（スポーツ振興課）
- ①3 ホームページ等による情報発信事業（スポーツ振興課）
- ①4 スポーツリーダーバンク登録紹介事業（スポーツ振興課）
- ①5 スポーツ指導者育成・発掘事業（スポーツ振興課）
- ①6 総合型地域スポーツクラブ推進事業（スポーツ振興課）
- ①7 総合型地域スポーツクラブ設立支援事業（スポーツ振興課）
- ①8 生涯スポーツ支援事業（スポーツ振興課）
- ①9 体育施設整備事業（スポーツ振興課）
- ①10 北部スポーツタウン事業（スポーツ振興課）
- ②1 子どもの体力向上事業（スポーツ振興課）

■ 指標

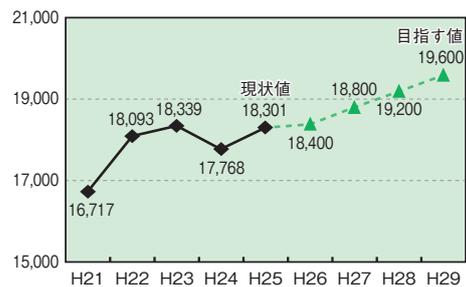
①1 市内体育施設の利用者数（人）



【この指標について】

市内体育施設（体育館、グラウンド、テニスコート、プール等）の年間利用者数。過去の利用者数の推移を踏まえ、施設の利便性の向上に努めながら利用者の増加を目指します。（スポーツ振興課）

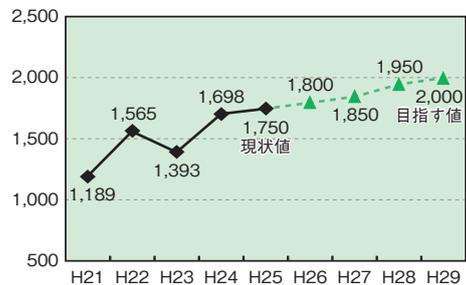
①2 市内各種スポーツイベントなどの参加者数（人）



【この指標について】

市が主催する市民体育祭、市民体育大会、スポーツ教室などの参加者数。過去の参加者数の推移を踏まえ、平成29年度には10%程度の増加を目指します。（スポーツ振興課）

② 子どもを対象としたスポーツイベントなどの参加者数（人）



【この指標について】

子どもの体力向上を目指すため、子どもを対象としたスポーツをするきっかけとなるような事業の充実を図ります。（スポーツ振興課）



環境にやさしく、自然と都市機能が調和した、 住みやすいまち

(1) 適切な土地利用の推進

- ①土地利用
- ②住宅環境
- ③拠点整備

(2) 交通ネットワークの整備

- ①道路
- ②公共交通

(3) 環境配慮社会の構築

- ①5R (リデュース・リフューズ・リユース・リペア・リサイクル)
- ②環境保全活動

(4) 生活環境の整備

- ①生活排水対策
- ②公害対策
- ③地域美化・環境衛生
- ④上水道

(5) 緑・水環境の保全と創出

- ①自然的資源
- ②公園・緑化

4年後のまち

- ① 適切な土地の有効利用により、良好な都市環境の形成と秩序あるまちづくりが進んでいる。
- ② 市民主体の地域・地区レベルのまちづくりが推進されている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 法令などを遵守し、土地を有効に活用する。
- ② 土地利用を行う場合、自然環境や地域全体の利益などにも配慮する。
- ③ もっと生駒が好きになる！～生駒市まちづくりガイドブック～を読む。
- ④ まちづくりに関心をもち、無理なくできることからまちづくり活動始める。

市民2人以上でできること

- ① 自然環境や地域全体の利益などに配慮しながら、周辺環境の利便性の向上を目指した土地利用を行う。
- ② 地域のまちのあり方について考え、主体的にまちづくり活動を行っていく。

事業者でできること

- ① 法令などを遵守し、土地を有効に活用する。
- ② 自然環境や地域全体の利益などに配慮しながら、周辺環境の利便性の向上を目指した土地利用を行う。
- ③ 周辺住民との合意形成を図った開発等を行う。
- ④ 低炭素型都市・高齢者に対応した都市構造の実現を目指した事業展開を行う。

行政の4年間の主な取組

- ① 社会・経済情勢やまちづくりに関する施策等が大きく変化した場合には、必要に応じて都市計画マスタープランの見直し検討を行います。(都市計画課)
- ② 都市計画マスタープランに基づき、計画的で地域の特性に応じたまちづくりを推進します。(都市計画課)
- ③ 地域住民等による地域の特性に即したまちづくりの提案については、都市計画の見直しを検討します。(都市計画課)
- ④ 安全で安心なまちづくりを進め、住宅都市としての活力を維持しつつ、新たな発展の可能性を考慮した柔軟な土地利用を図ります。(都市計画課・建築課)
- ⑤ 市街化区域内の合理的な土地利用を推進します。(都市計画課)
- ⑥ 将来の人口配置や産業等の集積動向を考慮した市街化区域^{※1}や市街化調整区域^{※2}、地域地区の指定により、持続可能な都市を目指すための土地利用の推進や都市機能の配置を行います。(都市計画課)
- ⑦ 開発等に対して法令等に基づき、自然環境に配慮した適正な誘導・指導を行います。(建築課)
- ⑧ 市民主体のまちづくりを支援するための仕組み((仮称)まちづくり条例)づくりに向けて取り組みます。(都市計画課・建築課)
- ⑨ 都市の低炭素化の促進に関する法律^{※3}に基づき、地球環境に配慮したコンパクトなまちづくりに向けた取組を推進します。(都市計画課・建築課)
- ⑩ ① 地区の特性に応じた街並み形成や、優れた居住環境を保全するための地区計画^{※4}の導入を支援します。(都市計画課)
- ② ② 地域のまちづくりに対するビジョンの明確化を図るため、支援組織の設置等を行います。(都市計画課)

※1 市街化区域：既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

※2 市街化調整区域：市街化を抑制すべき区域。

※3 都市の低炭素化の促進に関する法律：略称「エコまち法」といい、都市におけるCO2排出量を減らして低炭素都市を実現することを目的として制定。コンパクトなまちづくりを促進する。

※4 地区計画：それぞれの地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図るために必要なことながら市町村が定める制度。住民などの意見を反映して、街並みなどその地区独自のまちづくりのルールを、きめ細かく定める。

3 環境にやさしく、自然と都市機能が調和した、住みやすいまち
(1) 適切な土地利用の推進

資料

小分野
3-(1)-①



土地利用

現状と課題

本市は、大阪のベッドタウンとして急激な人口増加にあわせた都市基盤の整備や市街地開発が進んできました。人口減少や超高齢社会の到来により人口増を前提とした都市づくりを進めていくことが困難となってきました。

そのため、環境負荷の少ない低炭素社会や都市機能・公共サービスの集約化を図るコンパクトな都市構造の実現に向けた方向転換が必要となってきました。

一方で、近鉄けいはんな線が開業するなど、同線周辺地域においては今後の発展の可能性を見受けることができます。

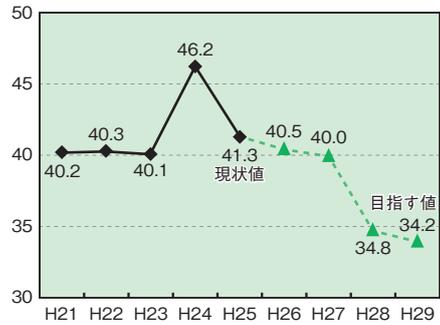
また、本市では、平成23年に策定した生駒市都市計画マスタープランに基づいた土地利用・まちづくりを進めており、今後とも本市の恵まれた自然を活かしつつ、将来を見据え、まとまりのある都市空間の形成と、地域の特性に応じたまちづくりを行っていく必要があります。

具体的な事業

- ①1 必要に応じた都市計画マスタープランの見直し検討 (都市計画課)
- ①2 いこま塾 (都市計画課)
- ①3 いこま塾・まちづくり井戸端会議 (都市計画課)
- ①4 用途地域指定・生産緑地追加指定 (都市計画課)
空き家・空き地対策事業 (建築課)
- ①5 用途地域・地区計画指定 (都市計画課)
- ①6 用途地域・地区計画指定 (都市計画課)
- ①7 開発指導 (建築課)
- ①8 いこま塾・いきいき交流会 (都市計画課・建築課)
- ①9 低炭素まちづくり計画策定事業 (都市計画課)
スマートコミュニティ^{※5}推進事業 (建築課)
- ②1 どこでも講座・地区計画相談 (都市計画課)
- ②2 まちづくりコンシェルジュ (都市計画課)

指標

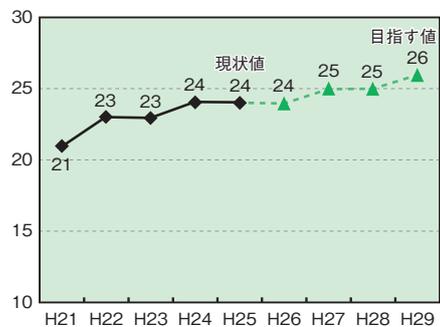
① 宅地化農地^{※6}の面積 (ha)



【この指標について】

市街化区域内の農地の面積 (生産緑地地区^{※7}を除く)。民間開発等による新たな市街地環境の創出を図っていくことおよび生産緑地地区の追加指定による自然環境を保全する区域の拡充を図ることにより、有効な土地利用の推進を目指します。(都市計画課)

② 地区計画導入地区数 (地区)



【この指標について】

住民などの意見を反映して、街並みなどその地区独自のまちづくりのルールを、きめ細かく定める制度の導入地区数。地区の特性に応じた街並み形成や、優れた居住環境を保全するため導入を支援し、地区計画地区の増加を目指します。(都市計画課)

※5 スマートコミュニティ：家庭やビル、交通システムをITネットワークでつなげ、地域でエネルギーを有効活用する次世代の社会システム。

※6 宅地化農地：計画的な宅地化を促進する市街化区域内の農地。

※7 生産緑地地区：市街化区域内にある農地を計画的かつ持続性のある領地として保全することで豊かな都市環境を形成しようとする都市計画上の制度。

4年後のまち

- ① 良好な市街地環境が維持され、災害に強い住宅の建築が進み、市民が安心して快適に生活している。
- ② 高齢者や障がい者など住生活に対する弱者が、安心して楽しく暮らせる住宅環境の整備が進んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 1 災害に強い住宅についての情報収集を行う。
- ② 2 適法で災害に強い耐震住宅の建築及び改修を行う。
- ③ 1 将来を見据えてバリアフリー^{*1}化を行う。

市民2人以上でできること

- ① 1 地域において災害に強い住宅についての情報交換の機会を持つとともに、行政担当部局、関係事業者とコミュニケーションをとる。
- ② 2 地域のまちのあり方について考え、主体的にまちづくり活動を行っていく。

事業者でできること

- ① 1 住宅に関する専門知識や生活情報を提供する。
- ② 2 法に基づき適正に申請し、適法な建築物を建てる。
- ③ 3 新エネルギーや新技術の活用などにより、災害に強い住宅を供給する。
- ④ 1 バリアフリー化された住宅を供給する。

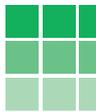
行政の4年間の主な取組

- ① 1 生駒市耐震改修促進計画に基づき、計画的・総合的に建築物の耐震化を推進します。(建築課)
- ② 2 既存住宅や特殊建築物の耐震診断・改修補助事業の継続を図ります。(建築課)
- ③ 3 市民が安心して暮らせるよう、建築物に関する手続き等の周知を図るとともに、違反建築物に対して継続的な是正指導を行います。(建築課)
- ④ 4 法律の改正や県の制度なども含めて市民や事業者等の建築に関する知識を高めるため、リーフレットやホームページの活用や様々な機会をとらえて情報提供を行います。(建築課)
- ⑤ 5 設計者等と行政が法改正への対応について協議できる場を設けます。(建築課)
- ⑥ 6 事業者により構成されたNPO法人等による耐震化に関するセミナー・相談会を支援し、耐震化促進事業の推進を図ります。(建築課)
- ⑦ 7 景観条例、景観計画、景観形成基本計画に基づき、良好な都市景観の保全と形成を進めます。(みどり景観課)
- ⑧ 8 地域のまちのあり方について考え、主体的にまちづくり活動を行っていく地域を支援します。(建築課・都市計画課)
- ⑨ 1 耐震改修やリフォーム、バリアフリー化に関することなどの一般的な相談や、建築物に関する専門的な相談ができる窓口を継続して実施します。(建築課)
- ⑩ 2 市営住宅の適切な維持管理により、建築物の長寿命化と良好な住宅環境を維持するとともに、高齢者等に配慮した居住空間のバリアフリー化に努めます。(営繕課)

*1 バリアフリー（化）：小分野2-(4)-③参照

資料

小分野
3-(1)-②



住宅環境

■ 現状と課題

本市は、大阪中心部からの利便性と豊かな自然を背景に住宅都市として発展してきました。平成20年の住宅・土地統計調査によると持ち家が約3万3千戸、持ち家率は約80%となっており、高い水準にあります。また、市民満足度調査でも85.9%がずっともしくは当分の間は住み続けたいと考えており、このことから比較的住宅環境には恵まれているものと考えられます。

しかし、昭和56年の建築基準法改正前に建築されたいわゆる旧耐震基準の住宅のうち、耐震性が不十分な住宅が大変多く、市内全体の住宅の耐震化率は約83.5%（H24年度末）と推計されることから、耐震化を促進していくことが課題となっています。また、特に既存の住宅地においては、急速な高齢化に対応するためのバリアフリー化が課題となっています。

現在、既存住宅・特殊建築物の耐震診断及び耐震改修の補助事業の維持・拡充や相談窓口の設置、法令等に基づいた協議・指導・審査などを行っています。法令改正が頻繁に行われるため、引き続き、正確な情報提供が必要であるとともに、住宅環境の向上のため、耐震化やバリアフリー化の推進が必要となっています。

■ 具体的な事業

- ①1 生駒市耐震改修促進計画の推進（建築課）
- ①2 各種耐震診断・改修補助事業（建築課）
- ①3 違反建築防止週間の実施及び関係機関との連携（建築課）
- ①4 関係機関を含むリーフレットの配布及びホームページへの迅速な掲載（建築課）
- ①5 特定行政庁連絡協議会への参画（建築課）
- ①6 NPO 法人等との協働による啓発（建築課）
- ①7 景観条例、景観計画、景観形成基本計画による景観施策の推進（みどり景観課）
- ①8 空き家・空き地対策事業（建築課）
まちづくりコンシェルジュ（都市計画課）
- ②1 住宅相談（建築課）
- ②2 市営住宅管理事業（営繕課）

■ 指標

①1 既存住宅耐震診断補助事業利用件数【累計】(件)



【この指標について】

住宅の耐震診断の補助制度を利用した件数の累計。住宅の所有者が自ら「生命・財産を守る」ことを基本としつつ、そのための支援として補助制度の利用を促進し、災害に強い安全な住宅環境の確保を目指します。(建築課)

①2 改修補助等により耐震化した住宅の件数【累計】(件)



【この指標について】

耐震改修工事の補助制度等を利用して耐震化された住宅の累計件数。住宅の所有者が自ら「生命・財産を守る」ことを基本としつつ、そのための支援として補助制度の利用を促進し、災害に強い安全な住宅環境の確保を目指します。(建築課)

② バリアフリーリフォーム固定資産税減税申請件数【累計】(件)



【この指標について】

バリアフリーリフォーム後に家屋の固定資産税が減税になる制度を利用した件数の累計。住宅のバリアフリー化に対する動機付けとしての減税制度の利用を促進し、住生活に対する弱者が安心して暮らせる住宅環境の確保を目指します。(建築課)

4年後のまち

- ① 広域的なにぎわいと風格のある、生駒の個性や魅力あふれる都市拠点の形成が進んでいる。
- ② 地域の顔となり身近な生活や交流を支援する機能が集約された地域拠点の形成が進んでいる。
- ③ 学研高山地区第2工区でリニア中央新幹線新駅を見据えた新たなまちづくりの実現に向けた取り組みが進められている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 市民アンケートやタウンミーティングで意見を述べる。
- ② 良好な市街地景観の形成に関し、理解を深めるとともに景観の形成に向けた活動に積極的に参加する。
- ③ リニア中央新幹線新駅の誘致について関心をもつ。

市民2人以上でできること

- ① 人が集まるイベントや事業を企画する。
- ② 主体的にまちづくりに取り組む。

事業者でできること

- ① 人が集まりたくなる良好なまちづくりを主体的に進める。
- ② 望ましい屋外広告物、建物の色彩やデザインの統一に配慮する。
- ③ 良好な市街地景観の形成に関し、理解を深めるとともに景観の形成に向けた活動に積極的に参加する。
- ④ リニア中央新幹線新駅について関心を持ち、新駅誘致活動に協力する。

行政の4年間の主な取組

- ① 市民アンケートやタウンミーティングなどにより、市民の意見を聞きながらまちづくりを進めます。(都市計画課)
- ② まちづくりに関し、本市の取組や情報を積極的に公表します。(都市計画課)
- ③ 民間開発と連携し、ゆとりある公共空間の確保や、地域の「顔」となる拠点整備を図ります。(都市計画課)
- ④ 市民がまちづくりに参加できる機会を設けます。(都市計画課)
- ⑤ 地域拠点の形成に向けて、近鉄けいはんな線各駅周辺地域及び南生駒駅周辺地域において、必要な基盤整備を考えつつ、地域特性を活かした適切なまちづくりを推進します。(都市計画課)
- ⑥ 学研北生駒駅周辺地域の良好なまちづくりを進めるため、まちづくり構想を定め、構想に基づき、土地利用や道路等のインフラ^{※1}整備の方針を定めます。(都市計画課・事業計画課)
- ⑦ 多様で魅力ある都市機能の集積と、まちなか居住の推進、そして、地区計画や景観法等を活用し、魅力あるまちなみの形成と、歩きたくなる環境の充実を図ります。(都市計画課・みどり景観課)
- ⑧ リニア中央新幹線新駅を見据えたまちづくりの実現に向けた取組を、関係機関と連携して進めます。(都市計画課)

※1 インフラ：インフラストラクチャーの略語で、道路や上下水道、公園など生活や産業などに必要な基盤として整備される施設のこと。

3 環境にやさしく、自然と都市機能が調和した、住みやすいまち
(1) 適切な土地利用の推進

資料

小分野
3-(1)-③



拠点整備

現状と課題

本市はこれまで住宅都市として発展してきましたが、人々が暮らしやすい環境にするためには、多様な機能が集積した拠点の整備が必要です。本市の玄関口である近鉄生駒駅周辺では市街地再開発事業が進められ、快適な都市空間の創造と利便性の向上が図られました。残る第三地区の市街地再開発事業については、地権者の意向を踏まえ、事業の必要性について調査検討する必要があります。また、生駒駅南口地区における土地の有効・高度利用の促進についても課題となっています。

また、南生駒駅周辺には文化・交流施設や商業施設などの集積が図られ、そこに至る公共交通としてコミュニティバスが運行されていますが、更なる道路や公共交通の整備が課題となっています。

近鉄けいはんな線各駅周辺地域や東生駒駅周辺地域においては、生活サービス・交流・居住等機能の充実が図られつつありますが、地域の魅力ある顔づくりや、地域住民のコミュニティ強化、公共交通の利用促進等につながる環境づくりが課題となっています。

学研高山地区第2工区については、リニア中央新幹線新駅を誘致し、新駅を中心とした新たなまちづくりを図り学研都市の活性化を目指して検討を進めているところです。

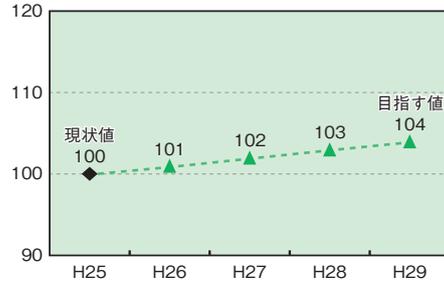
学研都市にふさわしいまちづくりについて、関係機関連携のもと、検討していく必要があります。

具体的な事業

- ①1 市民アンケートの実施(都市計画課)
タウンミーティングの開催(都市計画課)
- ①2 ホームページ等での情報公表(都市計画課)
- ①3 学研北生駒駅周辺まちづくり構想策定事業(都市計画課)
- ②1 各種ワークショップ等の開催(都市計画課)
- ②2 用途地域、地区計画等規制の指定(都市計画課)
- ②3 学研北生駒駅周辺まちづくり構想策定事業(都市計画課・事業計画課)
- ②4 地区計画等規制に関する事務(都市計画課・みどり景観課)
- ③1 リニア中央新幹線新駅(中間駅)誘致事業(都市計画課)

指標

① 都市拠点である生駒駅の乗車人数の増加率(%)



【この指標について】

現在の年間乗車人数の値を100%としたときの乗車人数の増加率。
各拠点間を結ぶ公共交通の利用促進につながる、誰もが移動しやすいコンパクトなまちづくりを進めます。(都市計画課)

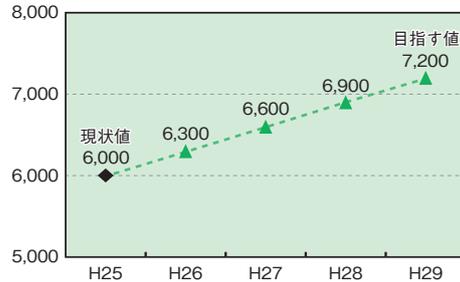
② 地域拠点であるけいはんな線3駅の乗車人数の増加率(%)



【この指標について】

現在の年間乗車人数の値を100%としたときの乗車人数の増加率。
各拠点間を結ぶ公共交通の利用促進につながる、誰もが移動しやすいコンパクトなまちづくりを進めます。(都市計画課)

③ リニア誘致サポーター登録人数【累計】(人)



【この指標について】

平成25年に募集を開始したサポーターの登録人数。
生駒市にリニア駅が設置されることを望む人々が増え、新たなまちづくりについて関心を持つ人々も増えていきます。(都市計画課)

4年後のまち

- ① 安心して安全な暮らしを支えるまちづくりが進んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 道路整備事業に対する理解を深める。
- ② 近隣住民及び地権者は生活道路の整備について理解し、境界確定など積極的に協力する。
- ③ 道路（歩道を含む）に隣接する個人地の生垣の管理や除草作業等を適切に行うとともに、周辺道路の清掃・除草活動を主体的に行う。
- ④ 歩道上に自転車や不要なものを放置しない等、その適正な使用を心がける。

市民2人以上でできること

- ① 道路整備に協力し、道路の適切な利用を促進する。
- ② 道路の損傷状況等を市に情報提供する。

事業者でできること

- ① 民間事業者・ライフライン管理者の協働により、適切な施工管理等を図る。
- ② 市民・行政との協働により道路を整備する。
- ③ 過積載等の防止により、道路の保身に協力する。

行政の4年間の主な取組

- ① 幹線道路ネットワークの強化のため、清滝生駒道路（国道163号バイパス）や枚方大和郡山線、国道168号線などの広域幹線道路の整備を、関係機関とともに推進します。（事業計画課）
- ② 狭隘な道路については地元からの整備要望に基づき、地権者の協力を得ながら、計画的、効率的に道路拡幅や道路整備を進めるとともに、歩行空間の整備にも努めます。（土木課）
- ③ 主要な交通拠点へのアクセス道路の整備や機能向上に努めます。（土木課）
- ④ 被災時において第三者被害が想定される道路施設（道路ストック^{*1}）の点検を行い、安心・安全な道路ネットワークの構築に努めます。橋梁については、橋梁長寿命化計画とあわせて、計画的な予防保全を行います。（管理課・土木課・環境モデル都市推進課）
- ⑤ 公共事業の効率化、道路管理の適正化等を図り、災害発生時の復旧・復興を円滑に進めるため、地籍調査を計画的に進めます。（事業計画課）
- ⑥ 都市計画道路見直し案に基づき、存続する路線の事業計画について地元住民と合意形成を図りつつ検討するとともに、学研北生駒駅周辺のまちづくりに合わせ、関連する都市計画道路の見直しを進めます。（事業計画課）
- ⑦ 歩行者の空間を確保できる手法を検討し、歩行者にとって安全・安心な道路づくりを行います。（事業計画課）
- ⑧ 安全な道路環境を維持するため、日常的な保守点検を行い、危険箇所の解消に努めます。（管理課）

*1 道路ストック：橋梁、法面・擁壁、道路舗装、横断歩道橋等（ペDESTリアンデッキ含む）、街路灯、案内標識等、防護柵類など

資料

■ 現状と課題

本市では国、県道といった広域の幹線道路が十分整備されていないため、市道への通過交通の混入による交通渋滞が発生しており、道路ネットワークの充実が強く求められています。

近年、補助金の削減や市税収入の減少など厳しい財政状況下において、今まで以上に計画的で効率的な道路整備が求められていることから、事業実施にあたっては目標の設定や達成度の評価・分析を行っていくとともに、情報公開や市民参加によって市民からの意見を把握した上で、分かりやすく透明性の高い道路整備を行っていくことが必要です。

一方、市が管理する道路施設（道路ストック）の高齢化を受け、アセット・マネジメント^{※2}の考え方を導入して事後修繕型から予防保全型の維持管理に転換し、施設の長寿命化を図ることも必要となっています。

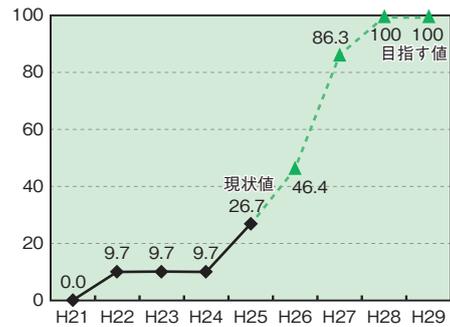
また、市民・事業者満足度調査において「歩道や歩行者専用道路の整備」の満足度が最も低いことから、高齢者や児童等にとってより安全・安心な歩行者空間の整備が求められています。

■ 具体的な事業

- ①1 国道163号整備促進期成同盟会 ほか（事業計画課）
- ①2 道路新設改良事業（土木課）
- ①3 学研北生駒駅まちづくり関連道路整備事業（土木課）
- ①4 道路舗装補修事業（管理課）
道路ストック総点検事業（管理課・環境モデル都市推進課）
橋梁予防保全事業（管理課・土木課）
- ①5 地籍調査事業（事業計画課）
- ①6 都市計画道路見直し事業（事業計画課）
- ①7 歩行者空間整備ガイドライン策定業務（事業計画課）
- ①8 道路パトロールの実施（管理課）

■ 指標

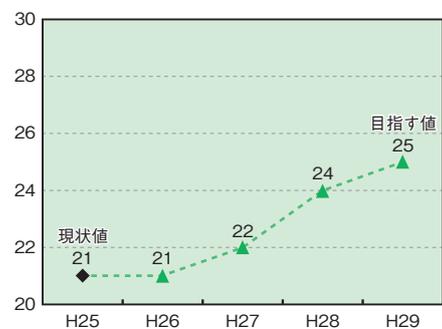
①1 道路整備を計画している箇所の整備済み延長の割合（%）



【この指標について】

道路整備を計画している箇所の延長（2,586m）に対する整備済み延長の割合。
道路ネットワークの整備に向け、継続的に整備を進めます。（土木課）

①2 橋梁長寿命化計画に基づく健全な橋梁数（箇所）



【この指標について】

橋梁長寿命化計画（47橋）において、今後4年間で健全となる橋梁数。
安心・安全な道路ネットワークの構築に努めます。（事業計画課・土木課）

小分野
3 (2)-①

道路

※2 アセット・マネジメント：資産（アセット）を計画的に管理運用（マネジメント）する、という意味。

4年後のまち

- ① 誰もが円滑に移動できる機能的な公共交通網の整備が進んでいる。
- ② マイカーで出かける割合が減り、公共交通を利用する市民の割合が高くなっている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 バス運行に配慮した自動車の運転をする。
- ①2 路上・歩道・空き地などに駐車・駐輪をしない。
- ②1 鉄道やバスなど公共交通機関を利用する。
- ②2 鉄道駅までの移動手段を徒歩・自転車・バスなどにする。
- ②3 駅周辺のマイカー乗り入れを自粛する。

市民2人以上でできること

- ①1 ボランティアによる路上等への駐輪防止の指導を行う。
- ①2 公共交通の改善に向けて要望するとともに、地域で誘い合って利用する。

事業者でできること

- ①1 搬送車等を路上や歩道へ駐車しない。
- ①2 バス路線・鉄道路線の充実や維持を図る。
- ①3 公共交通機関の相互の連携により、乗り継ぎ時間などの短縮を図る。
- ①4 バス停や駅舎、車内等のバリアフリー※1を進める。
- ②1 公共交通機関を利用するよう来客者へ周知・啓発する。
- ②2 公共交通機関を積極的に利用するよう心がける。

行政の4年間の主な取組

- ①1 市民や交通事業者、行政などで構成する地域公共交通活性化協議会において、運行中のコミュニティバスの利用状況などから効果的な公共交通施策を検討します。(企画政策課)
- ①2 バス路線及び鉄道路線の充実・維持について関係機関に要請します。(生活安全課)
- ①3 鉄道を利用しやすくするため、駅周辺の駐輪場所の整備に向け、関係機関と協議するとともに、市営駐車場の利用を促進して送迎等の乗降車環境を整えます。(生活安全課)
- ①4 迷惑駐輪の防止のための啓発推進及びそれを行うボランティアへの支援を行います。(生活安全課)
- ①5 違法駐車解消のため、交通指導員の充実など指導の強化を図ります。(生活安全課)
- ②1 公共交通機関の利用促進に向けて周知・啓発を行うとともに、市民同士が誘い合って利用する環境を育成します。(生活安全課・環境モデル都市推進課・経済振興課)



コミュニティバス「たけまる号」

※1 バリアフリー (化)：小分野2-(4)-③参照

資料

小分野
3-(2)-②

公共交通

■ 現状と課題

本市の鉄道網については、近鉄奈良線・生駒線・生駒鋼索線の3線のほか、平成18年3月にけいはんな線が新たに開業し、大阪、奈良方面への通勤・通学などの移動手段として大きな役割を果たしています。また、バスについては、駅を起点とした路線網により運行されています。けいはんな線の開業により、市北部地域のアクセスの改善が図られ、一部の地域ではコミュニティバスを運行するなど、関係機関とともに公共交通網の充実を図ってきました。

今後も、利用者にとって利便性の向上を図るための取組を検討していく必要があるとともに、高齢化や環境面への配慮から、マイカーから公共交通機関への転換を促進していく必要があります。

また、駅周辺における違法駐車・放置自転車等が、駅の利用者やバス運行の妨げとなることから、啓発や防止等対策を講じるとともに、乗降場や駐車場、駐輪場など、駅周辺の交通ターミナルの機能の充実を図っていく必要があります。

■ 具体的な事業

- ①1 生駒市地域公共交通活性化協議会の開催 (企画政策課)
- ①2 公共交通機関の維持・充実 (生活安全課)
- ①3 駅周辺交通施設整備事業 (生活安全課)
- ①4 迷惑駐輪防止啓発事業 (生活安全課)
- ①5 違法駐車解消事業 (生活安全課)
- ②1 公共交通機関利用促進啓発事業 (生活安全課・環境モデル都市推進課・経済振興課)

■ 指標

①1 鉄道やバスなどの公共交通機関の満足度(点)



【この指標について】

「市民満足度調査」における市民の鉄道やバスなどの公共交通機関の満足度を得点化した値。前期基本計画での目標値(平成30年度)を57点に設定していたことに鑑み、平成29年度の割合が56.6点へ増加することを目指します。(企画政策課)

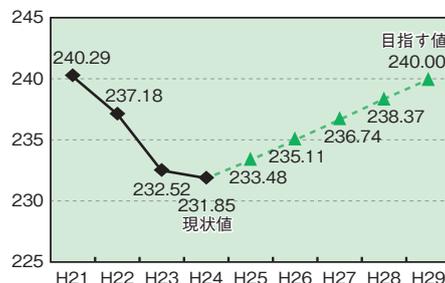
①2 主要駅周辺の放置自転車等1回当たりの撤去台数(台)



【この指標について】

主要駅周辺に放置している自転車等の撤去台数。迷惑駐輪防止のための啓発や、放置防止の指導等を通じて、放置自転車等の撤去台数が減少(放置自転車等の減少)することを目指します。(生活安全課)

② 鉄道・バスの1人当たりの年間乗車回数(回)



【この指標について】

市民1人当たりの鉄道やバスなどの公共交通機関の利用機会の増加を目指します。(生活安全課)

4年後のまち

- ① 5R(リデュース、リフューズ、リユース、リペア、リサイクル)の意識が、市民や事業者に浸透している。
- ② ごみ排出のルールが守られ、資源化による燃やすごみの減量化が一層進んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 物はやがてごみになることを意識して、買物行動をする。
- ② マイバッグを持参して買い物をし、レジ袋の排出抑制に努める。
- ③ 場所・時間など決められたごみ出しのルールを守り、分別に取り組む。

市民2人以上でできること

- ① ごみ減量及び陶磁器や資源ごみの回収などのリユース・リサイクルについての自主的な活動を行う。
- ② 市民団体等が自らごみの分別を徹底する。

事業者でできること

- ① 再生資源を用いた商品やリサイクルしやすい商品の開発を行う。
- ② 簡易包装による製品の出荷などを行う。
- ③ 環境に配慮した商品を取り扱う。
- ④ 商品の簡易包装、レジ袋の有料化、使い捨て品の使用・販売の自粛、詰め替え商品の積極的な販売、製品の修理サービス、広告・事務用紙の紙使用抑制などに努める。
- ⑤ ごみ排出のルールを守り、分別に取り組む。

行政の4年間の主な取組

- ① 資源ごみのリサイクル方法やごみ減量効果を広報紙等で分かりやすく周知します。(環境事業課)
- ② 市民一人ひとりのごみ減量化やリサイクルなどについての意識を高めるため、学校等での環境教育の充実を図ります。(環境事業課)
- ③ 資源ごみの適正な分別、回収するシステムの整備を推進し、リサイクル拠点の整備を図ります。(環境事業課)
- ④ ごみ減量・発生抑制に関する啓発活動や情報提供を行います。(環境事業課)
- ⑤ ごみ減量・発生抑制に関する市民活動を行いやすい環境の整備、活動支援を行います。(環境事業課)
- ⑥ 事業者が積極的に行うごみ減量・発生抑制の取組(事業等)を支援します。(環境事業課)
- ⑦ 環境負荷の低い、柔軟で効率的なごみ収集処理システムの構築を図ります。(環境事業課)
- ⑧ 環境フェスティバルなどのイベントやどこでも講座などを通じて、ごみの適正な処理についての啓発・指導を行います。(環境事業課)
- ⑨ 家庭系ごみの有料制を導入し、燃やすごみの減量を図ります。(環境事業課)
- ⑩ 清掃リレーセンター及び清掃センターの処理能力の維持・向上を図りながら、施設の適正な管理・運営に努めます。(環境事業課)
- ⑪ 市民が行う生ごみ減量のための取組を支援します。(環境事業課)

※1 5R: Reduce(リデュース=発生抑制)、Refuse(リフューズ=拒否)、Reuse(リユース=再利用)、Repair(リペア=修理)、Recycle(リサイクル=再生利用)の5つの頭文字のRからなる言葉。廃棄物をできるだけ出さない社会をつくるための基本的な考え方のこと。

資料

■ 現状と課題

本市における平成24年度の市民1人当たりのごみの総排出量(家庭系ごみ)は、年間223kg(1日当たり612g)となっており、近年、減少傾向にはありますが、一方では地球温暖化などの環境問題が深刻化し、環境負荷の少ない「循環型社会」へのさらなるシフトが重要な課題となっています。

このような課題に対しては、市民一人ひとりのごみ問題への意識の向上が必要であり、ごみ減量化・リサイクルを進めるうえで市民、事業者と連携を図っていく必要があります。

本市では、どこでも講座や小学校でのごみ収集体験学習の実施、環境フリーマーケット等の環境教育や啓発により、限りある資源の有効利用の促進と、ものを大切にする意識の向上を図っています。

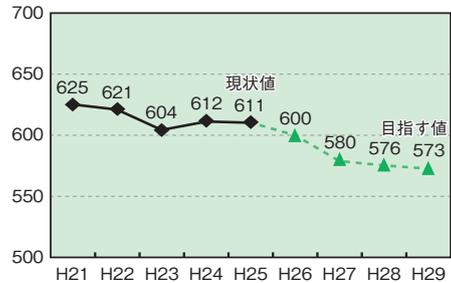
リユースやリサイクルの取組としては、家庭から出たごみの中から再使用できるものを提供するリユース市や家庭内で不用となった陶磁器の拠点回収・無料配布・再資源化等の各種施策を実施していますが、引き続きごみ減量に向けた効果的な施策を講じる必要があります。

■ 具体的な事業

- ①1 広報・ホームページ等での啓発(環境事業課)
- ①2 ごみ収集体験学習(環境事業課)
- ①3 使用済み小型家電の回収(環境事業課)
- ①4 広報・ホームページ等での啓発(環境事業課)
- ①5 集団資源回収補助(環境事業課)
- ①6 レジ袋有料化(環境事業課)
- ②1 ガラスびん類再資源化(環境事業課)
- ②2 環境フェスティバルの開催(環境事業課)
- ②3 家庭系ごみ有料化(環境事業課)
- ②4 清掃リレーセンター及び清掃センターの管理(環境事業課)
- ②5 家庭生ごみ自家処理容器等設置補助(環境事業課)

■ 指標

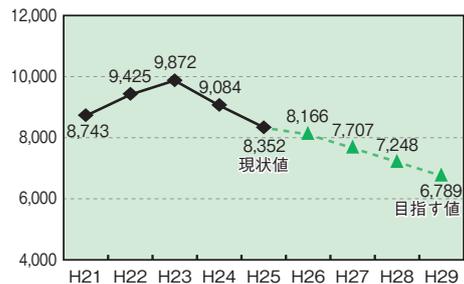
①1 一般家庭の一人一日当たりのごみの排出量(g)



【この指標について】

一般家庭から出される一人一日当たりのごみの排出量。生駒市環境基本計画の目標値(平成30年度 573g = 平成19年度(673g)比の15%減少)を踏まえ、啓発等を通じて市民の意識を高め、ごみの排出そのものが減少していくことを目指します。(環境事業課)

①2 事業所からの事業系ごみの排出量(t)



【この指標について】

事業所から出される事業系ごみの年間総排出量。生駒市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の目標値を踏まえ、事業者への働きかけや啓発等を通じて、ごみの減量化、リサイクル等を促進します。(環境事業課)

② ごみの再資源化率(%)



【この指標について】

発生したごみの内、びん・缶・ペットボトル・金属類・プラスチック製容器包装や集団資源回収などの資源として回収されるものの割合。生駒市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の目標値を踏まえ、再資源化率の上昇を目指します。(環境事業課)

小分野
3-(3)-①

5
R

4年後のまち

- ① 市民・事業者・行政の協働により、環境負荷の少ないまちづくりが進んでいる。
- ② 環境活動に参加するなど環境に配慮して生活する市民が増えている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 再生可能エネルギーの利用を図る。
- ②1 マイバッグを使用するなど環境に配慮した買い物をする。
- ②2 エネルギー効率の高い家電製品を使用するなどライフスタイルの省エネ化を進める。
- ②3 公共交通機関を利用する。

市民2人以上でできること

- ① 地域での環境保全活動を実施する。
- ② 環境行政及び事業者の環境に配慮した事業の進捗状況を評価・提言する。

事業者でできること

- ① 再生可能エネルギーの利用を図る。
- ②1 事業所で省資源・省エネルギーに取り組む。
- ②2 環境に配慮した商品の販売など、事業者間での連携による環境配慮行動の推進を図る。
- ②3 環境行政の進捗状況を評価・提言する。
- ②4 環境に配慮した事業の進捗状況の公表に努める。

行政の4年間の主な取組

- ①1 市民、事業者、行政で構成する生駒市環境基本計画推進会議「ECO-net 生駒」により、環境基本計画に基づく事業を円滑に推進します。(環境モデル都市推進課)
- ①2 環境白書や省エネに関する手法・必要性など情報発信の充実を図り、市全域で低炭素社会実現に向けたライフスタイルの変換を推進します。(環境モデル都市推進課)
- ①3 新たなエネルギー(太陽光、バイオマス^{※1}、雨水など)を利活用する取組の調査・検討を進めるとともに、普及啓発を図ります。(環境モデル都市推進課)
- ①4 環境マネジメントシステムの運用により、市の業務全般にわたる環境配慮を行います。(環境モデル都市推進課)
- ①5 公共施設の省エネルギー対策を進めます。(施設管理者)
- ①6 住宅や事業所など民間部門での省エネルギー対策を支援します。(環境モデル都市推進課)
- ①7 電気自動車用の充電器の設置など、環境負荷の少ない交通環境の整備を目指します。(環境モデル都市推進課)
- ②1 市内スーパーでの啓発活動など、環境啓発を推進します。(環境モデル都市推進課)
- ②2 地球温暖化対策などについて、小・中学校での出前講座や環境教育の取組を通じて各家庭への周知を図り、環境行動の促進を目指します。(環境モデル都市推進課・教育総務課・教育指導課・こども課)

※1 バイオマス:動植物を由来とする資源。木材や農作物、畜産物を収穫したり加工したりする際にでる間伐材やおがくず、糞尿、菜種油、残りかす、建築廃材などの生物系廃棄物を原料としてエネルギーを生み出すことができる。

資料

現状と課題

本市においては、平成21年4月から開始した生駒市環境基本計画を確実に実行していくため、市民、団体、事業者、行政が協働で参画する生駒市環境基本計画推進会議「ECO-net 生駒」を設立しました。

ECO-net生駒では、「豊かな自然と歴史と未来が融合したまち いこま」の実現を目指し、生駒市環境基本計画に規定される自然環境、せいかつ環境、まちみち環境、エネルギー環境の各分野に加えて、各分野を超えて実施する共通分野のプロジェクト等について取組を行っています。

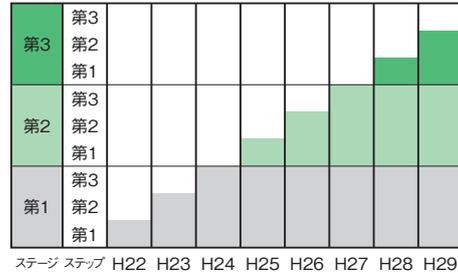
また、本市では、市の事務事業によって生じる様々な環境への負荷を減らすために、Plan（計画・目標設定）、Do（実施）、Check（監査）、Action（見直し）というプロセスで継続的に取組を改善し、環境行動を推進していくため、平成22年12月から「生駒市環境マネジメントシステム」の運用を開始しました。本市ではこの取組を通して、職員一人ひとりが環境への意識を高めるとともに、各々の職場において職務を遂行する上で常に環境への配慮に心がけ、具体的な環境行動を進めていくことが求められています。

具体的な事業

- ①1 環境基本計画の推進（環境モデル都市推進課）
- ①2 環境白書の作成（環境モデル都市推進課）
省エネに関する手法や必要性の普及啓発（環境モデル都市推進課）
- ①3 新エネルギーの普及啓発（環境モデル都市推進課）
- ①4 環境マネジメントシステムの推進（環境モデル都市推進課）
- ①5 省エネルギー対策の実施（施設管理者）
市管理防犯灯を全てLED化（環境モデル都市推進課）
- ①6 マンション共用部LED交換補助制度など民間への省エネ支援（環境モデル都市推進課）
- ①7 電気自動車用充電器の設置、自転車や公共交通の利用の促進等（環境モデル都市推進課）
- ②1 市民に対する啓発の実施（環境モデル都市推進課）
- ②2 環境に関する出前講座の実施（環境モデル都市推進課）
学校・幼稚園への出前授業（教育総務課・こども課）
環境教育の実施（教育指導課・こども課）

指標

① 環境自治体スタンダード (LAS-E^{※2}) 取組段階



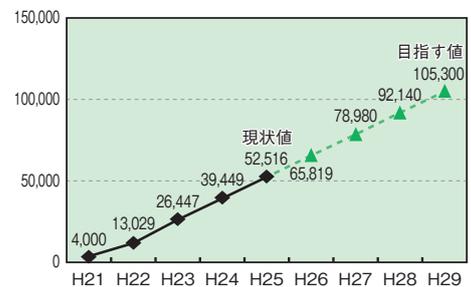
【この指標について】
環境配慮や環境政策に取り組むための仕組みを自治体が確立運用し、その取組内容が環境自治体としてふさわしいかどうかをチェックするための基準。
平成24年度は第1ステージ第3ステップを取得したことから、第2ステージに取り組み、同ステージの第1ステップから第3ステップを順次取得し、平成29年度に第3ステージの取得を目指します。（環境モデル都市推進課）

①2 太陽光発電システム設置基数【累計】(基)



【この指標について】
生駒市内の太陽光発電システムの設置基数の累計。
地球温暖化防止対策として推進するとともに、市民の地球環境への関心の高さが数値となって表れるため、設置補助などの取組を通じて、年間500基程度の増加を目指します。（環境モデル都市推進課）

② 環境活動参加人数【累計】(人)



【この指標について】
生駒市環境基本計画推進会議が主催又は共催する講座や行事への参加者の延べ人数。
生駒市環境基本計画に基づき、平成30年には生駒市の総人口（平成19年時点で117,000人）と同数になることを目指します。（環境モデル都市推進課）

小分野
3-(3)-②
環境保全活動

※2 LAS-E：第1ステージは庁内事務活動における環境配慮の実施、第2ステージは地域全体の環境政策や事業活動における環境配慮の実施、第3ステージは市民・事業者やパートナーシップ組織による環境保全活動の実施を目的とする。

4年後のまち

- ① 下水道や合併処理浄化槽^{*1}の普及が進み、生活排水や事業所排水が適正に処理されている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 下水道整備済区域では、すみやかに下水道へ接続する。
- ①2 下水道接続家庭では、宅地内の排水桝など排水設備の適正な維持管理を行う。
- ①3 合併処理浄化槽の設置家庭では、浄化槽の定期点検や清掃など、適正な維持管理を行う。
- ①4 単独処理浄化槽や汲み取りの家庭では、早期に合併処理浄化槽への転換を図る。
- ①5 家庭でできる生活排水対策を実践する。
- ①6 クリーンキャンペーンなどの河川美化活動などに参加する。

市民2人以上でできること

- ①1 地域で生活排水対策を実践する。
- ①2 自主的に除草・清掃などの河川美化活動などを実施する。

事業者でできること

- ①1 下水道整備済区域では、すみやかに下水道へ接続する。
- ①2 合併処理浄化槽を設置する事業者や下水道に接続している事業者は、浄化槽や除害施設などの排水設備、下水道の宅地内の排水桝について、定期的な点検や清掃など適正な維持管理により、事業所排水の適正な処理を行う。
- ①3 単独処理浄化槽や汲み取りの事業者は、早期に合併処理浄化槽への転換を図る。
- ①4 事業所排水による汚濁負荷量の削減を図る。
- ①5 地域の河川美化活動を実施する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 下水道の整備とともに合併処理浄化槽の設置補助を行い、生活排水処理基本計画や効率的な汚水処理施設整備のための各種関連計画に基づき、効率的な事業展開を図ります。(下水道管理課・下水道推進課)
- ①2 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促すための補助制度の啓発を行うとともに、浄化槽や宅地内排水設備の適正な維持管理についての啓発を行います。(下水道管理課)
- ①3 竜田川浄化センター、山田川浄化センターや下水道管渠などの下水道施設の機能が十分発揮できるよう適正に維持・管理します。(下水道管理課)
- ①4 河川の水質改善を図るため、生活排水対策についての啓発活動を行います。(環境モデル都市推進課)
- ①5 生活排水に対する市民の意識を高めるため、市民が市民を啓発する仕組みをつくりまします。(環境モデル都市推進課)
- ①6 市民・事業者・市民団体との協働による河川美化活動の定着を図ります。(環境モデル都市推進課)
- ①7 市内河川の水質状況について情報提供を行います。(環境モデル都市推進課)



竜田川クリーンキャンペーン

*1 合併処理浄化槽：台所やお風呂、洗濯などの生活雑排水を、し尿と合わせて処理できる浄化槽。

資料

小分野
3-(4)-①

生活排水対策

■ 現状と課題

本市においては、下水道の普及率が平成25年度末現在で64.0%と、全国的にも高い水準にあるとはいえません。特に竜田川については、生活排水が多く流れ込んでおり、市内の河川のうちで最も汚濁が進むなど、公共下水道の整備が急務となっています。

そこで、公共下水道の整備を図る一方、下水道事業計画区域外については、合併処理浄化槽設置補助制度による整備促進を図るとともに、浄化槽を設置している家庭などに対しては定期点検や清掃などの適正な維持管理についての啓発活動を行っています。

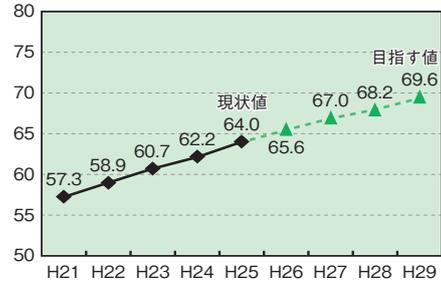
また、自治会・学校を対象に生活排水対策出前講座を行うとともに使用済み食用油の回収促進を図っています。さらに、市民・事業者・行政の協働でクリーンキャンペーンを実施して、河川美化意識の向上を図るなど、さらなる意識啓発が必要です。

■ 具体的な事業

- ①1 合併処理浄化槽設置整備事業（下水道管理課）
公共下水道管渠整備事業（下水道推進課）
- ①2 浄化槽の適正管理推進事業（下水道管理課）
- ①3 下水道施設の維持管理事業（下水道管理課）
- ①4 生活排水対策啓発活動の推進（環境モデル都市推進課）
- ①5 市民団体と協働による啓発の仕組みづくり（環境モデル都市推進課）
- ①6 河川美化活動の促進（環境モデル都市推進課）
- ①7 河川水質測定結果の公表（環境モデル都市推進課）

■ 指標

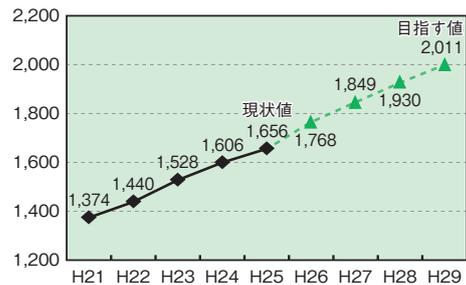
①1 下水道普及率 (%)



【この指標について】

総人口に対する下水道整備済区域内人口の割合。国・県の上位計画と整合を図りながら、「生駒市効率的な汚水処理施設整備基本計画」に基づき、計画的な整備を図り、普及率の向上を目指します。（下水道推進課）

①2 合併処理浄化槽設置補助基数 [累計] (基)



【この指標について】

合併処理浄化槽の設置に対して補助を行った基数の累計。当面の間、下水道の整備が見込まれない地域においては、補助制度により合併処理浄化槽の設置を促進することで、生活排水対策を行います。（下水道管理課）

①3 市内の河川24箇所における水質環境基準値 (BOD^{*2}75%値^{*3}) の達成地点数 (地点)



【この指標について】

竜田川及び富雄川の本流・支流24地点のうち、BODの環境基準をクリアしている地点の数。下水道の整備や合併処理浄化槽の設置促進、生活排水についての市民の意識を高め、河川水質の向上を目指します。（環境モデル都市推進課）

※2 BOD：Biochemical Oxygen Demand（バイオケミカル・オキシゲン・デマンド）の略で、生物化学的酸素要求量のこと。河川の汚濁を測る代表的な指標で、水中の微生物が一定時間内（20℃で5日間）に有機物を酸化・分解するために消費する酸素の量を示す数値。

※3 75%値：年間の全データを値の小さいものから順に並べ0.75×n番目のデータ値のことで、環境基準値と比較して水質の程度を判断する。

4年後のまち

- ① 生活環境が保全され、公害が一層少ないまちとなっている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 禁止されている屋外焼却（野焼き）をやめる。
- ② テレビやラジオ、ピアノなど、音量や時間帯により近隣に迷惑となる生活騒音を出さない。
- ③ 外出時には公共交通を利用するなど、大気汚染につながる自動車やバイクの排気ガス削減に努める。

市民2人以上でできること

- ① 地域内で環境の実態調査や公害発生のおそれがないか監視に努める。
- ② 地域の環境に関する情報を積極的に収集し、環境保全の意識を高めるための活動に活かす。

事業者でできること

- ① 公害関連法令の遵守状況を公表する体制づくりに努める。
- ② 特定建設作業や特定施設に関する届出を行うとともに、環境保全協定の締結など周辺環境に配慮した事業活動を実施する。
- ③ 環境負荷を低減する設備導入や製品を生産する。
- ④ 廃棄物の発生抑制を行うとともに適正に処理する。
- ⑤ 有害化学物質の適正管理を徹底する。

行政の4年間の主な取組

- ① 市内の環境状況を把握するため、大気質・騒音・振動・水質等の調査を行います。（環境モデル都市推進課）
- ② 大気質・騒音・振動・水質等の調査結果について情報提供を行います。（環境モデル都市推進課）
- ③ 市内環境調査を継続して実施するとともに、状況の変化を踏まえ測定地点や頻度を見直す等、適切に対応します。（環境モデル都市推進課）
- ④ 特定施設、特定建設作業の届出と指導を徹底し、作業場周辺の環境を保全します。（環境モデル都市推進課）
- ⑤ 公害の未然防止のため、指導など監視体制を強化するとともに公害発生時の迅速な対応に努めます。（環境モデル都市推進課）
- ⑥ 国・県などの関係機関と連携するとともに、事業者への指導を徹底し、公害防止を図ります。（環境モデル都市推進課）



河川の水質調査

3 環境にやさしく、自然と都市機能が調和した、住みやすいまち
 (4) 生活環境の整備

資料

■ 現状と課題

市内環境の監視体制として、主要な大気汚染物質である硫黄酸化物・窒素酸化物・雨水水素イオン濃度・降下ばいじんについて、県の常時監視を補完するため、市においても簡易測定を実施するとともに、有害大気汚染物質のうち指定物質及びダイオキシン類についても測定を実施しています。

また、環境騒音の把握として一般環境騒音をはじめ、市内主要幹線道路で自動車騒音、道路交通振動の調査を実施し、状況の把握に努めています。

大気汚染・一般環境騒音などほとんどの項目において一定の基準を満たしていますが、幹線道路での騒音が環境基準を超過し、光化学スモッグが発生するなど、引き続き公害防止対策を推進する必要があります。

法令による規制と企業の努力により産業型公害は改善傾向にありますが、近年は生活騒音に見られるような都市生活型公害が増加傾向にあります。

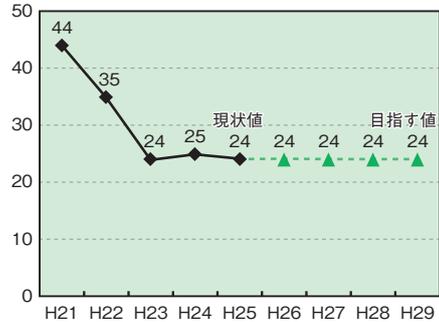
なお、環境の状況については、毎年環境白書にまとめ、情報の発信を行っています。

■ 具体的な事業

- ①1 市内環境測定の実施（環境モデル都市推進課）
- ①2 市内環境測定結果の公表（環境モデル都市推進課）
- ①3 市内環境測定体制の見直し（環境モデル都市推進課）
- ①4 特定施設、特定建設作業の届出指導（環境モデル都市推進課）
- ①5 公害防止の為の組織作り、啓発、公害発生時の指導（環境モデル都市推進課）
- ①6 公害指導における関係行政機関との連携強化（環境モデル都市推進課）

■ 指標

① 公害相談件数（件）



【この指標について】

市民から寄せられる騒音、振動、悪臭などの公害に関する年間の相談件数。
 発生源に対して調査を実施し、状況に応じた指導を行うことにより、公害相談件数を現状以下にすることを目指します。（環境モデル都市推進課）

小分野
3-(4)-②

公害対策

4年後のまち

- ① 環境美化の取組が進み、より一層きれいなまちになっている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① ごみのポイ捨てや不法投棄をしない。
- ② ペットの飼い主としての責任を自覚し、ルールやマナーを守る。
- ③ 公共の場所や他人が所有管理する場所に落書きをしない。
- ④ 所有する土地の除草を行うなど適正に管理する。
- ⑤ 環境美化推進員による環境美化のための啓発活動を行う。

市民2人以上でできること

- ① 地域で清掃活動など環境美化活動を実施する。

事業者でできること

- ① 関連法令の遵守状況を公表する体制づくりに努める。
- ② 事業所周辺の清掃活動を積極的に実施する。
- ③ 自動販売機により飲食物等を販売する場合は回収容器を設置し、適正に管理する。
- ④ 公共の場所でチラシ等を配布するときは、散乱したチラシ等を収集して処理する。
- ⑤ 違反広告物を掲出せず、地域の景観保全に努める。

行政の4年間の主な取組

- ① 1 不法投棄禁止の啓発を行います。(環境事業課)
- ② 1 地域ぐるみで、生駒市まちをきれいにする条例に定められた事項を遵守するよう、環境美化推進員や地域の清掃活動等の環境美化活動を支援します。(環境モデル都市推進課)
- ③ 1 ペットの飼い方のルールやマナーなどについての啓発・情報提供を行い、わんわんアドバイザーや地域ねこ活動サポーターなどの動物愛護推進者を育成して、ペット公害の防止を図ります。(環境モデル都市推進課)
- ④ 1 不法投棄防止パトロールによる監視体制の強化や、不法投棄された廃棄物の撤去を実施します。(環境事業課)
- ⑤ 1 生駒市まちをきれいにする条例に基づき、環境美化に関する市民等のモラルの向上と美化思想の普及を図ります。(環境モデル都市推進課)
- ⑥ 1 市営火葬場の適正な運営と維持管理を行います。(環境モデル都市推進課)



不法投棄防止パトロール

資料

■ 現状と課題

本市では、生駒市まちをきれいにする条例に基づき、環境美化推進員のみなさんとともに駅前クリーンアップ作戦などの活動を通じてポイ捨て禁止の啓発活動、不法投棄防止パトロールによる不法投棄の未然防止や廃棄物撤去、違反広告物の撤去や空き地の適正管理など、環境美化・環境衛生に取り組んでいるほか、ペットのふん公害防止対策としてふん取り用袋・啓発パンフレットの配布や、わんわんアドバイザーの育成、イエローカード作戦を行っています。さらなる意識啓発と美化活動の推進が必要です。

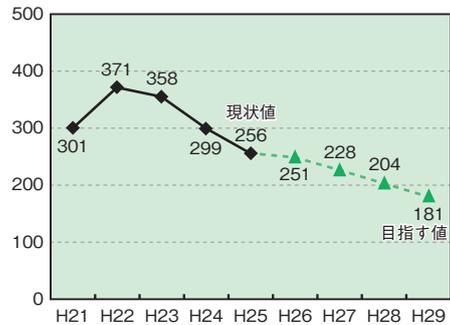
また、市営火葬場については、老朽化を踏まえた適切な管理に努めていますが、今後も適正な運営と維持管理が求められます。

■ 具体的な事業

- ①1 ごみガイドブックによる啓発（環境事業課）
ホームページでの啓発（環境事業課）
- ①2 地域の環境美化活動への支援（環境モデル都市推進課）
- ①3 ペットに関するルールやマナーの啓発（環境モデル都市推進課）
- ①4 不法投棄廃棄物の撤去（環境事業課）
- ①5 まちをきれいにする条例の適正な運用（環境モデル都市推進課）
- ①6 市営火葬場の運営・維持管理（環境モデル都市推進課）

■ 指標

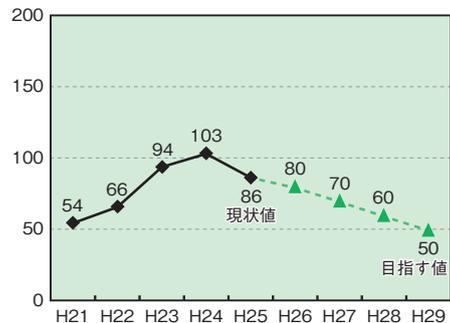
①1 不法投棄の回収件数（件）



【この指標について】

不法投棄防止パトロールにて回収した廃棄物の件数。市民や事業者に対する啓発とともに、不法投棄防止パトロールの推進により、不法投棄の回収件数の40%減を目指します。（環境事業課）

①2 空き地等適正管理指導件数（件）



【この指標について】

生駒市まちをきれいにする条例に基づき、空き地等の土地所有者に対し適正に管理するよう指導した件数で、「適正管理されていない空き地件数」の代替指標として設定。空き地等の実態調査を通じ、雑草等が繁茂して生活環境を阻害している宅地を減らし、地域環境の美化向上を図ります。（環境モデル都市推進課）

小分野
3-(4)-③

地域美化・環境衛生

4年後のまち

- ① 安全で安心できる水道水を安定して供給している。
- ② 健全で効率的な事業経営を継続している。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 水の大切さを理解し、日頃から節水や水の有効利用を心がける。
- ② 給水装置^{※1}や貯水槽水道^{※2}の適正な管理を行う。
- ③ 飲み水として水道水を積極的に利用する。

市民2人以上でできること

- ① 水の大切さを理解し、日頃から節水や水の有効利用を心がける。
- ② 給水装置や貯水槽水道の適正な管理を行う。

事業者でできること

- ① 水の大切さを理解し、日頃から節水や水の有効利用を心がける。
- ② 給水装置や貯水槽水道の適正な管理を行う。
- ③ 専用水道^{※3}の適正な管理を行う。

行政の4年間の主な取組

- ① 水の大切さを理解し、節水や水の有効利用を心がけてもらえるよう広報・啓発活動を行います。(総務課)
- ② 給水装置、貯水槽水道や専用水道の適正な管理を行ってもらえるよう指導、助言等を行います。(工務課)
- ③ 直結給水^{※4}の範囲を拡大します。(工務課)
- ④ 拠点施設や管路の耐震化を行います。(工務課・浄水場)
- ⑤ 水質向上のため、浄水施設の改良を行います。(浄水場)
- ⑥ 安定した水道水の供給が行えるよう、自己水(井戸取水)の適正揚水量を維持します。(浄水場)
- ⑦ 経費の節減に取り組むとともに、収入確保などにつながる取組として、水飲み場や給水スポットなどの整備により水道水の利用を促進します。(総務課)
- ⑧ 水の有効利用等のため、漏水調査の強化や老朽管の更新を行います。(工務課)
- ⑨ 水道施設整備計画の円滑かつ確実な実施を図ります。(工務課・浄水場)
- ⑩ 水道システム^{※5}を効率的なものに再編成し、省電力化を図ります。(総務課・工務課・浄水場)
- ⑪ 再生可能エネルギーの利活用を行います。(浄水場)



山崎浄水場小水力発電施設

※1 給水装置：道路に埋設されている配水管から各家庭に引き込む給水管や器具等

※2 貯水槽水道：ビルやマンション等の受水槽から各家庭の蛇口に至るまでの設備

※3 専用水道：飲食店、商業施設、レジャー施設等における自家用の水道で、1日に給水することができる水量が国の定める基準を超えるもの等

※4 直結給水：受水槽を経由せず、直接配水管から各家庭の蛇口まで給水する方式

※5 水道システム：水源から、浄水場や配水池等の水道施設を経由して、各家庭の蛇口に至るまでの水道全体の系統

資料

小分野
3-(4)-④

上水道

■ 現状と課題

本市水道事業では、昭和6年の給水開始以来、大規模な宅地開発等による人口増加、市民の生活水準の向上による水需要の増加、未給水区域の解消に対応するため、5次にわたる水道施設の拡張事業を実施してきました。

しかし、現在では、今後5年程度人口の微増は見込まれているものの、生活様式の変化、少子高齢化の進行や大口需要の減退により水需要が逡減し、給水収益は減少傾向にあります。また、拡張事業で整備してきた水道施設や設備は維持管理の時代を迎え、更新等に多大な費用を要するため、より一層の事業経営の効率化・強化が課題となっています。更に、水道事業には、市民生活を支える重要なライフラインとして災害に強い水道の構築や社会的責務として地球環境に配慮した事業運営も求められています。

これらの課題に取り組むため、平成22年度に21世紀における水道事業の指針として「生駒市水道ビジョン」を策定しており、これに沿った事業経営を行っていくことが必要です。

■ 具体的な事業

- ①1 生水だよりによる啓発（総務課）
- ①2 生水だよりによる啓発（工務課）
- ①3 直結直圧給水の推進（工務課）
- ①4 ライフライン機能強化事業（工務課）
滝寺送水ルート変更事業（工務課・浄水場）
- ①5 真弓浄水場薬品注入設備改良工事（浄水場）
- ①6 取水井戸浚渫工事（浄水場）
- ②1 生駒の水 PR 事業（総務課）
- ②2 漏水調査の強化（工務課）
- ②3 真弓浄水場電気設備改良工事（浄水場）
滝寺送水ルート変更事業（工務課・浄水場）
稲倉送水ルート変更事業（工務課・浄水場）
- ②4 小瀬送水ルート変更事業（総務課・工務課・浄水場）
- ②5 山崎浄水場小水力発電施設運用（浄水場）

■ 指標

①1 1人1日平均配水量（リットル）



【この指標について】

市民1人当たりへ換算した1日平均配水量。市民や事業者が、日頃から節水や水の有効利用を心がけることにより、無駄な水使用の減少を目指します。（総務課）

①2 水道の有効率 (%)



【この指標について】

年間総配水量に対する年間総有効水量（年間総配水量 - 漏水等により失われる水量）の割合。計画的な施設の更新や漏水防止対策を実施し、今後も高率の維持に努めます。（工務課）

② 自己水割合 (%)



【この指標について】

年間総配水量に占める自己水（井戸取水）量の割合。良質、安価で渇水時においても安定的に利用できる地下水は、本市にとって重要な水源です。水位低下なく安定的に揚水できる量（適正な揚水量）を見極め、自己水の確保に努めます。（浄水場）

4年後のまち

- ① 豊かな自然環境に恵まれた生活が維持されている。
- ② 市民・事業者・行政が協働して、周辺の山並みなど自然環境を後世に残していくための取組が進んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 自然環境に対し関心、意識を持ち保全活動や清掃活動を行う。
- ② 自然環境調査に参加する。

市民2人以上でできること

- ① 市民団体等による自然環境調査を実施する。
- ② 山林や河川の保全活動や清掃活動を行う。
- ③ アダプトプログラム^{※1}やボランティアサポートプログラムに参加する。
- ④ 住んでいる地域で、環境教育を目的としたイベントなどを行う。

事業者でできること

- ① 周辺環境に影響を及ぼさないよう対策を講じる。
- ② 山林や河川にごみの不法投棄をしない。
- ③ 開発事業等において、自然環境に配慮する各種指針等を遵守しながら、自然環境の保全・創出に努める。
- ④ 地域の一員として、地元での活動に積極的に参加する。

行政の4年間の主な取組

- ① 市民が身近に自然的資源にふれあえるよう、矢田丘陵遊歩道やハイキングコース、くろんどの森などのPRに努めます。(経済振興課)
- ② 市内の自然環境や生態系に関する情報の提供を行います。(環境モデル都市推進課)
- ③ 景観法の規定に基づく「景観行政団体^{※2}」として、市民や事業者などとともに、緑豊かな自然環境と調和する景観の保全・創出を図ります。(みどり景観課)
- ④ 市民や土地所有者等の理解を得られるような緑の保全制度を創設するとともに、自然体験型レクリエーションや環境学習の場としての活用に取り組みます。(みどり景観課)
- ⑤ 樹林保全活動を行う市民やボランティア等の育成に取り組みます。(みどり景観課)
- ⑥ 市民・事業者・市民団体との協働による河川美化活動などの定着を図ります。(環境モデル都市推進課)
- ⑦ 里山の維持・再生や市街化区域^{※3}内の樹林の保全・活用など、緑を保全するための仕組みづくりに取り組みます。(みどり景観課)
- ⑧ 里山林の保全、整備及び活用を図るため、里山整備活動を行うNPOなどの団体を支援します。(みどり景観課)
- ⑨ 環境教育を目的としたイベントなどを行う市民等を支援します。(みどり景観課)
- ⑩ 環境保全意識の高揚と環境教育を推進するため、ボランティアとの協働により自然環境調査を実施します。(環境モデル都市推進課)

※1 アダプトプログラム：「里親制度」と訳され、ボランティアとなる市民が「里親」となって道路や公園等を自らの「養子」とみなし、定期的に清掃・美化などを行う取組のこと。

※2 景観行政団体：地域における景観行政を担う主体。景観行政団体になると、景観計画の策定や景観重要建造物の指定、景観協定の認可、景観整備機構の指定など、景観法を活用して独自の景観施策を展開することができる。

※3 市街化区域：小分野3-(1)-①参照

資料

■ 現状と課題

本市は大都市近郊にありながら、生駒山系や矢田丘陵など豊かな自然資源に恵まれています。まちづくりに関するアンケートの調査結果でも、本市の将来像について、自然や緑豊かな住宅街が広がるまちを望む意見が約半数となっています。

山地や丘陵などの山並みの緑については、国定公園区域や近郊緑地保全区域など、環境保全のための法的な規制がかかっていますが、今後は、今ある緑の量的な保全だけでなく、市民とのふれあいの場や多様な生物の生息環境など、質的な面からも環境の保全、活用を図っていく必要があります。

特に、法的な規制がかかっていない、市街化区域^{*3}内の樹林の保全・活用を優先的に図っていくことが必要です。

河川については、竜田川、富雄川、天野川、山田川や支流河川があり、本市の貴重な水辺環境となっています。これまで河川の清掃活動や緑化への取組が市民参加や市民主体で行われており、今後はこうした取組を支援していくとともに、市民の環境意識を高める啓発活動や市民意識を把握することが必要です。

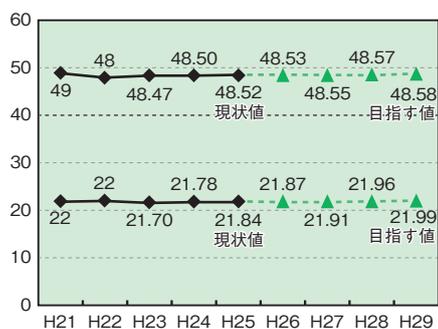
■ 具体的な事業

- ①1 ハイキングマップの作成（経済振興課）
観光協会ホームページでPR（経済振興課）
- ①2 市内環境測定結果の公表（環境モデル都市推進課）
- ②1 景観まちづくり相談（みどり景観課）
- ②2 市民の森事業（みどり景観課）
- ②3 花とみどりの楽校の実施（みどり景観課）
- ②4 河川美化活動の促進（環境モデル都市推進課）
- ②5 樹林地バンク制度（みどり景観課）
- ②6 地域で育む里山づくり事業（みどり景観課）
- ②7 環境教育イベント支援事業（みどり景観課）
- ②8 自然環境調査の実施（環境モデル都市推進課）

■ 指標

① 緑地の確保面積の割合（%）

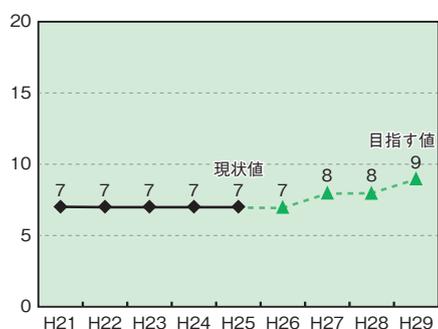
[上] 市街化区域内 [下] 市全域



【この指標について】

市全域及び市街化区域面積に対する緑地面積の割合。公共施設緑地に加えて、緑の保全制度の創設等により、将来においても担保性のある緑地の確保を目指します。（みどり景観課）

② 緑の保全活動件数（件）



【この指標について】

市民が主体となって緑の保全・再生活動をしている件数。緑地等の保全・再生活動を支援し、花と緑と自然のまちづくりの推進を目指します。（みどり景観課）

小分野
3-(5)-①

自然的資源

4年後のまち

- ① 公園がレクリエーションや憩いの場として安心して利用されている。
- ② 花と緑であふれるまちに向けて、着実に取組が進んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ②1 庭先や窓辺に植栽などの緑化を行う。
- ②2 生駒市みどりの基金^{※1}に寄附等をするにより、緑化活動に参加する。

市民2人以上でできること

- ①1 住んでいる地域の公園の管理、ルール・マナーの啓発活動を行う。
- ①2 安全・安心な公園利用が図られるよう巡回、美化活動等を行う。
- ②1 緑化意識を高め、地域などでの緑化に関する活動を積極的に行う。

事業者でできること

- ①1 開発事業者等は、住民や周辺環境への影響を踏まえて公園等の設置に配慮する。
- ②1 地域住民とともに、緑化活動に参加する。
- ②2 屋上緑化・壁面緑化など緑化対策を行う。
- ②3 開発等により、周辺環境が損なわれないよう配慮し、事業者としての社会的責任を果たす。

行政の4年間の主な取組

- ①1 地域住民がルール・マナーを守った利用をし、自分たちで管理できるよう支援を行います。(公園管理課)
- ①2 安心して公園を利用できるよう公園施設のバリアフリー化を計画的に行うとともに、遊具等の施設の点検を行うなど、適正な公園管理を実施します。(公園管理課)
- ①3 住民と協働で地域のニーズに合った公園を再整備します。(公園管理課)
- ①4 社会福祉法人及び企業と連携し、生駒山麓公園にレストラン、売店などを新設して活性化します。(公園管理課)
- ②1 緑の大切さを啓発し、市民や事業者が緑の創出に取り組めるよう努めます。(みどり景観課)
- ②2 緑の市民懇話会や花好き・自然好き市民交流サロンなど、地域住民と行政がともに花や緑に関連したまちづくりについて話し合える場・機会を設けるなどの支援を行います。(みどり景観課)
- ②3 「生駒市みどりの基金」をPRするとともに、寄附金を募ります。(みどり景観課)
- ②4 市民などが「生垣助成制度」や「花と緑のわがまちづくり助成制度」を活用することにより、まちなかの緑の創出を図り、花と緑のまちづくりを推進します。(みどり景観課)
- ②5 「花と緑の景観まちづくりコンテスト」で、多くの人々の目にふれる場所での緑化事例を顕彰します。(みどり景観課)
- ②6 開発等における緑化基準を適切に運用します。(みどり景観課)

※1 生駒市みどりの基金：花や緑であふれ、自然とふれあえる魅力的なまちづくりを推進するために創設した基金。この基金は、緑の創造や保全活動に対する助成などの財源に充てられる。

資料

■ 現状と課題

公園や緑は、人々の心の憩いとなるとともに、災害でも重要な役割を果たしています。

本市は、生駒山地と矢田丘陵・西の京丘陵に囲まれ、緑豊かな住宅都市として発展し、金剛生駒紀泉国定公園や矢田県立自然公園などの自然公園や都市公園^{※2}が整備されている一方で、住宅地開発等により市街化区域^{※3}内の緑が減少しつつあります。

公園については、平成25年3月末現在で、都市公園等が353箇所、総面積が155.2haとなっていますが、一部地域においては、今後も公園整備が必要な地域もあります。

また、緑の基本計画で「花と緑と自然の先端都市・生駒」を掲げており、生垣助成制度や花と緑のわがまちづくり助成制度などの様々な緑化施策を行っています。

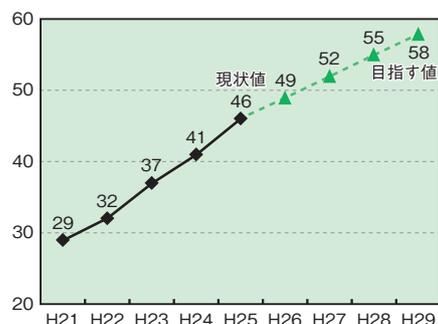
今後とも、住民との協働によるニーズに合った公園整備、さらに管理・運営を行っていくとともに、全市的な緑化活動を啓発・実施していくことで、花と緑にあふれたまちづくりを進めていくことが必要です。

■ 具体的な事業

- ①1 自治会公園維持管理委託事業（公園管理課）
- ①2 楽々アプローチ事業（公園管理課）
- ①3 コミュニティパーク事業（公園管理課）
- ①4 山麓公園活性化事業（公園管理課）
- ②1 緑化推進事業（みどり景観課）
- ②2 緑の市民懇話会、花好き・自然好き市民交流サロン（みどり景観課）
「ふろーらむ」喫茶コーナー設置（みどり景観課）
- ②3 生駒市みどりの基金（みどり景観課）
- ②4 生垣助成制度、花と緑のわがまちづくり助成制度（みどり景観課）
- ②5 花と緑の景観まちづくりコンテスト（みどり景観課）
- ②6 開発行為指導（みどり景観課）

■ 指標

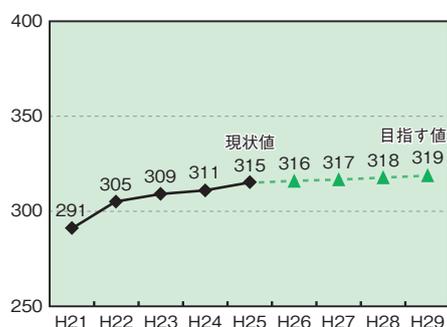
① バリアフリー化を行った公園件数【累計】（箇所）



【この指標について】

楽々アプローチ事業として、公園の出入り口の段差の解消やスロープ化、階段の手摺りの設置、車止めの改修等を行った件数。幼児や高齢者、障がいを持った方が車椅子、ベビーカー等で誰もが安心して公園利用できるように計画的に整備を行います。（公園管理課）

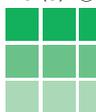
② 花と緑の活動件数（件）



【この指標について】

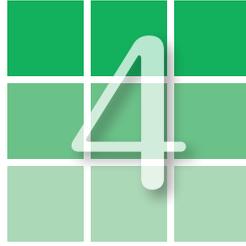
市民が主体となって花や緑に関する活動をしている件数。市内の街区公園・近隣公園・地区公園等を市民の緑化活動の場として提供し、花と緑と自然のまちづくりの推進を目指します。（みどり景観課）

小分野
3-(5)-②



公園・緑化

※2 都市公園：都市公園法に基づき、国や都道府県、市区町村などの地方公共団体が設置・管理している公園。地方公共団体が設置する都市公園としては、街区公園・近隣公園・地区公園・総合公園などがある。
 ※3 市街化区域：小分野3-(1)-①参照



いつでも安全、いつまでも安心して暮らせるまち

(1) 地域で助け合い、支え合う仕組みの整備

①地域福祉活動

(2) 健康づくりの推進

①健康づくり

(3) 医療サービスの充実

①医療

(4) 高齢者の生活を支えるサービスの実施

①高齢者保健福祉

②社会保障

(5) 障がい者の生活を支えるサービスの実施

①障がい者保健福祉

(6) 人にやさしい都市環境の整備

①バリアフリー

(7) 地域防災体制の充実

①災害対策

②自主防災

③消防

(8) 生活の安全の確保

①交通安全

②防犯・消費者保護

4年後のまち

- ① 住民が地域福祉活動に参加しやすい環境が整い、住民同士の支え合いが広がっている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 1 近隣住民間のつながりを深める。
- ② 2 地域のことに関心を持つ。
- ③ 3 地域福祉活動へ積極的に参加する。

市民2人以上でできること

- ① 1 住民による見守りや支え合いを目的とした近隣や地域社会、民間事業者、ボランティア団体などとの活動の仕組みをつくり、継続的に実施する。
- ② 2 地域における福祉活動への取組や関係機関等との連携を図る。
- ③ 3 自治会館や集会所等の有効活用を図る。

事業者でできること

- ① 1 地域の一員としての福祉活動へ参加する。
- ② 2 関係機関等との連携を図る。

行政の4年間の主な取組

- ① 1 出前講座や広報紙等を通じて、市民の福祉に対する意識の醸成を図ります。(高齢福祉課)
- ② 2 地域での支え合い、助け合いの推進と地域福祉の担い手の養成・育成を図ります。(高齢福祉課)
- ③ 3 自治会等と連携し、高齢者サロンとして活動できる場所の拡大を図るとともに、高齢者サロン等の人材の育成や、活動を支援します。(高齢福祉課)
- ④ 4 ボランティア等により自主的に開催されているサロン等のネットワークづくりを行い、情報交換が行えるよう支援します。(高齢福祉課)
- ⑤ 5 地域福祉活動が効果的に機能するよう、市民活動推進センターららポートや社会福祉協議会、関係機関がそれぞれの役割を分担しつつ、連携を強化します。(高齢福祉課)
- ⑥ 6 地域における高齢者の閉じこもりや孤立防止等の支援の充実を図ります。(高齢福祉課)
- ⑦ 7 地域包括支援センター^{※1}などの身近な地域における相談・支援体制を整え、安心して相談できる環境づくりに努めます。(介護保険課)



高齢者サロン

※1 地域包括支援センター：高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活が送れるよう、介護保険、介護予防サービスをはじめ、福祉・保健・権利擁護など、様々な支援を包括的・継続的に提供する、地域ケアの拠点機関。

4 いつでも安全、いつまでも安心して暮らせるまち
 (1) 地域で助け合い、支え合う仕組みの整備

資料

■ 現状と課題

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会をつくるためには、市民一人ひとりがお互いを尊重し、共に助け合い、支え合う地域福祉の充実を図ることが重要となっています。

本市には福祉に関わるボランティア団体や住民組織が多く存在し、活発に活動が行われていますが、地域によって活動への参加状況や意識に差が見られることから、今後一層、市民全体で地域を支え合うといった意識の醸成への取組が必要です。

地域の問題解決に対しては、今後、住民の積極的な参加が不可欠であり、地域資源の活用や地域の特性に応じた地域福祉活動の支援も必要です。

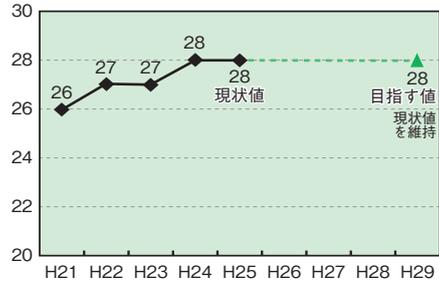
また、既存の地域福祉活動のPRを充実することにより、より多くの参加を促していくとともに、1つの団体による単独の活動だけでなく、活動分野の違う団体との連携を強化していくことが求められています。

■ 具体的な事業

- ①1 出前講座や広報紙等による啓発活動（高齢福祉課）
- ①2 地域ボランティア講座（高齢福祉課）
- ①3 サロンの立ち上げや運営にかかる情報提供（高齢福祉課）
- ①4 地域ねっこのつどい（高齢福祉課）
- ①5 関係機関の連携と情報共有（高齢福祉課）
- ①6 サロン活動への支援（高齢福祉課）
 （仮称）高齢者見守りネットワーク（高齢福祉課）
 ひとり暮らし高齢者調査（高齢福祉課）
 災害時要援護者避難支援事業（高齢福祉課）
- ①7 地域包括支援センター事業（介護保険課）

■ 指標

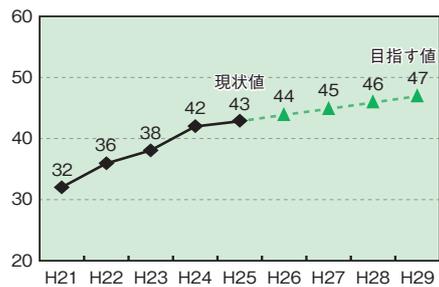
①1 福祉関係ボランティア登録団体数（団体）



【この指標について】

市民活動推進センターららポート等に登録している福祉関係ボランティアの登録団体数。過去からの団体数の状況を踏まえ、活動団体数を維持します。（高齢福祉課）

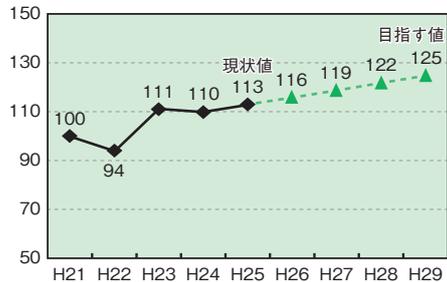
①2 高齢者サロン等の数（箇所）



【この指標について】

ボランティア等が主体となって運営する、高齢者が地域で気軽に集えるサロンの数。サロン活動の普及啓発や人材育成などの取組を通じて、年間1箇所の増加を目指します。（高齢福祉課）

①3 地域ねっこのつどいの参加者数（人）



【この指標について】

地域で福祉活動をしているボランティアグループの参加者数。高齢者を支えるボランティアが集い、情報共有する中で、自主的な活動の活性化とボランティア人数の維持を目指します。（高齢福祉課）

小分野
4-(1)-①

地域福祉活動

4年後のまち

- ① 健診や地域の活動により、生活習慣病^{※1}の予防、改善が進み、元気で生きがいを持った市民が増えている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 健康や食、運動に関心を持つ。
- ①2 定期的に健康診査やがん検診を受診する。
- ①3 健康づくりに関連する自主活動グループに参加する。
- ①4 禁煙を心がける。

市民2人以上でできること

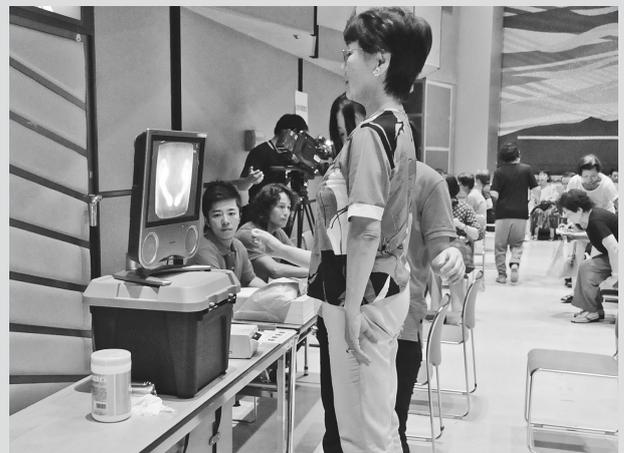
- ①1 健康づくりリーダー、サポーター、食育^{※2}推進リーダーとして、地域の健康の普及啓発に努める。
- ①2 地域内での健康に関する情報の共有、交換を行う。

事業者でできること

- ①1 健康づくりや食育の推進者として、知識・技術普及に向けた企画・運営を行う。
- ①2 質の高い健診や保健指導の提供を行う。
- ①3 メンタルヘルス^{※3}も含めた、職場の健康づくりを行う。

行政の4年間の主な取組

- ①1 特定健康診査^{※4}やがん検診についての情報提供の方法を工夫し、地域での受診意識等の向上を図ります。(国保医療課・健康課)
- ①2 特定健康診査・保健指導・各種検診(胃がん・乳がん・大腸がん・肺がん等)を実施します。(国保医療課・健康課)
- ①3 健康づくりリーダーやサポーターの育成と活動の場を提供します。(健康課)
- ①4 食育推進リーダーを育成し、地域での活動を推進します。(健康課)
- ①5 食育推進計画に基づき、食育推進を図ります。(健康課)
- ①6 ホームページ、広報紙、イベント、地域の回覧等で、健康や食、運動への知識や関心を高める情報発信を進めます。(健康課)
- ①7 食事・運動など生活習慣改善のための健康教室を実施します。(健康課)
- ①8 市民・地域活動・事業者が意見を交換できる機会を設けます。(健康課)



福祉と健康のつどい

※1 生活習慣病：食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症、進行に関与する疾患群で、がん、脳血管障害、心臓疾患、高血圧症、慢性気管支炎、肺気腫、脂肪肝、肝硬変、糖尿病も含まれる。

※2 食育：小分野2-(2)-②参照

※3 メンタルヘルス：心の健康のこと。

※4 特定健康診査：メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の該当者や予備軍を減少させるため、40歳～74歳の被保険者等に行う健康診査。

資料

■ 現状と課題

食生活や健康管理に対して以前より関心が高まっていますが、年齢・性別・価値観により、健康・食育に対する意識に開きがあります。また、ライフスタイルの多様化により、それぞれのニーズも異なっています。

本市では健康づくりリーダーによる地域の健康づくりの活動は広まってきており、今後も市民が主体となった健康づくりの運動が拡充するように支援していく必要があります。

また、食生活の偏り、飲酒、喫煙習慣などによって生活習慣病が増加しているため、特定健康診査やがん検診による疾病の予防と早期の発見が必要です。

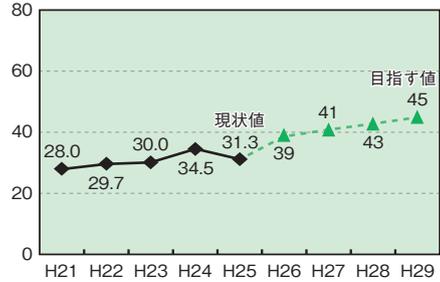
さらに、食や運動への関心を高めていくための継続的な啓発・取組が必要です。

■ 具体的な事業

- ①1 特定健康診査等推進事業（国保医療課）
個別通知、広報等による啓発事業（健康課）
- ①2 特定健康診査等推進事業（国保医療課）
各種がん検診事業（健康課）
- ①3 健康づくりリーダー養成事業（健康課）
- ①4 健康づくりリーダー養成事業（健康課）
- ①5 食育推進事業（健康課）
- ①6 福祉と健康のつどい（健康課）
- ①7 各種健康教室（健康課）
- ①8 食育ラウンドテーブル（健康課）

■ 指標

①1 特定健康診査の受診率（%）



【この指標について】

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査の受診率。40～74歳国保加入者の受診者数／40～74歳対象者数。受診率の向上を目指します。（国保医療課）

①2 がん検診の受診率（%）



【この指標について】

市が実施主体であるがん検診の受診率。第2期健康いきま21計画での目標30%（平成34年度）を目指します。（健康課）

①3 週3回以上、朝食欠食している人の割合（%）



【この指標について】

特定健康診査質問票において「週3回以上朝食欠食している」と回答した人の割合。第2期生駒市食育推進計画の目標を基に、朝食を欠食する市民の割合の減少を目指します。（健康課）

小分野
4-(2)-①

健康づくり

4年後のまち

- ① 地域の医療機関が連携し、市民が安心して暮らせる医療体制の整備が進んでいる。
- ② 緊急時、災害時において迅速かつ効率的な救急救命活動を行う体制が整っている。
- ③ 市立病院が開院され、市民への医療サービスが充実しているとともに、健全な病院経営が行われている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 かかりつけ医を持つなど、普段から健康管理に心がける。
- ①2 住んでいる地域の医療体制を把握する。
- ①3 医師から十分な説明を受け、自分が受ける医療の内容を理解することにより、医療に主体的に関わっていく姿勢を持つ。
- ②1 近くの開業医をかかりつけ医に持つなど、緊急時の対処が迅速に進められるように準備しておく。
- ③1 地域医療への関心を持ち、適正に受診する。

市民2人以上でできること

- ③1 市等が実施する地域医療に関する市民意識の啓発活動に協力する。

事業者でできること

- ①1 市医師会を中心に診療所・病院間の医療連携を推進する。
- ①2 医療機能等の情報をインターネット等で市民へ情報提供する。
- ①3 安心して受診できる医療サービスを提供する。
- ②1 市内診療所の在宅医療の支援及び夜間休日診療の促進を図る。
- ③1 病院の経営の効率化に努める。

行政の4年間の主な取組

- ①1 今後の高齢化の進展に対応した地域完結型医療の実現を目指し、地域の病院、診療所等及び介護施設・事業者との連携体制の強化を図ります。(病院建設課)
- ①2 市内の救急医療体制等、地域医療に関する情報を提供します。(健康課)
- ①3 障がい者、ひとり親家庭、子どもを対象に、その健康を保持するため、医療費を助成します。(国保医療課)
- ①4 かかりつけ医を持つことを推奨します。(健康課)
- ②1 緊急時、災害時において、市、消防及び市医師会との協力・連携体制を確立し、負傷者等の迅速な救急救命活動を実施します。(健康課)
- ②2 望ましい救急外来の利用に関する知識の普及啓発を図ります。(健康課)
- ②3 大規模災害時に、市立病院において医療機能の確保、傷病者の救護、受入れに対応できるような緊急対応機能を整備します。(病院建設課)
- ③1 二次救急医療^{※1}及び小児二次医療などの政策医療を担う地域の中核的な病院機能を整備します。(病院建設課)
- ③2 病院の管理運営に市民等の意見を反映させるため、市民や地域医療関係者を含めた、市立病院管理運営協議会を設置します。(病院建設課)

※1 二次救急医療：「入院の必要がなく外来で対処しうる帰宅可能な患者」に対応する一次救急医療に対して、「入院治療を必要とする患者」に対応する機関のこと。二次救急医療では対応できない複数診療科にわたる特に高度な処置が必要、または重篤な患者への対応機関を三次救急医療と呼ぶ。

資料

■ 現状と課題

現在、緊急時、災害時に救護の拠点となり、市役所や市内の医療機関と連携を密にすることのできる公的な医療機関がありません。また、本市では市内で夜間・休日に、二次救急に対応する病院が少ないため、奈良市内の病院を加えた5病院により救急輪番制が整えられているものの、救急搬送に時間を要することもあり、身近な地域で緊急時に確実に受けられる医療サービスの確保が求められています。加えて、市内には小児科の二次医療を担う病院が不足し、奈良県北和小児科二次輪番制に参加する市内病院もない状況にあり、小児科の二次医療は市外の病院に依存していることから、市内に二次医療まで対応可能な小児医療を提供できる体制整備が必要です。

また、今後は、市立病院を拠点として市内・隣接市町の医療機関と連携した地域完結型の医療連携体制を構築することで、身近な地域で市民が必要とする安全で質の高い医療を提供できる体制を整備するとともに、超高齢社会における地域医療の充実のため、医療と介護の円滑な連携をも視野に入れた体制の構築が必要です。

■ 具体的な事業

- ① 1 市立病院整備事業（病院建設課）
- ① 2 休日夜間応急診療事業（健康課）
- ① 3 福祉医療費助成事業（国保医療課）
- ① 4 ホームページや広報紙での啓発（健康課）
- ② 1 災害時における医療救護についての協定書に伴う事業（健康課）
- ② 2 ホームページや広報紙での啓発（健康課）
- ② 3 市立病院整備事業（病院建設課）
- ③ 1 市立病院整備事業（病院建設課）
- ③ 2 市立病院管理運営協議会の設置（病院建設課）

■ 指標

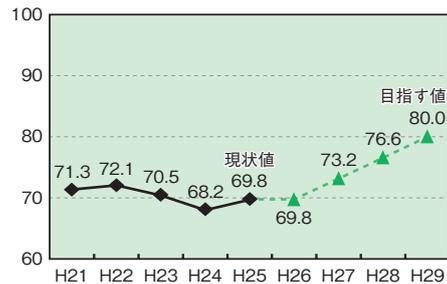
① 小児科患者の市内救急搬送率 (%)



【この指標について】

本市消防本部が小児科へ救急搬送した患者のうち市内医療機関の小児科へ救急搬送した割合。現状値が22.5%であり、病院開院後の平成29年度に60%を目指します。(病院建設課)
※市内医療機関には、西奈良中央病院及び奈良西部病院を含む。

② 市内救急搬送率 (%)



【この指標について】

本市消防本部が救急搬送した患者のうち市内医療機関へ救急搬送した割合。現状値が69.8%であり、病院開院後の平成29年度に80%を目指します。(病院建設課)
※市内医療機関には、西奈良中央病院及び奈良西部病院を含む。

③ 市内病院への入院割合 (%)



【この指標について】

国民健康保険レセプトデータによる入院患者数全体に占める市内病院に入院した患者の割合。現状値が31.4%であり、病院開院後の平成29年度に50%を目指します。(病院建設課)

小分野
4-(3)-①



医療

4年後のまち

- ① 高齢者が介護予防への取り組みや社会参加を通じて、健康で生きがいを持って生活している。
- ② 高齢者が安心して、住み慣れた地域で暮らせる見守り体制が整っている。
- ③ 介護保険制度の運営が健全に維持され、個々の状態に応じた適正なサービスが提供されている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 早い時期から健康づくり、生きがいづくり、介護予防に積極的に取り組む。
- ② ボランティア活動・地域の活動に参加する。
- ① 認知症について理解を深める。
- ② 近隣とのつながりのある日常生活を営む。
- ③ 各制度や福祉・介護サービスに関心を持つ。

市民2人以上でできること

- ① 地域で介護予防に関する各種活動に積極的に取り組む。
- ② 助け合い、支え合いのある地域となるような働きかけを行う。

事業者でできること

【一般事業者】

- ① 高齢者の雇用を促進する。

【福祉事業者】

- ③ 法令を遵守し、質の高いサービス提供を各事業者連携のもとに行う。

行政の4年間の主な取組

- ① 健康づくり、介護予防への取組として運動教室や講座を実施するとともに、積極的な参加を促すための啓発を行います。(介護保険課)
- ② 介護予防が必要な高齢者の早期把握のため、生活機能評価を実施します。(介護保険課)
- ③ 高齢者が生きがいをもって働ける場の拠点として、シルバー人材センターの一層の活用と機能強化に向けた支援を行います。(高齢福祉課)
- ④ 地域福祉の担い手を養成します。(高齢福祉課)
- ② 認知症サポーター養成講座等の実施により、認知症への理解を深め、地域での見守り体制を整え、安心して過ごせる環境づくりを進めます。(介護保険課)
- ② 地域包括支援センター^{*1}を核として地域のネットワークづくりを行います。また、センターの効率的な運営を推進します。(介護保険課)
- ③ 高齢者の緊急時の支援対策を行うとともに、緊急時に対応できるよう、地域や関係機関との連携により支援体制の充実を図ります。(高齢福祉課)
- ② 高齢者の権利擁護の取組を推進します。(高齢福祉課)
- ③ 市民・地域団体・関係機関・事業者等に対し、介護保険制度に係る情報提供を行います。(介護保険課)
- ③ 介護サービスの質と量の適正な確保に努めます。(介護保険課)
- ③ 介護保険制度の適正化事業を推進します。(介護保険課)
- ④ 介護事業者への適時適切な情報提供を行うとともに、資質の向上のため指導を充実します。(介護保険課)
- ③ 介護保険事業計画に基づき、地域のニーズに応じた介護施設の基盤整備を図ります。(介護保険課)
- ③ 介護保険料確保のため、口座振替納付の推奨など、納付しやすい環境づくりに努めます。(介護保険課)

※1 地域包括支援センター：小分野4-(1)-①参照

4 いつでも安全、いつまでも安心して暮らせるまち
 (4) 高齢者の生活を支えるサービスの実施

資料

■ 現状と課題

年々、高齢化率が高くなり、一人暮らし高齢者も増加する中で、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる環境や体制整備が必要です。

介護保険サービスを高齢者福祉の主要なサービスとして位置づけるとともに、今後高齢化による介護給付費の増大が予想されることから、介護予防事業など地域支援事業をさらに充実させるとともに、事業者の運営状況を把握し、適時・適切な指導を行うことにより、利用者への適切な介護サービスの提供を確保していく必要があります。

また、高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者の割合も高くなることから、地域における安心した生活を継続できるよう、認知症についての正しい知識を多くの市民が持ち、見守り体制を整備することが必要です。

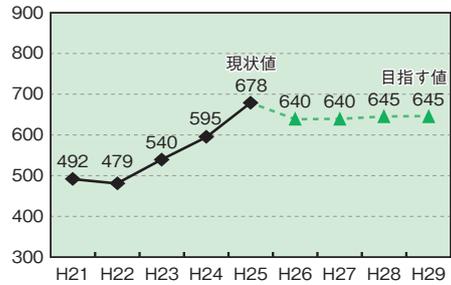
さらに、生きいきとした高齢期を送るためには、健康づくりなど自助への取組を促すほか、一人ひとりが生きがいを持って過ごすための支援が必要であり、行政、市民、事業者、ボランティア組織の積極的かつ主体的な取組や情報の提供・共有が必要です。また、高齢者の就労に向けた条件整備、就業支援、相談を充実させる必要があります。

■ 具体的な事業

- ① 1 介護予防事業の推進 (介護保険課)
- ① 2 生活機能低下者把握事業 (介護保険課)
- ① 3 シルバー人材センターへの支援 (高齢福祉課)
- ① 4 地域ボランティア講座 (高齢福祉課)
- ② 1 認知症サポーター等養成事業 (介護保険課)
- ② 1 徘徊高齢者模擬訓練 (介護保険課)
- ② 2 地域包括支援センター事業 (介護保険課)
- ② 3 緊急通報システム (高齢福祉課)
- ② 3 位置情報提供システム (高齢福祉課)
- (仮称) 高齢者見守りネットワーク (高齢福祉課)
- ひとり暮らし高齢者調査 (高齢福祉課)
- 災害時要援護者避難支援事業 (高齢福祉課)
- ② 4 高齢者虐待防止にかかる関係機関との連携 (高齢福祉課)
- ③ 1 どこでも講座・窓口等での案内 (介護保険課)
- ③ 2 介護保険運営協議会の設置・介護保険事業計画の策定 (介護保険課)
- ③ 3 医療との突合・給付費通知発送 (介護保険課)
- ③ 4 事業所への実地調査 (介護保険課)
- ③ 5 グループホーム、認知症対応型デイサービスセンターを各1ヶ所開設 (介護保険課)
- ③ 6 口座振替納付の推奨 (介護保険課)

■ 指標

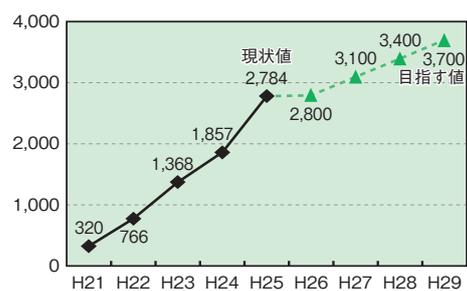
① 介護予防等の事業実施回数 (回)



【この指標について】

市、地域活動団体及び民間事業者による健康づくり、生きがいづくり、介護予防等の事業実施数 (一次予防事業)。高齢者の増加を見込んで実施回数の増加を目指します。(介護保険課)

② 認知症サポーター養成数 (人)



【この指標について】

認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を応援する人 (サポーター) の養成数。引き続き、養成講座等を実施し、年間300人程度のサポーターを養成することを目指します。(介護保険課)

③ 地域密着型サービス事業所数 (箇所)



【この指標について】

市内の地域密着型サービス事業所の数。要介護や要支援状態となっても可能な限り、住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるよう、地域密着型サービス事業所の整備を進めます。計画期間中にグループホーム、認知症対応型デイサービスセンター各1ヶ所の整備を目指します。(介護保険課)

小分野
4-(4)-①

高齢者保健福祉

4年後のまち

- ① 市民が国民年金の制度を理解し、年金保険料を支払っている。
- ② 国民健康保険制度等の健全な運営が図られ、誰もが安心して医療を受けている。
- ③ 生活保護制度が適正に運用され、生活に困窮している方の自立支援、就労支援が行われている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 20歳以上の市民は年金制度に加入し、年金保険料を納付する。
- ① 医療保険等に加入し、保険料を納付する。また、健康管理や生活習慣の改善に心がけ、適切に医療機関を利用する。
- ② ジェネリック医薬品^{※1}を希望する。

市民2人以上でできること

- ② 地域において健康づくりを推進する。
- ③ 生活の安定と自立、自助を支援するため、民生委員や関係機関の協力を得ながら日常的な相談などの地域福祉活動を行う。

事業者でできること

- ② 従業員の年金受給権の確保、医療保険への加入に努める。
- ② 従業員の健康管理に配慮する。
- ③ ジェネリック医薬品を調剤するよう努める。

行政の4年間の主な取組

- ① 国民年金保険料未納等により、「無年金者」または「低年金受給者」の増加が予想されることから、広報紙等による年金制度の周知・啓発を図ります。(高齢福祉課)
- ② 年金相談等については、専門的な知識をもった相談員(社会保険労務士)の配置や分かりやすいパンフレット等を作成し、相談体制の充実を図ります。(高齢福祉課)
- ③ 年金制度改正や充実について国への要望を実施します。(高齢福祉課)
- ② 国民健康保険制度の給付内容や保険税負担など、周知・啓発の強化を図るとともに、医療費の適正化を進めていくための情報提供に努めます。(国保医療課)
- ② 国保保険料確保のため、口座振替納付の推奨など、納付しやすい環境づくりに努めます。(国保医療課)
- ③ 個人及び地域において、健康づくりを推進していけるような体制を整えます。(健康課・国保医療課)
- ④ 事業者への適時・適切な情報提供を行い、指導の充実を図ります。(国保医療課)
- ③ 生活保護について、被保護者の状況や自立阻害要因を類型化し、それぞれの類型ごとに対応する個別の支援プログラムを策定します。また、これに基づき個々の被保護者に必要な支援を組織的に実施します。(保護課)

※1 ジェネリック医薬品：厚生労働省が先発医薬品と同等と認めた医薬品。先発医薬品の特許満了後に、先発医薬品と同じ有効成分を同量含んでおり、(先発医薬品と)同等の効能や効果が得られる医薬品。先発品に比べ安価であるため、高騰し続けている医療費全体の削減や医療保険料(税)の抑制につながる。生駒市では、国民健康保険制度、市財政の健全化及び市民の医療費削減等を目的とし、平成24年2月から、全国で初めて「生駒市ジェネリック医薬品推奨薬局」の認定制度を開始するなど、ジェネリック医薬品普及推進事業を行っている。

4 いつでも安全、いつまでも安心して暮らせるまち
 (4) 高齢者の生活を支えるサービスの実施

資料

■ 現状と課題

将来「無年金者」または「低年金受給者」になる可能性のある人が増加しており、制度全体の見直しや将来に向け恒久的な年金制度の構築が望まれています。

また、現行の国民健康保険制度は、行き詰まっており、1市町村の努力では解決できないため、平成29年度目途として、都道府県単位の広域化が予定されています。

国民健康保険のサービスを安定的に提供するため、確実な保険料収納対策に加え、年々増加する医療費の実態について市民への情報発信とその適正化への取組が必要です。

公平な保険料を納付していただくためには、納付期限等の周知徹底を図り、確実な保険料納付につなげる必要があります。

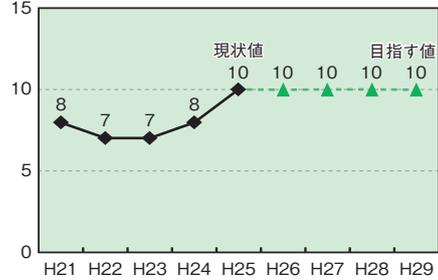
生活保護世帯については、倒産やリストラによる収入の減少、高齢、母(父)子、傷病、障がいによる要援護世帯の増加など、本市においても増加傾向にあります。これらの世帯が抱える問題には、経済的な援助はもとより、福祉、保健、医療をはじめとする様々な分野の施策が必要です。このため、関係機関との協力のもとに、個々の世帯の実情に応じたきめ細かな対応がより一層重要となっています。

■ 具体的な事業

- ①1 国民年金制度の周知・啓発事業(高齢福祉課)
- ①2 国民年金相談事業(高齢福祉課)
- ①3 奈良県都市国民年金業務連絡協議会を通じた国への要望活動(高齢福祉課)
- ②1 医療費適正化事業(国保医療課)
- ②2 口座振替納付の推奨(国保医療課)
- ②3 各種健康増進事業(健康課)
保健事業(国保医療課)
- ②4 趣旨普及事業(国保医療課)
- ③1 生活保護受給者の自立支援(保護課)

■ 指標

① 国民年金制度についての啓発回数(回)



【この指標について】

国民年金制度への理解を促し、確実な保険料納付につながるよう、国民年金制度の周知や保険料納付督促についての啓発を広報紙やホームページを媒体として定期的に行います。(高齢福祉課)

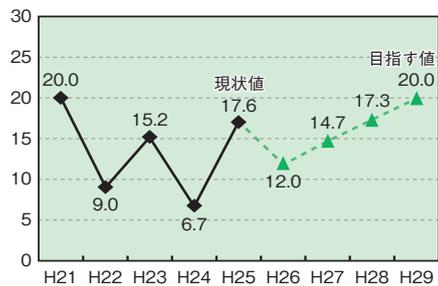
② 国保被保険者一人当たり医療費(円)



【この指標について】

医療費(診療費を含む)/平均被保険者数。高齢化及び医療の高度化により増加していく傾向にありますが、国や県とともに進める医療費の適正化等により、現状の水準を維持することを目指します。(国保医療課)

③ 就労支援達成率(%)



【この指標について】

厚生労働省の指導による取組であり、生活保護受給者の就労の度合いを示します。安定した収入を得て自立できるように、就労支援や指導を行います。(保護課)

小分野
4-(4)-②

社会
保障

4年後のまち

- ① 障がい者が住み慣れた地域の中で、自立して生活している。
- ② 障がいのある人とない人が、互いに理解し、尊重し合う考えが広がっている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ②1 障がい者や障がい特性の理解を深める。

市民2人以上でできること

- ①1 障がい者が、地域活動などに参加しやすい体制を整える。
- ②1 積極的にボランティア活動に参加するなど、地域でお互いに助け合う。
- ②2 地域生活に支援が必要な障がい者への見守りや、関係機関へ情報を提供する。

事業者でできること

【福祉事業者】

- ①1 地域ニーズに応じたサービスを提供する。
- ①2 障がい者の支援施設を整備する。

【一般事業者】

- ①3 障がい者の自立支援の一環として、就労機会を確保する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 関係機関と連携しながら、障がい者の雇用・就労の実態を踏まえ就労機会の拡大と雇用の安定を支援し、山麓公園の施設を就労支援施設として活用します。(障がい福祉課)
- ①2 障がい者の支援施設の充実を図られるよう、支援します。(障がい福祉課)
- ①3 障がい者の社会参加と自立生活を支援するため、地域生活支援事業の充実を図ります。(障がい福祉課)
- ①4 障がい者を支援する事業者が適切なサービスを提供できるようサポートします。(障がい福祉課)
- ①5 住民や事業者代表等の参加による自立支援協議会の運営により、地域の課題の協議やネットワークを構築します。(障がい福祉課)
- ①6 市民活動推進センターららポートとの連携を図ります。(障がい福祉課)
- ①7 障がい者が適切にサービスを利用できるよう、各種相談機関や福祉施設等における相談機能の充実を図るとともに、関係機関が連携した支援体制を整えます。(障がい福祉課)
- ①8 個々の障がいの状態や家庭環境に応じて、障がい児や発達に遅れのある子どもの早期療育や相談体制の充実を図ります。(障がい福祉課)
- ①9 障がい者が子育てすることへの支援に取り組めます。(障がい福祉課)
- ②1 障害者週間やイベントなどの機会を通じて、障がい者を正しく認識し、理解するための啓発・広報活動に努めます。(障がい福祉課)
- ②2 障がい者の権利擁護のための取組を推進します。(障がい福祉課)

4 いつでも安全、いつまでも安心して暮らせるまち
 (5) 障がい者の生活を支えるサービスの実施

資料

■ 現状と課題

「措置制度」から「支援費制度」、「障害者自立支援法」と、障がい者への福祉サービスの制度が変遷する中、本市では、利用者の視点に立ったサービスの提供を目指し、障がい者が身近なところでサービスを利用できるよう取組を進めてきました。

平成25年4月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行され、障がい福祉サービスに加え、今後さらに、障がい者一人ひとりの状況に応じた支援を適切に総合的に行っていく必要があります。

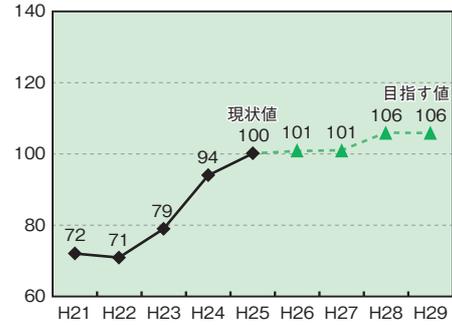
また、市民一人ひとりが障がいの有無にかかわらず、互いに尊重し合い、支え合う社会を築く考え方を広めていく必要があります。

■ 具体的な事業

- ①1 障がい者優先調達推進法に基づく優先調達方針の策定（障がい福祉課）
障がい者の就労支援に係る授産品販売事業（障がい福祉課）
就労支援施設の誘致（障がい福祉課）
- ①2 障がい者福祉計画の策定（障がい福祉課）
- ①3 地域生活支援事業の充実（障がい福祉課）
福祉センター事業の充実（障がい福祉課）
- ①4 サービス等利用計画作成マニュアルの作成や研修（障がい福祉課）
- ①5 障がい者地域自立支援協議会の運営（障がい福祉課）
- ①6 市民活動推進センターららポートとの連携（障がい福祉課）
- ①7 障がい者生活支援センターの運営（障がい福祉課）
- ①8 サポートブックの作成（障がい福祉課）
障がい児相談支援事業（障がい福祉課）
- ①9 障がい福祉サービスの支給決定（障がい福祉課）
- ②1 あいサポーター養成事業（障がい福祉課）
生駒市役所における障がい者職場体験受入事業（障がい福祉課）
- ②2 障がい者虐待防止事業（障がい福祉課）
成年後見制度推進事業（障がい福祉課）

■ 指標

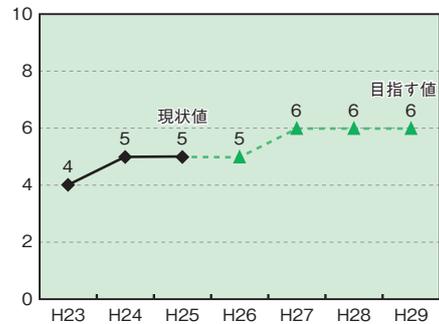
① 市内の福祉サービスの事業数（箇所）



【この指標について】

市内にある福祉サービスの指定事業数。増加する障がい者数に対してサービス供給量を確保するため、事業所の増加を目指します。（障がい福祉課）

② 障がい者理解に向けた啓発事業の回数（回）



【この指標について】

講演会や相談会等の実施回数。障がい者に対する市民の理解を深めるとともに、住み慣れた地域における障がい者の生活支援の充実を図ります。（障がい福祉課）

小分野
4-(5)-①

障がい者保健福祉

4年後のまち

- ① 公共施設や道路等のバリアフリー化が一層進められ、高齢者や障がい者をはじめ、安心して利用できるようになっている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① バリアフリー、ユニバーサルデザイン※2の考えに基づいた人に優しいまちづくりに理解を示す。
- ② 歩道上に自転車や障がいとなるものを放置しない等、歩行者空間を妨げないよう心がける。

市民2人以上でできること

- ① 歩道整備等が必要と思われる箇所を調べたり点検して、市に連絡する。

事業者でできること

- ① 店舗などのバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を進める。
- ② 駅舎のバリアフリー化を進める。
- ③ ノンステップバスの導入を進める。

行政の4年間の主な取組

- ① 誰もが安全で快適な歩行空間を確保するため、計画的に段差の解消等歩道のバリアフリー化を進めます。(管理課)
- ② 奈良県住みよい福祉のまちづくり条例※3に基づき、事業者等への指導・助言を行います。(建築課)
- ③ 高齢者や障がい者だけでなく、誰もが利用しやすい施設づくりを目指し、庁舎や学校施設、保育施設など市の公共建築物をはじめ、公園などで段差の解消、スロープ、手すりの設置等バリアフリー化を進めます。(営繕課)
- ④ 公共施設において、大きな文字、サインによる表示、障がい者等に対応したトイレなどの設置を進めます。(営繕課)
- ⑤ 市が新たに整備する施設等においては、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの考えを取り入れた施設設計を行うよう努めます。(営繕課)



バリアフリー化された歩道

※1 バリアフリー(化)：小分野2-(4)-③参照

※2 ユニバーサルデザイン：障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、できるだけすべての人が利用しやすいように配慮された環境や建物、製品などのデザイン(設計)を指す。

※3 奈良県住みよい福祉のまちづくり条例：障がい者、高齢者等をはじめ全ての県民にとって安全で快適な生活環境の整備を推進し、県民の福祉の増進を目的として制定された条例。条例に基づき、百貨店、レストラン、店舗などの公共的施設に福祉的整備をし、整備基準への適合を求めるとともに、整備基準を満たした公共的施設に適合証を交付している。

4 いつでも安全、いつまでも安心して暮らせるまち
 (6) 人にやさしい都市環境の整備

資料

■ 現状と課題

障がい者や高齢者などが一般社会の中で、障がいのない人と同じように普通に生活することができる社会をつくるノーマライゼーションの考え方や、バリアフリーの概念の普及により、誰もが安心して快適に利用できる施設、設備、機能が求められています。

本市では、道路や公園、市の施設において段差の解消、スロープの設置など、計画的にバリアフリー化を進めています。

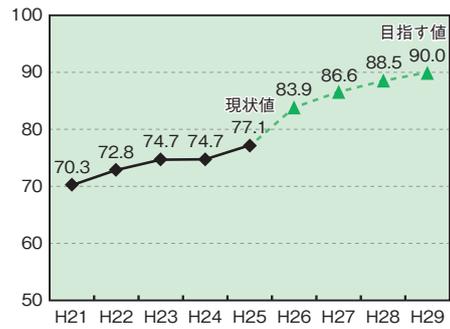
今後においても施設等のハード面の整備とともに、情報発信などソフト面での配慮・工夫に取り組んでいく必要があります。

■ 具体的な事業

- ①1 歩道の切下げ、点字ブロック及び区画線の整備（管理課）
- ①2 奈良県住みよい福祉のまちづくり条例に基づく助言・指導（建築課）
- ①3 公共施設のバリアフリー化の推進（営繕課）
- ①4 ユニバーサルデザインに配慮した公共施設整備の推進（営繕課）
- ①5 ユニバーサルデザインに配慮した公共施設整備の推進（営繕課）

■ 指標

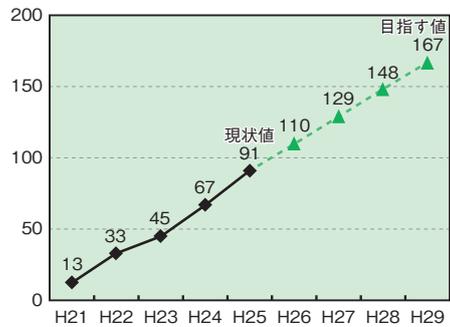
①1 幹線道路におけるバリアフリー化された歩道延長の割合（％）



【この指標について】

幹線道路におけるバリアフリー化された歩道延長の割合。
 道路や地形的な環境から、実現可能な値として平成29年度には90%を目指します。（管理課）

①2 奈良県住みよい福祉のまちづくり条例に基づく届出件数〔累計〕（件）



【この指標について】

奈良県住みよい福祉のまちづくり条例に基づき、商業施設や病院など多くの方が利用する建築物等のバリアフリー化を促進することにより、障がい者、高齢者をはじめとするすべての市民が安全で快適に利用できる建築物や生活環境の整備を推進しています。（建築課）

小分野
4-(6)-①

バ
リ
ア
フ
リ
ー

4年後のまち

- ① 防災・減災のため、耐震化などの予防対策が進んでいる。
- ② 災害発生時に安全に避難できる体制が整っている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 1 所有または管理する建築物・擁壁・堀の耐震化等安全性の向上を図る。
- ② 2 災害時に迅速に避難できるように、非常持出品の準備や避難経路を確認するなど日頃から心がける。

市民2人以上でできること

- ① 1 市が作成したマニュアルシートをもとに、所有するため池を適切に管理する。
- ② 1 過去の災害状況や総合防災マップ等で、地域の危険箇所や避難経路を確認し避難計画を作成する。

事業者でできること

- ① 1 電気・ガス等の事業者はライフラインの耐震性を高める。
- ① 2 建設関係事業者は耐震性のある建築物等を建設する。
- ① 3 所有または管理している建築物の耐震化等安全性の向上を図る。
- ② 1 福祉関係事業者は福祉避難所として災害時要援護者の受入れ体制を整える。

行政の4年間の主な取組

- ① 1 市民や建築物の所有者が耐震診断や耐震改修に踏み出せるよう、耐震診断・改修補助事業を継続するとともに、一般的な相談、建築物に関する専門的な相談を継続して実施します。(建築課)
- ① 2 耐震診断に基づき市庁舎及び市民体育館の適切な改修を実施します。(総務課・スポーツ振興課)
- ① 3 河川等の適正な維持管理及び水防倉庫の資機材管理等の水防対策を行います。(管理課)
- ① 4 大和川流域総合治水対策事業として、ため池治水利用施設の整備を行います。(土木課)
- ② 1 災害発生に備えて、防災拠点に資機材等を整備します。(危機管理課)
- ② 2 災害情報等の提供について多様な情報伝達手段を検討し導入を図ります。(危機管理課)
- ② 3 避難計画の作成を支援するため、総合防災マップ等を用いて危険箇所についての確かな情報提供に努めます。(危機管理課・事業計画課・建築課)
- ② 4 災害時の緊急車両や救援物資の輸送路として位置づけられている緊急輸送道路上の橋梁について、優先的に耐震化を実施することで、災害時の通行機能を確保します。(土木課・事業計画課)
- ② 5 地域防災計画を見直し、広域的な連携体制を含め、大規模災害発生時に迅速に対応できる体制を整えます。(危機管理課)

現状と課題

地震や風水害などによる大規模な災害から、市民を守り、被害を最小限にとどめるための防災対策が重要になっています。

本市では、災害に備え各種設備の拡充や体制の確立を進めるとともに、総合防災マップ等を配布し、危険な場所の周知や取組等の情報を提供し、市民の防災意識の啓発を行っています。今後も多様な方法で情報提供や支援を行い、防災・減災意識の向上に努めていく必要があります。

さらに、市有建築物の耐震化を計画的に進めるとともに、一般建築物の耐震化のための各種補助金や相談窓口を実施し、耐震化を促進していく必要があります。

一方、都市化の進展により、雨水の貯留・浸透機能は年々失われつつあります。これに加え、近年局地的に集中豪雨が頻発しており、水害の発生により拍車をかけています。今後も計画的、継続的な河川改修や調整池の整備等が必要です。

また、ため池について、地元において維持管理していく上で費用負担が伴うため、支援していく必要があります。

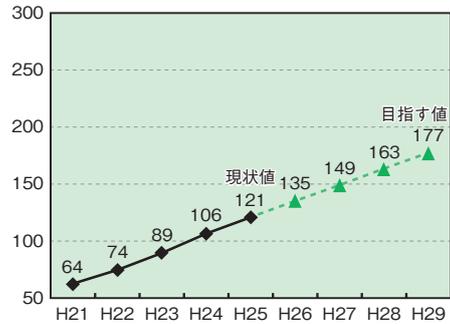
さらに、災害発生時に速やかに対処するために、対応のマニュアル化や情報提供システムを構築し、防災体制を充実させていくことが必要です。

具体的な事業

- ①1 各種耐震診断・改修補助事業（建築課）
- ①2 市庁舎耐震改修事業（総務課）
市民体育館耐震改修事業（スポーツ振興課）
- ①3 調整池浚渫事業（管理課）
- ①4 竜田川流域総合治水対策事業（土木課）
- ②1 避難所等整備事業（危機管理課）
- ②2 災害時情報伝達手段確立事業（危機管理課）
- ②3 防災・減災啓発事業（危機管理課）
生駒市耐震改修促進計画の推進（建築課）
- ②4 橋梁耐震化事業（土木課・事業計画課）
- ②5 地域防災計画改定事業（危機管理課）

指標

① 改修補助等により耐震化した住宅の件数【累計】（件）

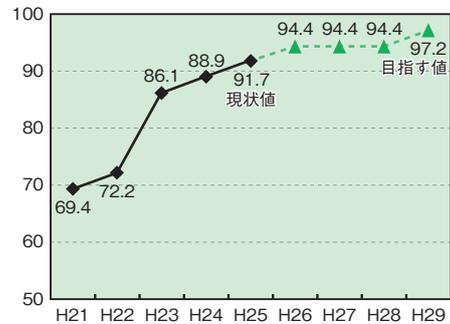


【この指標について】

住宅の耐震改修工事の補助制度等を利用して耐震化された住宅の累計件数。

住宅の所有者が自ら「生命・財産を守る」ことを基本としつつ、そのための支援として補助制度の利用を促進し、災害に強い安全な住宅環境の確保を目指します。（建築課）

② 避難施設の耐震化率（％）



【この指標について】

避難所36箇所に対する耐震基準を満たしている避難所の割合。

災害時に重要な拠点となる避難施設の耐震化を、優先的かつ計画的に進めます。（危機管理課）

4年後のまち

- ① 地域で自主防災会の結成が進み、防災訓練の実施が活発になっている。
- ② 防災・減災に対する意識が高まり、各家庭で災害への備えに取り組んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 地域の自主防災会の訓練等に参加する。
- ② 防災に対する意識を持ち、食料や飲料水、燃料などの非常持出品を準備するなど、災害への備えを行う。
- ③ 家具の転倒防止など安全対策をとる。
- ④ 勤務先での被災に備え、無理に帰宅を急がず勤務先に留まるための準備をするとともに、自宅に帰宅する場合に備え、普段から帰宅経路等を確認しておく。

市民2人以上でできること

- ① 地域内で自主防災会を設立し、地域防災力の向上を図る。
- ② 災害時には、初期消火活動や救助、救護活動に当たる。

事業者でできること

- ① 事業所における防災訓練を実施する。
- ② 災害時に市民や地域と連携し、初期消火活動や救助、救護活動を行う。
- ③ 事業所施設・設備の災害に対する安全性を高める。
- ④ 防災用資機材の点検と備蓄を行うとともに、災害時に物品提供などの協力をを行う。

行政の4年間の主な取組

- ① 自主防災会の結成を促進し活動の活性化を図るための支援を行います。(危機管理課)
- ② 各種市民団体等による訓練を支援します。(危機管理課)
- ③ 自主防災会、事業者等、複数の団体が連携できる防災訓練を実施します。(危機管理課)
- ④ 住民・地域向けのパンフレットや各種ハザードマップの作成、広報紙・ホームページの活用、防災訓練、出前講座による防災教育など様々な方法で、防災に関する情報を提供し、市民の防災意識の醸成を図るための啓発活動を行います。(危機管理課)
- ⑤ 防災用品の紹介等を行い、各家庭での家具の転倒防止策や家庭内備蓄を推進します。(危機管理課)
- ⑥ 災害時徒歩帰宅訓練を実施します。(危機管理課)



自主防災会訓練

資料

■ 現状と課題

近年、各地で災害が続き、市民の安全・安心に対する関心が高まっています。

本市では、住宅開発による新しい住民の増加、さらに価値観の多様化や核家族化の進行に伴い、地域のコミュニティ意識が希薄になっています。また、昼間は女性、子ども、高齢者の割合が高く、災害が発生した場合の体制を整備する必要があります。

また、近い将来発生するといわれている南海トラフ巨大地震など大規模広域災害が発生した場合、市役所・消防・警察など公的機関による消火・救出・救護活動（公助）には、限界があります。

災害時に円滑な避難・救援を行えるようにするためには、自主防災組織の育成を支援し、地域コミュニティ意識の向上と防災知識の普及を図っていくとともに、市民参加による実践的な防災訓練等を実施し、地域の防災力の向上を図っていく必要があります。

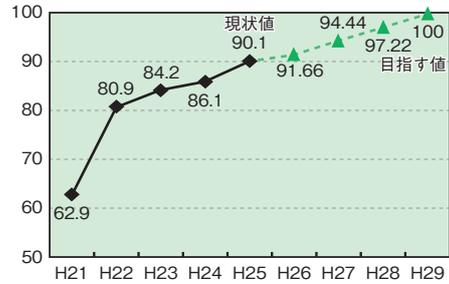
また、学校や企業を含めた地域防災力を向上させるため、多様な方法で防災意識の啓発と知識の向上を図ることが必要です。

■ 具体的な事業

- ①1 自主防災会活動促進事業（危機管理課）
- ①2 自主防災会活動促進事業（危機管理課）
- ①3 自主防災会活動促進事業（危機管理課）
- ②1 防災・減災啓発事業（危機管理課）
- ②2 防災・減災啓発事業（危機管理課）
- ②3 災害時徒歩帰宅訓練の実施（危機管理課）

■ 指標

①1 自主防災組織の組織率（%）



【この指標について】

市全体の世帯数に対する自主防災会のある地域の世帯数の割合。
生駒市地震防災対策アクションプログラムの目標値（平成24年76%）を踏まえ、地域での災害に対する即応力を高めるため、自主防災組織の設置を促進します。（危機管理課）

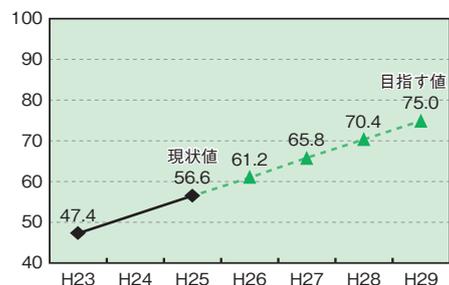
①2 自主防災組織が主体となった災害対応訓練の実施率（%）



【この指標について】

年1回以上、主体的に災害対応訓練を実施している自主防災会の割合。
生駒市地震防災対策アクションプログラムの目標値（平成24年100%）を踏まえ、全自主防災会が災害等の対応訓練を実施していることを目指します。（危機管理課）

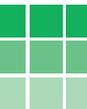
② 家庭内備蓄や家具転倒防止等の家庭での実施率（%）



【この指標について】

家庭内備蓄や家具転倒防止等、災害時に対して何らかの備えを行っている家庭の割合。
平成23年度実施の「たけまるモニター」で47.4%であったのを踏まえ75%の実施率を目指します。（危機管理課）

小分野
4-(7)-②



自主防災

4年後のまち

- ① 市民に火災予防の意識が浸透し、各自が防火対策を行っている。
- ② 消防力が強化され、消火、救急体制の整備が進んでいる。
- ③ 救急現場に居合わせた人が、救命処置を実施することにより、救命率が向上している。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 火の取扱いに注意する。
- ② 住宅用火災警報器を設置する。
- ③ 防火講習・避難訓練に参加する。
- ④ 救命講習会に積極的に参加し、救命手当の仕方を身につける。

市民2人以上でできること

- ① 自主防災活動に参加する。
- ② 救命処置が必要な人を見たら積極的な救命処置の連携を行う。

事業者でできること

- ① 従業員や来店客を想定した避難訓練を行う。
- ② 初期消火活動や救助及び救護活動に当たる。

行政の4年間の主な取組

- ① 出火防止、防火指導の強化や火災予防広報、防火意識の啓発を推進します。(予防課)
- ② 住宅用火災警報器について、消防ホームページ及び広報紙による普及啓発や、一人暮らし高齢者宅及び一般家庭に対して防火訪問を実施し、未設置世帯への設置の促進を図ります。(予防課)
- ③ 防火指導や防災訓練に、地域の自治会や事業所等の積極的な参加を促進します。(予防課)
- ④ 一人暮らしの高齢者宅を防火訪問し、火災予防活動を推進します。(予防課・消防署)
- ⑤ 多種多様な災害に対応できるよう消防活動訓練の強化を行います。(消防署)
- ⑥ 事業所や店舗等へ立入検査を行い、火災予防上不備な点や危険箇所を改修するよう指導します。(予防課・消防署)
- ⑦ 消火、救急及び救助活動に使用する消防車両等の機械器具の整備や維持管理を行います。(警防課)
- ⑧ 消防水利(消火栓、防火水槽など)を常時使用可能となるよう管理を行います。(消防署)
- ⑨ 広域的な災害に対応するため、近隣市町村と連携し、迅速かつ集中的な指令業務を行うため、奈良市と共同運用の整備を行います。(警防課)
- ⑩ 消防団活動の充実を図るため、消防学校等の団員研修の受講や各種訓練へ積極的に参加します。(総務課)
- ⑪ 市民の方々に救命手当の仕方を身につけてもらえるよう、救命講習会を実施します。(消防署)
- ⑫ 救急体制の充実強化と、救急救命士の養成や処置範囲拡大に対応する研修及び再教育を行うとともに、医療機関との連携をさらに深め、高度な救命処置の実施による救命率の向上を図り、救急業務高度化を推進します。(警防課)

4 いつでも安全、いつまでも安心して暮らせるまち
(7) 地域防災体制の充実

資料

■ 現状と課題

市民への防火啓発や、建築物の検査等を積極的に行い、火災予防に努めるとともに火災による死者の発生を最小限にするため、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化されたことを受け、実態を把握し設置の推進に努めています。

大規模地震の発生や、近年の災害の多様化、大規模化、市民ニーズの変化など消防を取り巻く環境の変化に適確に対応するためには、消防本部・消防署の消防力を強化し、大規模災害には、大きな戦力となる消防団の強化や、広域的な応援体制も推進しなければなりません。

複雑な災害対応、広域的な応援や財政面の効率化等を図るためには、本市と奈良市がそれぞれで行っていた通信指令業務を共同して、運用する必要があります。

また、高齢者や軽症者の要請などにより増加している救急出動に対応するため、救急医療体制を強化するとともに、救急車の適正利用の対策を進めなくてはなりません。

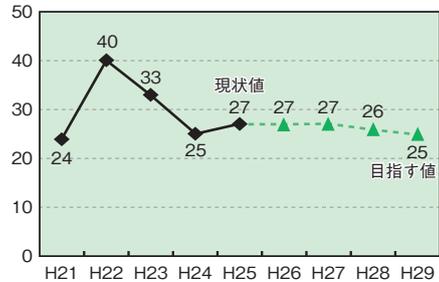
これらの対策とともに、救急救命士の養成など多様な専門分野に対応できる職員を育成していく必要があります。

■ 具体的な事業

- ① 1 火災予防運動・防火広報活動（予防課）
- ① 2 防火訪問等による住宅用火災警報器設置促進（予防課）
- ① 3 防火・防災訓練促進及び指導（予防課）
- ① 4 一人暮らし高齢者宅防火訪問（予防課・消防署）
- ② 1 消防活動訓練の強化（消防署）
- ② 2 立入検査（予防課・消防署）
- ② 3 消防車両・消防機械器具の整備（警防課）
- ② 4 消防水利の管理（消防署）
- ② 5 通信指令業務共同化事業（警防課）
- ② 6 消防団活動の充実強化（総務課）
- ③ 1 救命講習会（消防署）
- ③ 2 救急業務の高度化（警防課）

■ 指標

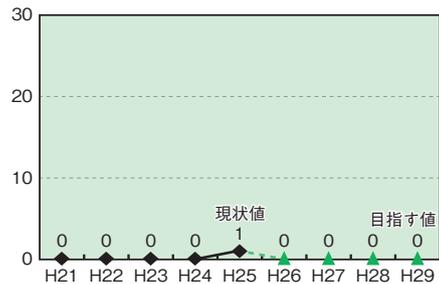
① 年間火災発生件数（件）



【この指標について】

建物のほか、林野や車両などの火災発生件数。（年単位）防火意識の啓発などにより過去5年間（平成20～24年）の平均発生件数（31件）より少なくなることを目指します。（予防課）

② 年間延焼棟数（棟）



【この指標について】

火災における延焼（出火元以外へ火が燃え広がること）した棟数。（年単位）速やかな消火活動により、延焼させないことを目指します。（予防課）

③ 救命講習会の受講者数（人）



【この指標について】

市が実施する救命講習会の受講者数。（年度単位）救命率の向上を図るためには、救急現場に居合わせた人による救命処置が重要となります。市民の方々に救命手当の仕方を身につけてもらえるよう、救命講習会への参加を促進し、受講者数の増加を目指します。（消防署）

小分野
4-(7)-③



消防

4年後のまち

- ① 歩行者も交通用具利用者もみんなが、交通ルール・交通マナーを守る意識が高まり、安全に道路が利用されている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 交通ルール、交通マナーを守る。
- ② 迷惑駐車・駐輪をしない。
- ③ チャイルドシートやシートベルトを着用する。
- ④ 反射材やヘルメットなどの交通安全グッズを装着、着用する。

市民2人以上でできること

- ① 不法駐車、迷惑駐車・駐輪防止のための啓発を推進する。
- ② 交通ルール、交通マナーを守るように啓発を行う。

事業者でできること

- ① 交通ルール、交通マナーを守る。
- ② シートベルトを着用する。
- ③ 従業員への安全運転教育・対策を行う。

行政の4年間の主な取組

- ① 広報紙・ホームページによる啓発、交通安全運動等を実施し、交通安全の啓発に努めます。(生活安全課)
- ② 高齢者の交通安全意識の高揚を図り、高齢者の交通安全の模範となるシルバーリーダーを委嘱するとともに、高齢者自転車大会を開催します。(生活安全課)
- ③ 保育園・幼稚園・小中学校において、交通指導員による交通安全教室を行います。(生活安全課)
- ④ 不法・迷惑駐車・駐輪を防止するため、地域や関係機関と連携して啓発を行います。(生活安全課)
- ⑤ 生駒・東生駒駅周辺を違法駐車等防止重点地域に指定し、交通指導員による巡回・啓発活動を行います。(生活安全課)
- ⑥ 生駒駅・東生駒駅・白庭台駅・学研北生駒駅周辺を自転車等放置禁止区域に指定し、放置自転車等の撤去を重点的にを行います。(生活安全課)
- ⑦ 交通事故が多発する交差点や危険箇所を把握し、信号機や横断歩道などの設置、ゾーン30の指定を関係機関に要望します。(生活安全課)
- ⑧ カーブミラー、ガードレール等の交通安全施設を整備・管理します。(土木課)
- ⑨ 教育委員会、道路管理者、各学校、PTA(育友会)及び警察において通学路の合同点検を毎年実施し、対策箇所と対策状況について公表します。(教育総務課・生活安全課・土木課・事業計画課)

資料

■ 現状と課題

交通事故の発生件数や死傷者数は、交通安全意識の啓発のほか、シートベルトの着用、飲酒運転事故の減少などから、近年、減少傾向にあります。高齢者が占める割合は増加傾向にあります。高齢化が進む中、高齢者自身の交通安全意識の向上を図るとともに、他の世代においても、高齢者に配慮した交通マナーを啓発・実践する必要があります。

また、自動車の保有台数は増加しており、今後も安全対策が重要です。

幼児から成人まで、段階に応じた交通安全教育を行い、交通安全の重要性を認識してもらうとともに、近年増加している自転車による事故についても、安全利用に関して指導を行っていく必要があります。さらに、交通安全思想を普及するため、啓発・教育の手法を見直す必要があります。

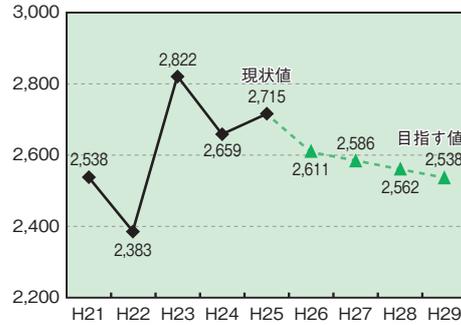
道路においては、子どもを事故から守り、高齢者、障がい者が安全にかつ安心して外出できるように、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において歩道を積極的に整備していくとともに、危険箇所の整備、交通安全施設の整備・管理、ゾーン30の指定を推進していくことが必要です。

■ 具体的な事業

- ①1 交通安全啓発事業（生活安全課）
- ①2 高齢者交通安全推進事業（生活安全課）
- ①3 交通安全教室の開催（生活安全課）
- ①4 不法・迷惑駐車・駐輪防止事業（生活安全課）
- ①5 重点地域違法駐車防止事業（生活安全課）
- ①6 放置自転車撤去事業（生活安全課）
- ①7 交通危険箇所の把握（生活安全課）
- ①8 交通安全施設整備事業（土木課）
- ①9 通学路安全対策事業（教育総務課・生活安全課・土木課・事業計画課）

■ 指標

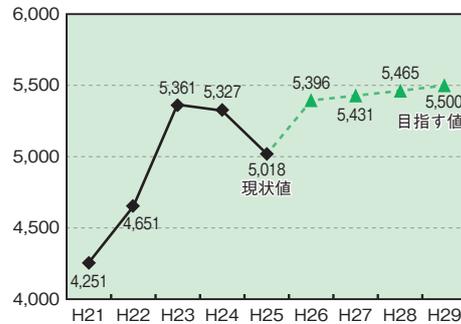
①1 交通事故の発生件数（件）



【この指標について】

人身事故及び物損事故の年間の発生件数。
本市の交通事故発生件数は、類似団体の中でも低い水準にあることから、引き続き交通安全に関する啓発や交通安全施設の整備等により、現在の水準以下となることを目指します。（生活安全課）

①2 交通安全教室の参加人数（人）



【この指標について】

市内の保育園・幼稚園・小学校等で実施する交通安全教室への参加者数。
平成29年度には市内すべての保育園・幼稚園・小学校で、交通安全教室を実施することを目指します。（生活安全課）

小分野
4-(8)-①

交通安全

4年後のまち

- ① 防犯意識が高まり、地域内のコミュニケーションが活発で互いの助け合いが広がっている。
- ② 市民の消費生活に関する意識・知識が高まり、消費者トラブルにも適切に対応できている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 地域の犯罪発生情報に注意する。
- ①2 防犯意識を高め、戸締まりを徹底し、外出時の声掛けを行う。
- ②1 消費生活に関する知識や情報を取得する。
- ②2 悪質な事業者等の情報を提供し、また情報を取得する。

市民2人以上でできること

- ①1 地域ぐるみで声かけ・あいさつ運動をする。
- ①2 地域住民への啓発・教育を行う。
- ②1 消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努める。

事業者でできること

- ①1 犯罪に対する情報提供を行う。
- ②1 法令等を遵守した事業活動を行う。
- ②2 商品等の品質に関して必要な情報提供を行う。
- ②3 公正な取引を確保する。
- ②4 苦情に対して適切な処理を行う。
- ②5 市が実施する消費者施策に協力する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 地域による自主防犯の活動・連携を支援・促進します。(生活安全課)
- ①2 関係団体と協力して暴力排除推進協議会の活動を推進します。(生活安全課)
- ①3 関係団体と協力して防犯協議会の活動を支援します。(生活安全課)
- ①4 子どもが犯罪に巻き込まれないよう「子ども110番の家」の設置を推進します。(生活安全課)
- ①5 出前防犯教室を実施し、意識啓発や情報提供を行います。(生活安全課)
- ①6 家庭・地域・学校と連携した防犯教育を行います。(生活安全課)
- ①7 警察などの関係機関との連携による活動を行います。(生活安全課)
- ②1 地域で消費生活に関するトラブルを解決できるよう、地域ボランティア養成講座を開催します。(消費生活センター)
- ②2 消費生活センターのホームページの充実を図ります。(消費生活センター)
- ②3 消費者保護条例に基づき、市民の意見を反映した消費者施策を実施します。(消費生活センター)
- ②4 消費生活に関する相談がしやすく、開かれた相談窓口となるよう努めます。(消費生活センター)
- ②5 消費者保護施策の充実を図るため、国、県、国民生活センターなどの関係機関との連携強化を図ります。(消費生活センター)
- ②6 多重債務者の生活再建支援のため、関係機関や弁護士会・司法書士会との連携強化を図ります。(消費生活センター)
- ②7 消費者保護条例に基づき、事業者に対して適切な指導を行います。(消費生活センター)
- ②8 教育委員会並びに関係機関と連携を図り、消費者教育を推進します。(消費生活センター)

資料

■ 現状と課題

本市においては、住民の防犯に対する意識が高く、暴力や犯罪のないまちづくりの実現のため、暴力排除推進協議会や防犯協議会の設置、子どもたちの安全確保のための「こども110番の家」の設置などを行っています。市内における刑法犯罪発生件数は、平成14年をピークに減少傾向にあります。

消費者保護については、平成20年4月から消費者保護条例が施行され、地域への出前講座や講習会等の実施、相談窓口の充実など、消費生活センター機能の強化を図っています。

今後、防犯については、犯罪の起こりにくい明るいまちづくりの実現のため、地域の自主防犯意識のさらなる高揚を図り、地域の防犯ネットワークの構築を推進していくことが必要です。また、消費者保護については、消費者保護条例の適正な運用を図るための施策を推進していくとともに、地域ボランティアの育成、市民の正確な判断力を高めるための消費者教育及び速やかな情報提供が必要となっています。

■ 具体的な事業

- ①1 自主防犯活動支援・促進事業（生活安全課）
- ①2 暴力排除推進協議会推進事業（生活安全課）
- ①3 防犯協議会支援事業（生活安全課）
- ①4 こども110番の家推進事業（生活安全課）
- ①5 出前防犯教室実施事業（生活安全課）
- ①6 防犯教室実施事業（生活安全課）
- ①7 警察との連携活動（生活安全課）
- ②1 ボランティア養成事業（消費生活センター）
- ②2 情報提供事業（消費生活センター）
- ②3 施策実施事業（消費生活センター）
- ②4 相談事業（消費生活センター）
- ②5 消費者施策充実事業（消費生活センター）
- ②6 生活再建支援事業（消費生活センター）
- ②7 不当取引行為是正事業（消費生活センター）
- ②8 消費者教育推進事業（消費生活センター）

■ 指標

①1 刑法犯罪発生件数（件）



【この指標について】

生駒警察署において強盗や傷害、詐欺などの刑法犯罪の発生があったと認めた件数。本市の刑法犯罪発生件数は、類似団体の中でも低い水準にあることから、引き続き防犯に対する啓発や警察等関係機関との連携により、現在の水準以下となることを目指します。（生活安全課）

①2 出前防犯教室の参加人数（人）



【この指標について】

市が保育園・幼稚園・小学校へ出向いて、子どもたち、保護者及び先生を対象に実施する防犯教室の参加人数。安全意識の高揚を図るため、過去に実施した実績を踏まえて、参加人数の増加を目指します。（生活安全課）

② 消費者相談などの消費者保護対策の満足度（点）

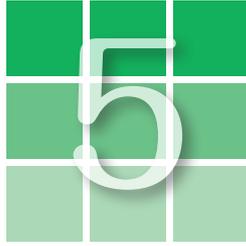


【この指標について】

「市民満足度調査」における一般市民の消費者保護対策に対する満足度を、平成29年度には50点を目指します。（生活安全課・消費生活センター）

小分野
4-(8)-②

防犯・消費者保護



地域の資源と知恵を活かし、にぎわいと活力のあるまち

(1) 学研都市との連携

①学研都市

(2) 農業の振興

①農業

(3) 商業・工業の振興

①企業立地

②商工業

(4) 観光と多様な交流の促進

①観光・交流

4年後のまち

- ① 学研都市に立地している奈良先端科学技術大学院大学や民間企業との地域交流が盛んに行われている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 奈良先端科学技術大学院大学などの学研都市関係機関が開催するセミナーなど、イベントに参加する。
- ② 学研都市関係機関と連携した施策について提案・要望する。

市民2人以上でできること

- ① 奈良先端科学技術大学院大学などの学研都市関係機関が開催するセミナーなど、イベントに協力する。
- ② 奈良先端科学技術大学院大学の研究者を地域で開催するセミナー等に講師として招くなど地域交流を行う。

事業者でできること

- ① 奈良先端科学技術大学院大学などの学研都市関係機関が開催するセミナーなど、イベントに参加・協力する。
- ② 学研都市関係機関と連携した施策について提案・要望する。
- ③ 学研都市関係機関の人材、技術、研究成果を積極的に活用し、付加価値の高い事業活動を行う。
- ④ 産学連携事業を積極的に行う。
- ⑤ 研究者や学生にとって魅力ある研究環境を整える。
- ⑥ 学研都市にふさわしい、周辺環境に配慮した施設の整備を推進する。

行政の4年間の主な取組

- ① 1 奈良先端科学技術大学院大学と連携して行っている学校教育事業等の継続・充実を図ります。(教育指導課)
- ② 2 奈良先端科学技術大学院大学などの学研都市関係機関が開催するセミナーなどイベントを周知・支援します。(都市計画課)
- ③ 3 奈良先端科学技術大学院大学などの学研都市関係機関と連携し、地域交流の機会を設けます。(都市計画課)
- ④ 4 学研都市の建設推進に向けて、公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構との連携の強化を図ります。(都市計画課)
- ⑤ 5 リニア中央新幹線新駅の誘致活動などを行い、関西文化学術研究都市の発展を推進します。(都市計画課)



奈良先端科学技術大学院大学

資料

現状と課題

関西文化学術研究都市は、昭和62年に「関西文化学術研究都市建設促進法」が公布・施行され、国家プロジェクトとして都市建設が進められてきました。本市においては、平成5年に奈良先端科学技術大学院大学の学生受け入れが開始され、産学交流事業や地域交流事業などの活動拠点として高山サイエンスプラザや民間企業の研究施設も立地が進み、平成6年には学研都市全体のまちびらきが行われました。

本市では、公立小中学校で研究者による授業の実施やイベントの支援など、奈良先端科学技術大学院大学との連携による様々な事業を行っていますが、「市民満足度調査」では、市民の役割分担状況として「セミナーなどイベントに参加・協力」を「全く取り組んでいない」と答える人が58.0%になっていることから、PRが不足していると考えられます。

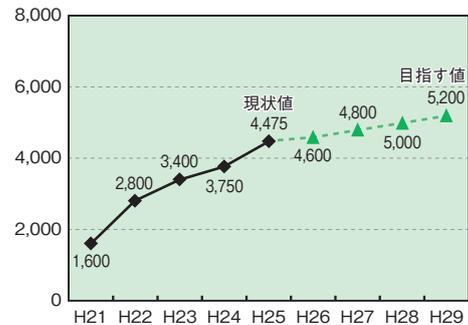
今後、学研都市関係機関との連携をさらに深め、共同による施策の展開とともに、産学官連携により地場産業を育成・支援するなど、学研都市が立地しているという特色を活かしたまちづくりとそのPRが必要となっています。

具体的な事業

- ①1 奈良先端科学技術大学院大学の研究者による特別授業（教育指導課）
- ①2 各種イベント等の広報への掲載（都市計画課）
各種イベント等の後援（都市計画課）
- ①3 市施設における展示の実施（都市計画課）
- ①4 公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構が実施する調査等への協力（都市計画課）
- ①5 リニア中央新幹線新駅（中間駅）誘致事業（都市計画課）

指標

① 高山サイエンスタウンフェスティバルの来場者数（人）



【この指標について】

毎年開催している「高山サイエンスタウンフェスティバル（サイエンスプラザ）」への来場者数。来場者の増加により、学研都市高山地区に立地する施設への関心が高まることで、施設と地域との交流促進を目指します。（都市計画課）

小分野
5-(1)-①

学
研
都
市

4年後のまち

- ① 市民全体により遊休農地^{※1}の解消が進められ、新規就農者への支援及び農業基盤の整備が進んでいる。
- ② 地産地消^{※2}と人に優しい農業を推進し、市民と育む農のあるまちづくりが進んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 農地の保全活動などに協力する。
- ② 積極的に遊休農地活用事業に参加する。
- ③ 新規就農する。
- ④ 地場農産物に関心を持ち、購入する。

市民2人以上でできること

- ① 農業に関するイベントなどに参加する。
- ② 農業体験に参加する。

事業者でできること

【農家】

- ① 遊休農地の増加を防ぎ、地産地消を推進するため、作物の作付けを増やす。
- ② 後継者を育成する。
- ③ 行政が実施する取組に協力する。

【農業者団体】

- ④ 出荷用作物の作付面積を拡大する。
- ⑤ 減農薬栽培に取り組む。

【小売店】

- ④ 行政が実施する取組に協力する。
- ⑤ 地場農産物の販売コーナーを設置する。

行政の4年間の主な取組

- ① 遊休農地の解消を図るため、市民の野菜づくりや、季節感を生かす地域活動を推進していくための相談や支援を行います。(経済振興課)
- ② 遊休農地活用事業の利用者に対して、遊休農地利用開始時に草刈り、耕耘等の支援を実施します。(経済振興課)
- ③ 新規就農者を支援するため、農地の斡旋、農地情報の提供、営農相談、設備投資支援等を行います。(経済振興課)
- ④ 農業基盤の整備や農地の保全等を図るため、ため池や農道、水路等の農業用施設の改修支援、有害鳥獣被害対策に努めます。(経済振興課)
- ⑤ 地産地消を推進するため、市民や事業者が生産、販売、購入、消費できる機会の拡大を図ります。(経済振興課)
- ⑥ 地産地消を推進するため、黒大豆や学校給食用食材の生産拡大、自主的運営農業者団体づくり、地域農産物の加工品化等を図ります。(経済振興課)
- ⑦ 有機栽培の啓発、減農薬の推進、エコファーマーの登録推進を図ります。(経済振興課)
- ⑧ 有機農業がもたらす循環・共生・多様性が環境を改善していく重要な役割であることを啓発します。(経済振興課)
- ⑨ 自然と親しむ人づくりのため、農業体験の実施や農業者と都市住民との交流を図ります。(経済振興課)

※1 遊休農地：現在耕作されておらず、今後も耕作される見込みのない農地。

※2 地産地消：「地元生産-地元消費」を略した言葉で、地元で生産されたものを、地元で消費するという意味で使われる。

資料

■ 現状と課題

本市の農業は、農業振興地域もなく、大都市の近郊であることから宅地開発が進み、住宅や駐車場などへの転用により農地が減少しています。

また、担い手の高齢化や後継者不足の問題、遊休農地の増加等の問題が起きています。

こうしたことから、基本目標として、「遊休農地の活用、地産地消の推進、新規就農者支援、人に優しい農業の推進、市民とともに育む農のあるまちづくり」の5つの目標を掲げた農業ビジョンを策定しました。今後は、ビジョンの実現に向け、都市住民から新規就農者を含めた農業者までのすべての市民とともに、本市の農業の推進と人に優しい生活環境の保全を図るための取組を行っていくことが必要となっています。

■ 具体的な事業

- ①1 遊休農地活用事業（経済振興課）
- ①2 遊休農地活用事業（経済振興課）
- ①3 新規就農者支援事業（経済振興課）
- ①4 土地改良事業（経済振興課）
有害鳥獣捕獲事業（経済振興課）
- ②1 地場野菜販売支援（経済振興課）
青空市場の開催（経済振興課）
- ②2 黒大豆の生産拡大（経済振興課）
学校給食事業（経済振興課）
- ②3 有機、減農薬推進事業（経済振興課）
- ②4 有機、減農薬推進事業（経済振興課）
- ②5 親子ふれあい農業体験事業（経済振興課）

■ 指標

①1 遊休農地活用事業面積（アール）



【この指標について】

遊休農地活用事業で利用されている農地の面積。遊休農地の解消を図るため、農家以外の方の協力を得ながら、耕作面積の拡大を目指します。（経済振興課）

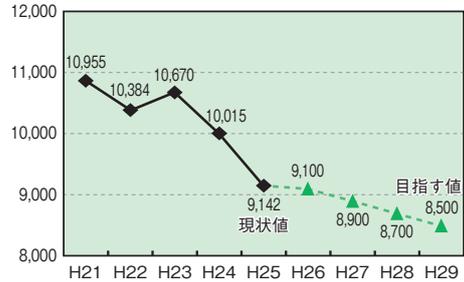
①2 青年新規就農者数【累計】（人）



【この指標について】

農地の有効活用を図り、地産地消を進めるため、農家の担い手としての青年の新規就農者の数。未来の農家の担い手の青年の発掘と定着を進めます。（経済振興課）

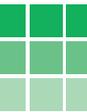
② 遊休農地の面積（アール）



【この指標について】

現在耕作されておらず、今後も耕作される見込みのない農地の面積。遊休農地が減少しているのは主に農地の転用など社会的要因によります。遊休農地の減少は、生活環境の面で社会的に寄与するため、その減少を把握します。（経済振興課）

小分野
5-(2)-①



農業

4年後のまち

- ① 自然環境と調和した良好な工業団地が形成され、職住近接^{※1}の住みやすいまちになっている。
- ② 工業団地内の立地環境の整備にあわせ、企業立地が進んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 1 就職先の選択肢に立地企業も含める。
- ① 2 市内就職について公共機関の相談窓口などを積極的に活用する。
- ② 1 企業立地に対して理解を深める。

市民2人以上でできること

- ① 1 就職についての情報交換を行う。

事業者でできること

- ① 1 環境負荷を低減する環境保全計画を立て、環境に配慮した事業活動を推進する。
- ① 2 周辺地域コミュニティと協働した事業活動を実施する。
- ① 3 就労機会の提供を積極的に行う。
- ② 1 市内での積極的な立地や施設の拡充を図る。

行政の4年間の主な取組

- ① 1 生駒市地域職業相談室についての情報の提供・周知を図ります。(経済振興課)
- ① 2 市内企業との連携により、市内の就職情報を提供できる環境の整備を行います。(経済振興課)
- ② 1 企業誘致に関する各施策についての情報を積極的に提供します。(経済振興課)
- ② 2 既存補助制度の運用や制度の拡充など、立地企業への支援を推進します。(経済振興課)
- ② 3 国や県とも連携しつつ、北田原工業団地を中心に、企業立地に必要な道路など公共施設の整備を進めます。(土木課)
- ② 4 周辺環境に配慮した企業立地を進めます。(経済振興課・環境モデル都市推進課)
- ② 5 交通アクセスの高さや豊かな自然環境を背景に、就労者の生活や居住環境に恵まれた立地条件であることをPRしながら、企業や教育施設、研究施設の誘致に取り組めます。(経済振興課)
- ② 6 基盤整備の進捗と新たな立地企業の動向により、周辺地域との景観、環境に留意した、工業適地の確保に取り組みます。(経済振興課、都市計画課)
- ② 7 時代の転換を見据えた企業誘致の取組について調査、研究を進めます。(経済振興課)

※1 職住近接：職場と家庭生活をいとなむ住居とが近接していること。

現状と課題

本市は、大阪のベッドタウンとして発展してきたことから、市外へ働きに出る人が多く、類似団体と比較しても事業所数や従業者数が低い水準にあります。

生駒市では平成22年1月に、本市への新たな企業の立地を目的として補助金制度を創設し、平成24年度末までに7企業を対象企業として認定しています。

本市唯一の工業集積地としての北田原工業団地については、都市基盤の根幹である道路の整備状況が十分でなく、企業立地の懸念材料の一つとなっており、現在地区内を横断する国道163号BP線、南北を縦断する北田原南北線の整備など、基盤整備が進められています。また、研究所の集積を目指していた学研高山地区第1工区については、規制緩和等の結果、新たに2社が進出したところ です。

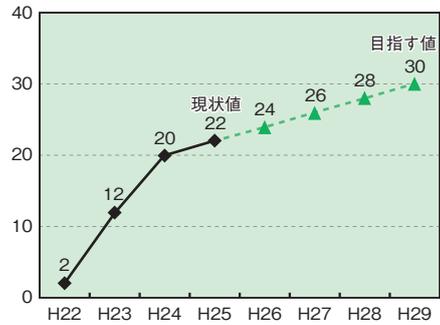
今後、新しい企業が立地を望むような魅力的な環境とするため、道路などの基盤整備をはじめ、新たな工場適地の確保、補助制度などの支援策の展開や、環境に配慮した企業活動を支援していくよう取り組んでいく必要があります。

具体的な事業

- ①1 ふるさとハローワークの相談事業について広報等で周知（経済振興課）
- ①2 ふるさとハローワークにおける求人情報の提供や職業相談の実施（経済振興課）
- ②1 ホームページ等での情報掲載（経済振興課）
- ②2 企業誘致支援事業（経済振興課）
- ②3 企業誘致関連道路整備事業（土木課）
- ②4 環境保全協定の締結の促進（経済振興課・環境モデル都市推進課）
- ②5 ホームページ等による周辺環境や優遇・補助金制度のPR（経済振興課）
- ②6 工業適地の確保（経済振興課・都市計画課）
- ②7 新たな企業誘致施策の検討（経済振興課）

指標

① 補助制度活用事業所における市内新規常用雇用者数【累計】(人)



【この指標について】

本市の企業立地施策により立地した企業において、市民を新規に雇用した人数。この数値が増えることにより、職住近接の実現を図ります。（経済振興課）

② 生駒市企業立地補助金制度による認定事業所数【累計】(事業所)



【この指標について】

企業誘致施策の成果を表す指標である企業立地促進条例に基づく認定事業所数。年間2件の対象事業所を目指します。（経済振興課）

4年後のまち

- ① 魅力ある商業機能が整い、市内での消費が拡大されている。
- ② 商工業者の経営が安定し、市内での企業活動が一層活発になっている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 できる限り市内で商品を購入するようにする。
- ①2 地場産業に関連したイベントに参加する。
- ②1 商工業に対する理解を深める。

市民2人以上でできること

- ②1 商業活性化に向けた協議会に参画する。

事業者でできること

- ①1 消費者のニーズにあった商品・サービスを提供する。
- ②1 安定的な経営を行うための企業努力を図る。
- ②2 地場産業における後継者の育成を図る。

行政の4年間の主な取組

- ①1 商店街の活性化やにぎわいづくりに向けた取組を支援します。(経済振興課)
- ①2 地場産業である竹製品の普及・啓発や後継者育成を図るための取組を支援します。(経済振興課)
- ①3 高山竹林園を拠点とし、イベントやホームページ、リーフレットなど様々な機会、媒体を通じて、高山茶釜をはじめとする本市の地場産業の周知に努めます。(経済振興課)
- ②1 市内の工業製品などを紹介する取組を行います。(経済振興課)
- ②2 中小企業等の経営の安定化を支援するため、各種資金融資制度の活用促進や、生駒商工会議所など関係機関と連携した取組を行います。(経済振興課)
- ②3 商工業振興の主体的な組織である生駒商工会議所の活動に対する支援を行います。(経済振興課)
- ②4 商工会議所など関係機関と連携し、商業活性化のための協議の機会を設けます。(経済振興課)
- ②5 北田原工業地区へのアクセス道路の整備を推進します。(土木課)
- ②6 生駒市の地域活性化を図るため起業支援を行います。(経済振興課)



ベルテラスいこま

資料

■ 現状と課題

経済状況の低迷が長引く中、本市の商工業についても依然厳しい状況が続いており、本市の産業構成を業種別で見ると、卸売・小売業、サービス業、飲食店などの市民の日常生活に密着した産業の合計が半数を超え、また、事業規模は従業員数10人未満の事業所が8割近くを占めています。

小売業の近年の状況を見ると、商店数は減少傾向にあるものの、従業員、販売額等は増加傾向にあり、郊外の大型店舗の増加などで消費者のニーズにあった商品が提供されているものと考えられます。

製造業においても、事業所数、従業員数及び製造品出荷額等のいずれもが減少傾向にあります。

商工業の振興については中小企業の経営の安定化や既存商店街の活性化、北田原工業地区のインフラ整備、地場産業における後継者の育成等が課題となっています。

■ 具体的な事業

- ①1 中小企業振興事業（経済振興課）
観光協会、生駒市アンテナショップなど関係団体との連携（経済振興課）
- ①2 伝統的工芸品育成補助金（経済振興課）
特産品振興補助金（経済振興課）
- ①3 お茶会と竹あかりの夕べの開催（経済振興課）
- ②1 企業立地ホームページでのPR（経済振興課）
ビジネスフェアへの出展・参加（経済振興課）
- ②2 中小企業融資（経済振興課）
中小企業融資制度利子補給金（経済振興課）
- ②3 商工会議所補助金（経済振興課）
- ②4 中心市街地活性化協議会と連携（経済振興課）
- ②5 企業誘致関連道路整備事業（土木課）
- ②6 起業支援融資（経済振興課）
起業セミナーの開催（経済振興課）

■ 指標

① 商工業振興イベント数（件）



【この指標について】

商工業振興イベントの開催件数。商業の活性化を示す指標であり、商工業を振興するための効果的なイベントを実施し、地域の活性化を図ります。（経済振興課）

② 起業支援融資・セミナー件数（件）



【この指標について】

生駒市起業支援融資制度にかかる融資の件数。また、起業支援に関するセミナーの開催件数。本市の商工業の活性化の指標であり、起業を支援することで商工業の振興、地域経済の活性化、市民の満足度の増進、市財政の健全化を目指します。（経済振興課）

4年後のまち

- ① 本市の地域資源を活かした取組が進められ、観光地など本市へ来訪者が訪れている。
- ② 本市の新しい特産品やお土産等の開発・PRを進めるなど、訪れた観光客や市民の満足度が高まる取組が行われている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 1 生駒の観光資源・地域資源に親しみ、理解を深める。
- ② 2 観光地やまちを美しく保つ。
- ③ 3 友人・知人に生駒の魅力を伝える。

市民2人以上でできること

- ① 1 観光資源の保存、活用に協力する。
- ② 2 観光ボランティアとして活動する。

事業者でできること

- ① 1 観光客の期待に応えるサービスやもてなしを提供する。
- ② 2 観光特産品を開発する。
- ③ 3 生駒の魅力を発信する。

行政の4年間の主な取組

- ① 1 観光協会など関係団体と連携しながら、ホームページや観光ポスター、リーフレットなど様々な媒体を通じて、身近に楽しめる観光や地域資源としての魅力のPRに努めます。(経済振興課)
- ② 2 観光振興の核となる生駒市観光協会の活動に対する支援を行います。(経済振興課)
- ③ 3 竹あかりの夕べや周辺自治体などと連携したイベント等を通じて、本市の魅力の発信と多様な交流の促進を図ります。(経済振興課)
- ④ 4 地域資源を活かしながら、観光ニーズの変化に対応した新たな取組の研究を進めます。(経済振興課)
- ⑤ 1 観光ボランティアのPRを行います。(経済振興課)
- ⑥ 2 訪れる観光客や市民の満足度を高めるため、高山竹林園やハイキングコース、公衆トイレなどの施設の充実、維持管理に努めます。(経済振興課)
- ⑦ 3 産学官の連携推進による観光振興に努めます。(経済振興課)



観光ボランティアガイド

5 地域の資源と知恵を活かし、にぎわいと活力のあるまち
(4) 観光と多様な交流の促進

資料

■ 現状と課題

本市の代表的な観光資源である生駒山や宝山寺周辺地域は、生駒山の稜線と緑を形成し、金剛生駒紀泉国定公園に指定されているとともに、財団法人古都保存財団の「美しい日本の歴史的風土100選」に選定されています。

本市では大都市近郊という立地条件と豊かな自然に恵まれているという特性を活かして、矢田丘陵遊歩道の整備、生駒山スカイウォークなどのイベント等、身近に参加し、楽しめる観光の振興に努めて来ましたが、主要な観光地である、宝山寺、生駒山上遊園地、くろんど池においては、観光客数の推移が減少ないし横ばい傾向にあります。

現在、市では地域資源のより有効な活用を目指し、平成24年度に観光ボランティアガイドを立ち上げるとともに、商工会議所、帝塚山大学、観光協会及び市の4者による産学官連携協定を締結し、その活動を通じて本市の魅力発信に努めています。

今後においては、健康志向やアウトドア志向といったニーズを踏まえ、恵まれた自然資源を活かした取組を一層進めていく必要があります。

■ 具体的な事業

- ①1 ホームページ等による観光PR（経済振興課）
- ①2 観光協会補助金（経済振興課）
- ①3 お茶会と竹あかりの夕べ（経済振興課）
- ①4 新たな観光ニーズに関する研究（経済振興課）
- ②1 観光ボランティアの育成（経済振興課）
- ②2 観光施設維持管理（経済振興課）
- ②3 産学官連携推進事業（経済振興課）

■ 指標

① 観光イベントの件数(件)



【この指標について】

生駒市及び生駒市観光協会などが主催して行ったイベントの件数。
観光客誘客のためにイベントを主催及び協力して観光客の増加を目指します。(経済振興課)

②1 観光ボランティアガイドの案内件数(件)



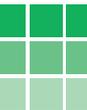
②2 観光ボランティアガイドが案内した人数(人)



【この指標について】

生駒市を訪れる観光客を観光ボランティアガイドが案内した件数及び人数で、生駒市を訪れたいニーズと機会の指標です。生駒市を訪れる機会の指標である件数と人数の増加を目指します。(経済振興課)

小分野
5-(4)-①

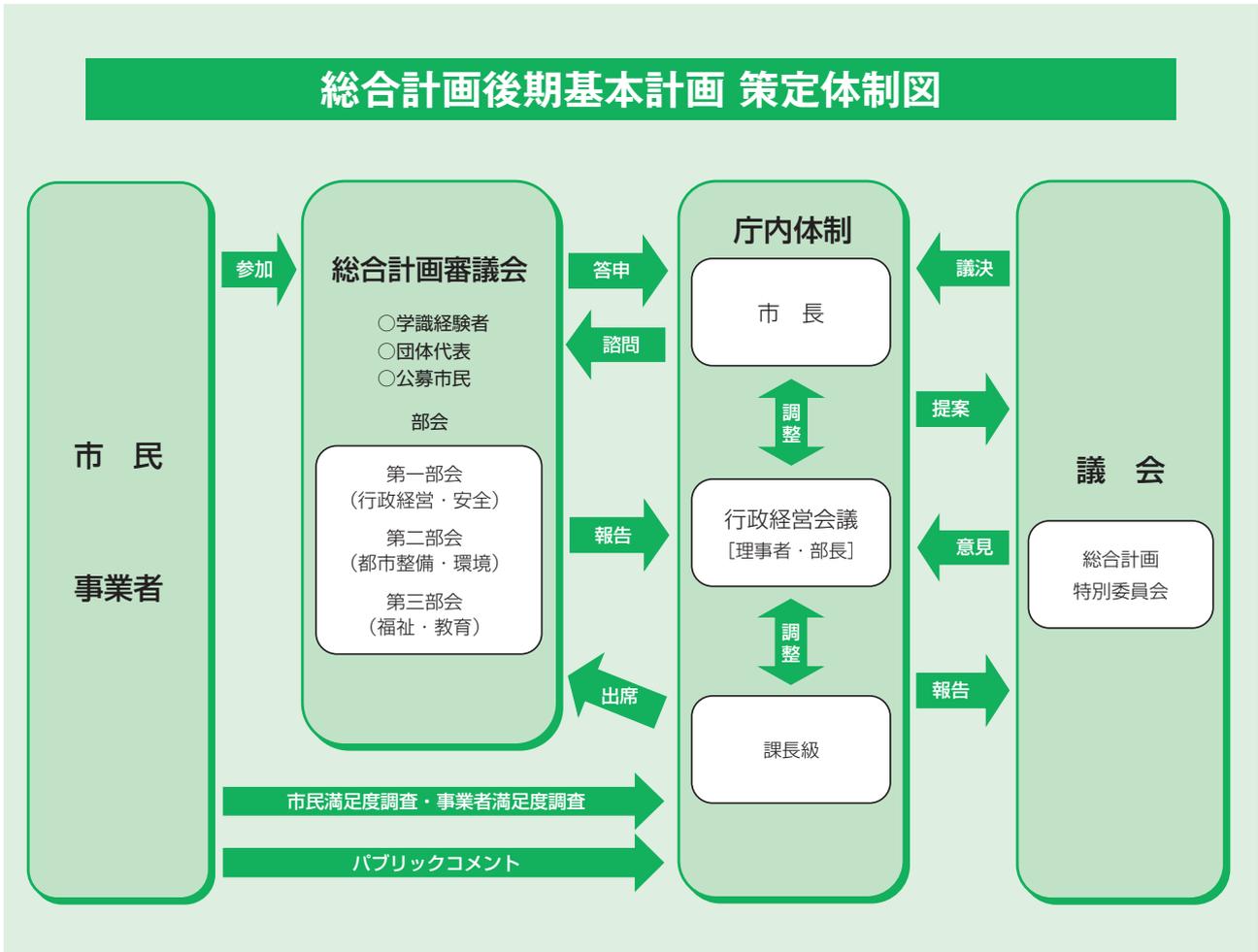


観光・交流

巻末資料

- 1 総合計画後期基本計画策定体制図
- 2 総合計画後期基本計画策定経緯
- 3 生駒市総合計画審議会条例
- 4 生駒市総合計画審議会委員名簿
- 5 生駒市総合計画についての諮問
- 6 生駒市総合計画についての答申
- 7 生駒市総合計画基本構想の概要
- 8 関連データ
- 9 関係法令

1 総合計画後期基本計画策定体制図



2 総合計画後期基本計画策定経緯

平成24年 5月15日～ 平成24年 5月31日	平成24年度市民満足度調査・事業者満足度調査実施
平成24年10月31日 平成25年 1月24日	平成24年度市民満足度調査・事業者満足度調査結果報告書作成 行政企画会議 —第5次生駒市総合計画 後期基本計画の策定について
平成25年 1月25日 平成25年 4月 8日	第5次生駒市総合計画（後期基本計画）人口フレーム設定 第1回 総合計画審議会 全体会 —委員委嘱、諮問、策定の進め方について
平成25年 6月24日	第2回 総合計画審議会 全体会 —総合計画のあり方、後期基本計画の策定について、平成24年度前期基本計画の進捗状況の検証について
平成25年 7月 1日 平成25年 7月 4日 平成25年 7月 4日	第1回 総合計画審議会 部会 ○第一部会（行政経営・安全分野） ○第二部会（都市整備・環境分野） ○第三部会（福祉・教育分野） —平成24年度前期基本計画の進捗状況の検証
平成25年 7月10日	第1回 行政経営会議 —第2回総合計画審議会全体会の審議内容を受けて、事務局案を前提として後期基本計画の策定を進めることを確認
平成25年 7月11日 平成25年 7月12日 平成25年 7月16日	第2回 総合計画審議会 部会 ○第三部会（福祉・教育分野） ○第一部会（行政経営・安全分野） ○第二部会（都市整備・環境分野） —平成24年度前期基本計画の進捗状況の検証
平成25年 7月19日	市議会に文書報告 —後期基本計画の策定に着手したこと、策定の進捗状況について文書で報告
平成25年 7月23日 平成25年 7月24日 平成25年 7月26日	第3回 総合計画審議会 部会 ○第二部会（都市整備・環境分野） ○第三部会（福祉・教育分野） ○第一部会（行政経営・安全分野） —平成24年度前期基本計画の進捗状況の検証
平成25年 8月22日	第3回 総合計画審議会 全体会 —総合計画のあり方について、後期基本計画の策定について、平成24年度総合計画進行管理検証結果報告書について

平成25年 9月27日	企画総務委員会 —所管事務調査、総合計画のあり方に係る総合計画審議会の審議状況について報告
平成25年 9月30日	第4回 総合計画審議会 全体会 —総合計画のあり方について、後期基本計画の策定について、平成24年度総合計画進行管理検証結果報告書について
平成25年10月15日	総合計画審議会 中間答申 —答申事項1 総合計画のあり方について —答申事項3 総合計画の進行管理（平成24年度末）について
平成25年11月11日	第2回 行政経営会議 —後期基本計画（素案）の作成について
平成25年12月10日	生駒市総合計画特別委員会設置 —第5次生駒市総合計画後期基本計画の策定について
平成26年 1月7日	第5回 総合計画審議会 全体会 —後期基本計画（素案）の審議について
平成26年 2月3日	第3回 行政経営会議 —後期基本計画（案）策定スケジュールについて
平成26年 1月30日	第4回 総合計画審議会 部会 ○第二部会（都市整備・環境分野）
平成26年 1月31日	○第三部会（福祉・教育分野）
平成26年 2月6日	○第一部会（行政経営・安全分野） —後期基本計画（素案）の検討
平成26年 2月3日	第5回 総合計画審議会 部会 ○第三部会（福祉・教育分野）
平成26年 2月10日	○第二部会（都市整備・環境分野）
平成26年 2月14日	○第一部会（行政経営・安全分野） —後期基本計画（素案）の検討
平成26年 2月17日	第6回 総合計画審議会 部会 ○第一部会（行政経営・安全分野）
平成26年 2月18日	○第二部会（都市整備・環境分野）
平成26年 2月19日	○第三部会（福祉・教育分野） —後期基本計画（素案）の検討
平成26年 2月27日	生駒市総合計画特別委員会 —今後の審査方法について
平成26年 3月3日	第4回 行政経営会議 —後期基本計画（素案）の策定状況の報告 —総合計画審議会が実施するパブリックコメントについて確認

平成26年 3月5日	第6回 総合計画審議会 全体会 —後期基本計画(素案)について —パブリックコメントについて
平成26年 3月13日	第7回 総合計画審議会 全体会 —後期基本計画(素案)について —パブリックコメントについて
平成26年 3月20日	生駒市総合計画特別委員会 —第5次生駒市総合計画後期基本計画(案)のパブリックコメントの実施 について報告
平成26年 4月1日～ 平成26年 4月30日	後期基本計画(案)のパブリックコメントの実施
平成26年 4月1日	生駒市総合計画特別委員会 —総合計画審議会会長及び会長代理から審議状況について説明
平成26年 4月4日	生駒市総合計画特別委員会 —各担当課からパブリックコメント案の説明
平成26年 4月23日	生駒市総合計画特別委員会 —第5次生駒市総合計画後期基本計画(案)のパブリックコメントにつ いて
平成26年 5月9日	市議会からパブリックコメント案についての意見提出
平成26年 5月12日	第8回 総合計画審議会 全体会 —パブリックコメント及び市議会からの意見への対応について
平成26年 5月23日	第9回 総合計画審議会 全体会 最終答申 —パブリックコメント及び市議会からの意見への対応について —答申事項2 後期基本計画の策定について
平成26年 5月26日	第5回 行政経営会議 —後期基本計画を決定(議会上程)
平成26年 6月19日	生駒市総合計画特別委員会 —議案第44号 第5次生駒市総合計画後期基本計画を定めることについて
平成26年 6月24日	生駒市議会 —第5次生駒市総合計画後期基本計画 修正可決 第5次生駒市総合計画後期基本計画 策定

3 生駒市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 生駒市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定及び適切な進行管理を図るため、生駒市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 総合計画の策定に関すること。
- (2) 総合計画に基づく施策等の取組状況及び成果の検証に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(関係者の出席等)

第8条 審議会又は部会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4 生駒市総合計画審議会委員名簿

◎=会長 ○=会長代理

(敬称略・選出区分別の氏名50音順)

選出区分		氏名	所属母体・役職等
学識経験のある者 (3)	◎	ナカガワ イク オ 中川 幾郎	帝塚山大学 名誉教授
	○	ヒサ タカヒロ 久 隆浩	近畿大学総合社会学部 教授
		カトウ ヨウ コ 加藤 曜子	流通科学大学サービス産業学部 教授
その他市長が 必要と認める者	団体代表者 (6)	オオハラ サトシ 大原 暁	生駒商工会議所 専務理事 ※
		カジイ ノリ コ 梶井 憲子	生駒市生涯学習推進連絡会 理事
		クスシタ タカ オ 楠下 孝雄	生駒市環境基本計画推進会議 代表
		ナガノ ヨウ コ 永野 洋子	生駒市赤十字奉仕団 委員長
		ムロイ ヒロ コ 室井 博子	生駒市民生・児童委員連合会 前会長
		モリオカ フミ オ 森岡 文夫	生駒市自治連合会 副会長
	一般公募市民 (6)	イグチ マスユキ 井口 益之	公募市民
		イマトウ ハル オ 今任 晴夫	公募市民
		オオノ タカ オ 大野 孝夫	公募市民
		タケウチ トモサ 竹内 奉正	公募市民
		ナルカワ アキ ヨ 生川 晶代	公募市民
		フクシマ ツヨシ 福島 毅	公募市民

※平成25年4月8日～7月15日まで久保昌城氏(生駒商工会議所会頭)、同年7月16日から大原暁氏(生駒商工会議所専務理事)が委員就任。

5 生駒市総合計画についての諮問

生 企 第 1 号

平成25年4月8日

生駒市総合計画審議会会長 様

生駒市長 山 下 真

第5次生駒市総合計画について（諮問）

第5次生駒市総合計画について、生駒市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

記

諮問事項1 総合計画のあり方について

- (1) 総合計画の役割・位置付け・構成について
- (2) 計画期間・計画策定の時期について

諮問事項2 後期基本計画の策定について

諮問事項1を踏まえ、パブリックコメントも実施の上、後期基本計画の案を策定する。

諮問事項3 総合計画の進行管理（平成24年度末）について

6 生駒市総合計画についての答申

〈中間答申〉

平成25年10月15日

生駒市長 山下 真 様

生駒市総合計画審議会
会 長 中 川 幾 郎

第5次生駒市総合計画について（答申）

平成25年4月8日付け生企第1号で諮問のあった第5次生駒市総合計画に係る、諮問事項1及び諮問事項3について慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり取りまとめましたので答申します。

本審議会においては、総合計画を構成する各計画を役割から位置付け、計画の構成や計画期間等について審議を行うとともに、平成24年度末時点における前期基本計画の進捗状況について目指す姿の実現状況を見極めるよう、指標の動向や市民、事業者の実感度、行政を中心とした市民、事業者等それぞれの役割分担状況を検証し、分野ごとに審議を行いました。

今後、後期基本計画の策定に当たっては、本市における基本計画の役割と位置付けを十分踏まえた上で、4年間にわたってこれまで進行管理してきた前期基本計画の検証結果を新たな計画に大いに反映されるよう要望します。

記

答申事項1

別添「本市の総合計画のあり方について」

答申事項3

別添「平成24年度生駒市総合計画進行管理検証報告書」

〈最終答申〉

平成26年5月23日

生駒市長 山下 真 様

生駒市総合計画審議会
会 長 中 川 幾 郎

第5次生駒市総合計画について（答申）

平成25年4月8日付け生企第1号で諮問のあった第5次生駒市総合計画に係る、諮問事項2について慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり取りまとめましたので答申します。

本審議会においては、後期基本計画の策定にあたって、基本構想に掲げた将来都市像の実現に向けた取組の強化を見直しの基本方針に据えるとともに、前期基本計画の基本的な枠組を踏襲しつつ、市民満足度調査の結果や市長マニフェストを考慮し、4年間に亘って実施してきた前期基本計画の進行管理から明らかになった課題を踏まえ、確実に進行管理ができる計画に改訂することを念頭に審議を行ってきました。

今後、計画の推進にあたっては、将来都市像の実現に向けた戦略的アプローチとして、社会、環境、経済の3つの側面がバランスよく発展した持続可能なまちづくりを重点的に進められるよう要望します。

記

答申事項2

別添「第5次生駒市総合計画 後期基本計画（案）」

7 生駒市総合計画基本構想の概要

1 基本理念

本計画に基づくまちづくりを実現する上で、あらゆる分野において常に踏まえるべき共通の考え方を、次のとおり定めます。

(1) 市民主体のまちづくり

まちづくりの主体は市民です。市民主体のまちづくりの基本ルールを定めた生駒市自治基本条例等に基づき、あらゆる分野における、市民の参画、市民・事業者・行政の協働を推進します。

(2) 自助・共助・公助

身近な暮らしに関わるまちづくりにおいては、まず「自助」（自分自身が行う）、次に「共助」（周囲や地域が協力する）、そして「公助」（行政が支援し、補完する）という考え方を基本とします。

(3) 持続可能な都市経営

少子・高齢化の進行、増え続ける社会保障経費、厳しい財政状況、地球環境問題の深刻化など、これまでの様々なシステムの持続可能性を大きく揺るがす変化が本市を取り巻いています。こうした変化に対応するため、既存の方法を不断に見直し、次世代へ引き継ぐための持続可能な都市経営を行います。

2 生駒市の将来都市像

生駒市は緑豊かな自然環境に恵まれながら、大都市へのアクセスが優れた交通利便性の高い、関西を代表する良好な住宅都市として発展してきました。

今後は、この住宅都市という基本的な方向性をしっかりと受け継ぎながら、少子・高齢化、さらには人口減少社会の到来や、地球環境問題の深刻化、安全・安心への不安の高まりという厳しい社会環境においても、いつまでも住み続けたいと思えるまちを築いていきたいと考えています。

まちづくりの主役は市民です。本市には様々な能力や経験をもった市民がたくさんおられます。市民自治の原点に立ち返って、市民の力や地域の活動をまちづくりの推進力とし、人と人がつながることによって、安全・安心、教育や環境など様々な場面で「ぬくもりあふれるまち」を築いていくことを目

指します。また同時に、大都市近郊にあり、学研都市に位置づけられているという本市の立地を活かしながら、市内の経済活動の活性化を図り、さらにワークライフバランスの観点にも配慮しつつ、若者や子育て・勤労世代にとって魅力のある「活力あふれるまち」を築いていくことを目指します。そして、可能な限り将来世代に負担を積み残さず、無駄を省き、資源を大切にする持続可能なまちづくりを進めていきます。

このような考え方から、本市の将来都市像を次のように掲げます。

将来都市像

市民が創る ぬくもりと活力あふれるまち・生駒

さらに、この将来都市像を実現するために、まちづくりの目標を次のように定めます。

まちづくりの目標

- I 市民が主役となってつくる、参画と協働のまち
- II 子育てしやすく、だれもが成長できるまち
- III 環境にやさしく、自然と都市機能が調和した、住みやすいまち
- IV いつでも安全、いつまでも安心して暮らせるまち
- V 地域の資源と知恵を活かし、にぎわいと活力のあるまち

3 施策の大綱

1 市民が主役となってつくる、参画と協働のまち

(1) まちづくりにおける市民の参画と協働

まちづくりのすべての分野において、施策・事業の計画段階から実施段階に至るまで、様々な市民参画の機会を確保するとともに、市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、積極的に関わることで、協働によるまちづくりを推進します。また、情報公開の推進により、市民との情報共有を図りながら、透明性の高い行政運営を行います。

(2) 地域活動・市民活動の活性化

誰もが身近に感じられ、気軽に、楽しく参加できる自治会をはじめとした地域コミュニティ活動を促進し、ずっと住み続けたいと思う地域社会をつくります。また、まちづくりの担い手として期待されるボランティア、NPO団体などの多様な市民活動を支援します。

(3) 人権の尊重

すべての市民の人権を保障するため、人権教育・人権啓発、人権相談などの充実により、人権尊重のまちづくりを推進します。また、男女共同参画社会を実現するため、家庭や地域、職場等のあらゆる分野において男女の共同参画を推進するとともに、多文化が共生し、外国人も安心して暮らせる環境を整備します。

(4) 健全で効率的な行財政運営の推進

市民の参画と協働による行財政改革を進め、各種財政指標の維持・改善を図りながら、健全で計画的・効率的な行財政運営を行うとともに、効果的な投資の見極めを行い、施策の成果を意識した行政サービスを提供します。また、職員の意識改革や能力向上を推進します。

2 子育てしやすく、だれもが成長できるまち

(1) 子育て支援の充実

生駒の地域社会を担う子どもたちの健やかな成長と子育てを支援するため、母子保健医療サービス、保育サービス等の充実とともに、家庭の子育て力を高めるため、啓発、情報提供、相談事業等を実施します。また、地域全体で子育てをしていく体制づくりを促進します。

(2) 学校教育の充実

情報化、国際化などの社会経済環境の変化に対応し、子どもたち一人ひとりの個性と能力が発揮されるよう、よりきめ細かい学校教育を実現するため、家庭や地域の住民・団体との連携を図りつつ、幼稚園・小学校・中学校における学校教育の充実を図ります。

(3) 生涯学習の推進

市民が生涯を通じて学び、成長することができるまちを目指して、活動の基盤となる公共施設の利便性を高めるとともに、社会経済環境の変化に対応した学習事業の充実、市民の自発的な学習活動を支援します。

(4) 文化・スポーツ活動の推進

市民力を活かした個性豊かな文化の創出と「ふるさと生駒づくり」に向け、市民のニーズに応じた多様な文化活動の支援、文化財などの伝統文化の継承を図るとともに、市民が生涯健康で活力ある生活が送れるよう、スポーツ・レクリエーション活動を振興します。

3 環境にやさしく、自然と都市機能が調和した、住みやすいまち

(1) 適切な土地利用の推進

地域の状況に応じた適切な土地利用を進め、自然とバランスよく調和した良好な住環境の維持・形成を図っていきます。また、生駒駅前北口再開発地区をはじめとした利便性の高い地区については、土地の高度利用を図ります。

なお、学研高山地区第2工区については、「自然環境との共生」を軸とした適切な土地利用の配置・誘導に努めます。

(2) 交通ネットワークの整備

本市の地理的条件や交通基盤の整備状況を勘案し、総合的な観点から市内交通網の整備、幹線交通網とのネットワーク化やバス等の公共交通機関の充実を進めるとともに、身近な生活道路の整備を進め、市民の利便性の向上を図ります。

(3) 環境配慮社会の構築

地球温暖化をもたらすエネルギーの削減や新たなエネルギーの利活用など、環境への影響を配慮した資源循環型社会の構築を目指し、市民・事業者・行政が、自ら学び、責任を自覚し、行動を変えていきます。また、廃棄物の減量化・再使用・再資源化を進めるとともに、廃棄物の適切な処理を行います。

(4) 生活環境の整備

快適な生活環境を支える污水处理施設（公共下水道、合併処理浄化槽）の計画的な整備、生活排水対策による河川の水質改善を図るとともに、生活環境保全のため、地域の状況に応じた公害対策や美化の推進を図ります。また、水道事業の健全かつ効率的な経営を行います。

(5) 緑・水環境の保全と創出

本市が緑豊かな住宅都市であり続けるために、山地や樹林、河川などの自然的資源を保全・活用し、次世代に引き継ぐとともに、新たな緑化により緑を創出し、市民と行政の協働により花と緑と自然のまちづくりを進めます。

4 いつでも安全、いつまでも安心して暮らせるまち

(1) 地域で助け合い、支え合う仕組みの整備

市民の様々な福祉的なニーズに対応していくため、地域内のコミュニケーションを活発化し、

ボランティアや地域コミュニティや市民団体が連携することにより、相互扶助の精神を基本とする地域福祉基盤を強化します。

(2) 健康づくりの推進

すべての人が健康的な生活習慣を確立し、いつまでも健康で暮らせるよう、学校との連携、地域における自主的な活動の促進によって、各年齢層に応じた健康づくり活動や健康教育の充実を図るとともに、健康診査など疾病予防対策の充実を図ります。

(3) 医療サービスの充実

少子化や高齢化等を背景として求められる医療ニーズに対応するため、政策医療を担う地域の中核的な病院の設置、地域の医療機関等の連携体制の強化により、地域完結型の医療体制を構築するとともに、24時間体制の救急医療の充実を図り、誰もが安心して受けられる医療サービスを提供します。

(4) 高齢者の生活を支えるサービスの実施

高齢者がいつまでも生き生きと暮らしていくことができるよう、介護保険などの社会保障制度に基づく様々なサービスを実施します。また、高齢者の生活を支える持続可能な保健福祉サービスの運用を行います。

(5) 障がい者の生活を支えるサービスの実施

ノーマライゼーションを基本理念とし、障がい者が地域社会で暮らしていくことができるよう、障がい者（児）保健福祉サービスを実施するとともに、様々な社会活動への参画機会の充実を図ります。

(6) 人にやさしい都市環境の整備

高齢者や障がい者をはじめ、すべての人にやさしいまちをつくるため、公共施設、道路、公共交通機関などにおけるバリアフリー化を推進します。また、できるだけ多くの人々が利用可能であるようなデザイン（ユニバーサルデザイン）に配慮したまちづくりを推進します。

(7) 地域防災体制の充実

道路・河川の整備、ライフラインの強化、公共施設などの耐震化等により災害に強いまちづくりを推進し、広域的な連携により効率的・効果的な消防体制の確保を図るとともに、「自分たちの地域は自分たちで守る」という考えに基づき、自主防災会などの地域住民と防災関係機関の連携による地域防災体制を構築します。

(8) 生活の安全の確保

市民の安全な生活を確保するため、地域住民と関係機関の連携によって、交通安全対策、地域防犯対策、通学安全対策の充実を図るとともに、消費者の暮らしを守るための施策等の推進を図ります。

5 地域の資源と知恵を活かし、にぎわいと活力のあるまち

(1) 学研都市との連携

学研都市の地区があるという本市の特性を活かし、奈良先端科学技術大学院大学や研究機関と連携しつつ、学術研究機能の集積を進め、知的資源を活かした特色あるまちづくりを推進します。

(2) 農業の振興

大都市近郊農業としての生産機能と農地の保水・緑地機能としての役割を考慮しながら、「地産地消」の推進などによって特色ある農業の振興を進めます。また、市民農園の運営などにより、地域住民との連携を図ります。

(3) 商業・工業の振興

地域経済の活性化や市内の就業機会の増加を図るため、大都市圏へのアクセス性や学術研究機関等が集積する学研都市の優位性を活かしながら、企業の積極的な誘致を推進するとともに、既存工業の活性化、商業の振興に取り組みます。

(4) 観光と多様な交流の促進

様々な歴史文化資源や大都市近郊で自然に恵まれた環境を活用し、これら資源のネットワーク化やPR活動の強化により、市の内外に広く情報発信を行い、観光の振興と市民レベルの多様な交流を促進します。

8 関連データ

各小分野において関連するデータについて、前期基本計画で掲載したデータの平成21年度から平成25年度までの実績値を示しています。

小分野No	関連データ	関連データの説明	H21	H22	H23	H24	H25	出所
111	市政に関心を持つ市民の割合(%)	市民満足度調査における一般市民の市政への関心度の割合。	—	62.6	—	61.7	—	生駒市市民満足度調査
112	ホームページへのアクセス件数(件)	生駒市公式ホームページのトップページへの年間アクセス件数。	1,074,237	1,075,503	1,083,740	1,160,072	1,110,903	情報政策課
121	自治会加入率(%)	自治会加入世帯数/総世帯数(住民基本台帳登録世帯数+旧制度の外国人登録世帯数)	83.65	82.75	81.94	81.38	81.12	市民活動推進課
131	人権教育地区別懇談会の開催数[累計](回)	暮らしの中で人権が尊重できるまちづくりを目指して、平成14年度から始まった各自治会別に開催する人権教育地区別懇談会の累計回数。	125	155	174	195	207	人権施策課
132	男女共同参画プラザへの相談件数(件)	男女共同参画プラザで受ける女性の日常生活上の心配ごとや悩みごとに関する相談件数。	612	716	657	811	633	男女共同参画プラザ
133	外国人数(人)	住民基本台帳に登録されている外国人数(旧制度の外国人登録の登録者数)	961	1,015	1,027	1,049	979	市民課
141	総合的な住みやすさの満足度(%)	市民満足度調査における一般市民の総合的な住みやすさの満足度で、「非常に満足」「満足」「やや満足」と回答した人の割合。	—	56.0	—	60.8	—	生駒市市民満足度調査
142	市民サービスコーナーの利用率(%)	市民課が取り扱う窓口業務に対する市民サービスコーナー(7箇所)の利用割合。	23.5	23.9	21.5	19.1	19.2	市民課
143	経常収支比率(%)	市の財政構造の弾力性を表す財政指標で、数値が低いほど弾力性が高いことを表します。	95.5	90.2	92.4	89.2	—	財政課
144	市の職員数(人)	4月1日現在の常勤の一般職の職員数(臨時・嘱託職員を除く。)	907	875	861	848	828	人事課
211	乳幼児健診受診率(%)	乳幼児健診(3か月児・7か月児・12か月児・1歳6か月児・2歳6か月児・3歳6か月児)の平均受診率。	92.9	93.7	92.9	94.3	99.0	健康課
212	保育所待機児童数(人)	保育所入所申込者のうち、保育所に入所できなかった児童数。(3月1日現在)	151	180	205	226	195	こども課
213	ファミリー・サポート事業の利用件数(件)	ファミリー・サポート事業の年間の延べ利用件数。	1,222	1,095	1,234	2,305	2,379	子育て支援総合センター
221	市立幼稚園園児数(人)	市立幼稚園の全園児数。(5月1日現在)	1,751	1,735	1,741	1,759	1,633	こども課
222	市立小中学校の児童・生徒数(人)	市立小中学校の全児童・生徒数。(5月1日現在) [上段] 合計 [中段] 小学校 [下段] 中学校	10,005 7,052 2,953	10,123 7,159 2,964	10,229 7,141 3,088	10,372 7,164 3,208	10,470 7,283 3,187	教育総務課
223	特別支援学級の学級数(学級)	小中学校における特別支援学級の学級数(5月1日現在)	57	64	63	64	62	教育総務課

小分野No	関連データ	関連データの説明	H21	H22	H23	H24	H25	出所
231	図書貸出冊数(万冊)と市民1人当たりの図書貸出冊数(冊)	図書の年間貸出冊数と市民一人当たりの貸出冊数(年間貸出冊数/総人口)。	133.0 11.1	135.3 11.3	132.8 11.0	130.6 10.8	125.4 10.4	図書館
232	青少年の健全育成についての満足度(点)	市民満足度調査における一般市民の青少年の健全育成の満足度。	—	48.0	—	46.1	—	生駒市市民満足度調査
241	市民文化祭の参加者数(人)	毎年秋に実施する市民文化祭(自主学習グループフェスタ、リベラルコンサート、いこま寿大学祭、演劇鑑賞会など)の延べ参加者数。	12,254	11,912	10,874	11,576	11,068	生涯学習課
242	地域のまつり・伝統芸能などの保存継承活動に参加している人の割合(%)	市民満足度調査における一般市民の「地域の祭り・伝統芸能などの保全継承活動」に「よく参加している」「時々参加している」と回答した人の割合。	—	31.8	—	32.0	—	生駒市市民満足度調査
243	市内体育施設の利用者数(人)	市内体育施設(体育館、グラウンド、テニスコート、プール等)の年間利用者数。	528,274	849,810	929,821	911,603	911,786	スポーツ振興課
311	土地の地目別面積の割合(%)	土地の地目別面積の割合[上段]山林[中上段]宅地[中下段]田畑[下段]その他	33.1 34.3 24.0 8.6	33.1 34.7 23.9 8.3	33.0 34.8 23.8 8.4	33.1 34.9 23.4 8.6	32.8 35.3 23.2 8.7	課税課
312	一般世帯の1世帯あたりの住宅延床面積(m ²)	国勢調査における一般世帯の1世帯あたりの住宅延床面積。(平成22年度国勢調査からは床面積別の世帯数を集計)	(H17) 109.0m ²	(H22) 0~29m ² 2,752世帯 30~49m ² 2,885世帯 50~69m ² 5,280世帯 70~99m ² 11,465世帯 100m ² 以上 21,853世帯				国勢調査
321	市道の舗装率(%)	全市道のうち舗装されている市道の割合。	82.6	82.9	82.9	83.0	83.0	管理課
322	公共交通機関の1日平均利用者数(人)	鉄道とバスの1日平均利用者数。[上段]鉄道[下段]バス	51,538 27,006	51,188 26,657	50,802 26,071	50,816 26,109	— —	近畿日本鉄道(株) 奈良交通(株)
331	一般家庭の一人一日あたりのごみの排出量(g)	一般家庭から出される一人一日あたりのごみの排出量。	625	621	604	612	611	環境事業課
332	出前講座の受講者数(人)	市職員等が実施する環境についての出前講座の受講者数。	400	1,027	2,287	1,375	1,891	環境モデル都市推進課
341	下水道普及率(%)	総人口に対する下水道整備区域内人口の割合。	57.3	58.9	60.7	62.2	64.0	下水道推進課
342	公害相談件数(件)	市民から寄せられる騒音、振動、悪臭などの公害に関する年間の相談件数。	44	35	24	25	24	環境モデル都市推進課
343	不法投棄の回収件数(件)	不法投棄防止パトロールにて回収した廃棄物の件数。	301	371	358	299	256	環境事業課
344	1人1日平均配水量(リットル)	給水人口1人の1日あたりの平均配水量。1日平均配水量/給水人口で算出される。	295	297	290	287	286	総務課(水道)
351	河川におけるBOD測定値(mg/l)	竜田川及び富雄川の市境におけるBODの測定値。[上段]竜田川[下段]富雄川	6.7 2.9	5.8 1.9	4.9 2.2	5.0 2.7	4.4 3.2	環境モデル都市推進課
352	市民一人あたりの都市公園等の面積(m ²)	総人口に対する都市公園及び都市公園以外の公共施設緑地面積等の割合。	19.7	19.6	19.5	19.7	19.8	公園管理課
411	高齢者サロン等の数(箇所)	ボランティア等が主体となって運営する、高齢者が地域で気軽に集えるサロンの数。	32	36	38	42	43	高齢福祉課

小分野No.	関連データ	関連データの説明	H21	H22	H23	H24	H25	出所
421	食育に関心のない市民の割合 (%)	「食育に関するアンケート調査結果」において、「食生活にはあまり関心がない」と回答した人の割合。[上段]成人[中段] 中学生 [下段] 小学生	(H19) 7.9 23.4 15.5	—	—	(H24) 8.0 17.0 14.1	—	健康課
441	介護予防等の事業実施回数(回)	市、地域活動団体及び民間事業者による健康づくり、生きがいがづくり、介護予防等の事業実施数。	492	479	540	595	678	介護保険課
442	生活保護の被保護者数等 (人・%)	被保護者数と生活保護率。 [上段] 被保護者数 [下段] 生活保護率	688 5.75	767 6.38	812 6.71	839 6.93	829 6.84	保護課
451	障がい者数(手帳保持者)(人)	身体・知的・精神障がい者の人数。[上段] 身体 [中段] 知的 [下段] 精神	3,228 499 278	3,324 516 312	3,399 536 345	3,550 553 381	3,610 586 381	障がい福祉課
461	バリアフリー歩道の整備の推移 [累計] (m)	バリアフリー化された歩道延長の推移。	24,967	25,860	26,530	26,530	27,380	土木課
471	住宅耐震診断補助棟数 [累計] (棟)	一般の住宅に対して耐震診断の補助を行った棟数。	340	372	419	453	479	建築課
472	自主防災組織の組織率 (%)	市全体の世帯数に対する自主防災会のある地域の世帯数の割合。	62.9	80.9	84.2	86.1	90.1	危機管理課
473	年間火災発生件数 (件)	建物のほか、林野や車両などの火災発生件数。	24	40	33	25	27	予防課
481	交通事故の発生件数 (件)	人身事故及び物損事故の年間の発生件数。[上段] 合計 [中段] 物損事故 [下段] 人身事故 [年度件数]	2,538 2,206 332	2,383 2,059 324	2,822 2,467 355	2,659 2,399 260	2,715 2,510 205	奈良県警察本部
482	刑法犯罪発生件数 (件)	生駒警察署において強盗や傷害、詐欺などの刑事犯罪の発生があったと認められた件数。【暦年件数】	918	906	775	651	730	奈良県警察本部
511	学研都市区域内におけるイベントの後援回数 (件)	学研都市区域内で開催されるイベントに対して後援した件数	5	4	5	4	6	都市計画課
521	遊休農地の面積 (アール)	現在耕作されておらず、今後も耕作される見込みのない農地の面積。	10,955	10,384	10,670	10,015	9,142	経済振興課
531	市内製造業の事業所数(箇所)・従業員数 (人)	従業員が4人以上いる市内製造業の事業所数 [上段] と従業員数 [下段]。	114 2,556	110 2,489	—	113 2,705	—	奈良県「工業統計調査」
532	小売業販売額(億円)と市民1人当たりの小売業年間販売額 (万円)	小売業年間販売額 [上段] と市民1人当たりの小売業年間販売額 (小売業年間販売額/総人口) [下段]	(H19) 933 79.6	—	—	—	—	奈良県「商業統計調査」
541	観光地の来訪者数 (万人)	本市の主要な観光地(宝山寺、生駒山上遊園地、くろんど池キャンプ場、生駒山麓公園、高山竹林園)の来訪者数。	169.8	164.0	162.0	164.0	168.0	経済振興課

9 関係法令

○生駒市自治基本条例（抄）

（総合計画等の策定）

第19条 市は、市民参画の下、総合的な市政運営の指針として、基本構想及びこれに基づく基本計画（以下これらを「総合計画」という。）をこの条例の趣旨にのっとり策定し、計画的な市政運営に努めるものとする。

2 市は、行政分野ごとの計画については、総合計画に則して策定するものとする。

3 市は、前2項の各計画の進行管理を的確に行うものとする。

○生駒市の市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき市行政に係る重要な計画の策定等を議会の議決事件として定めること等により、市行政の計画の立案過程における議会の監視機能を強化するとともに、市民の視点に立った透明性の高い市行政を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市行政に係る重要な計画 生駒市パブリックコメント手続条例（平成19年12月生駒市条例第25号）第3条第1項第1号に規定する計画又は方針をいう。

(2) 基本構想 総合的かつ計画的な市行政の運営を図るために定める基本的な構想をいう。

(3) 基本計画 基本構想に基づき市の行政分野全般に係る政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画をいう。

(4) 各行政分野における基本的な計画 市行政に係る重要な計画のうち、基本構想及び基本計画以外のものをいう。

（議会の議決）

第3条 市長は、基本構想及び基本計画の策定、変更（軽微な変更を除く。以下同じ。）又は廃止をするときは、議会の議決を経なければならない。

（議会への報告）

第4条 実施機関（生駒市パブリックコメント手続条例第2条第2号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）は、市行政に係る重要な計画の策定、変更又は廃止をしようとするときは、その立案過程において、遅滞なく、これを議会に報告しなければならない。

2 実施機関は、各行政分野における基本的な計画の策定、変更又は廃止をしたときは、遅滞なく、これを議会に報告しなければならない。

（意見の申出）

第5条 議会は、市を取り巻く社会的情勢の変化等の理由により、基本構想及び基本計画の策定又は変更の必要があると認めるときは、市長に対し、意見を申し出ることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



■ 生駒市総合計画後期基本計画

市民が創る めくもりと活力あふれるまち・生駒

(平成26年6月)

編集・発行 生駒市 企画財政部 企画政策課
〒630-0288 生駒市東新町8番38号
電話：0743-74-1111 (代表)

公式ホームページ <http://www.city.ikoma.lg.jp/>



生駒市

